

平成25年第2回能登町議会定例会 会期日程表

平成25年6月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	5	水	午前 10 時 00 分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願・陳情上程・委員会付託
第 2 日	6	木		休会(常任委員会)
第 3 日	7	金		休会(常任委員会)
第 4 日	8	土		休会
第 5 日	9	日		休会
第 6 日	10	月		休会
第 7 日	11	火	午前 10 時 00 分	一般質問
第 8 日	12	水	午前 10 時 00 分	一般質問
第 9 日	13	木	午前 10 時 00 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開会（１０時００分）

開会・開議

議長（宮田勝三）

ただいまから、平成２５年第２回能登町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（宮田勝三）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、７番 河田信彰君、１０番 奥成壮三郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（宮田勝三）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月１３日までの９日間にすると思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月１３日までの９日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（宮田勝三）

日程第３「諸般の報告」を行います。地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席して

いる者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承ください。

次に、本定例会に町長より別冊配布のとおり、報告 7 件、議案 2 件、諮問 2 件が提出されております。

次に、町長から地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、「平成 24 年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び「平成 24 年度能登町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」並びに平成 24 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」の報告があり、報告第 5 号、報告第 6 号、報告第 7 号としてお手元に配布いたしましたので、ご了承ください。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による、「株式会社能登町ふれあい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承ください。

次に、監査委員から、平成 25 年 2 月分、3 月分、4 月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案等上程

報告第 1 号から報告第 4 号、報告第 8 号から報告第 10 号

議案第 57 号、議案第 58 号

諮問第 1 号、諮問第 2 号

議長（宮田勝三）

日程第 4 報告第 1 号「平成 24 年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分承認を求めることについて」から日程第 14 諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの 11 件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日、ここに平成 25 年第 2 回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、

議員各位には、ご多用にもかかわらずご出席を賜わり厚くお礼申し上げます。

定例会の開会にあたり、所信を述べる機会を頂きましたことに対して、心より感謝申し上げます。

去る3月の町長選挙につきましては、議員各位をはじめ、多くの町民の皆様の信託を得て、無投票当選という栄誉を賜り、三たび町政運営の舵取りを担わせていただくことになりました。心から感謝を申し上げるとともに改めて果たすべき責任の重大さに身の引き締まる思いであります。本任期中は初心を忘れず皆様からの厚い負託に迅速に応えるべく全力を傾注して職務に邁進する所存ですので、議員各位並びに町民の皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、厚生労働省が去る3月27日に公表した2040年の人口推計によりますと、能登町の人口は半減し65歳以上の高齢化率は5割を超え、ともに石川県下のワーストワンとなる悪い予測が出されました。今回発表されたこの人口推計は大変厳しい内容であります、私の使命は議員の皆様と共に一丸となって知恵を出し合いながら、この悪い予測を覆すことだと思っております。

安部総理大臣は第183回通常国会での所信表明演説の最後で、芦田元総理大臣の話を引用いたしました。戦後の焼け野原の中で、「将来はどうなるだろうか」と思い悩む若者たちを諭して、「どうなるだろうか」と他人に問いかけるのではなく、「我々自身の手によって運命を開拓するほかに道はない」と言っております。少子高齢化の問題は、今日明日で解決できるような簡単な問題ではありませんが我々自身の手によって運命を開拓するほかに道はありません。議員の皆様とは「この町を良くしたい」、「町民のために力を尽くしたい」との思いは共通であります。皆様とともに、自らの力で、「どうにかする」という強い意志を持って、あらゆる事にあたり、建設的な議論を行い、そして課題解決に向け挑戦していくことが能登町の未来を切り開いていくものと考えておりますので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

さて、現在、わが国の社会・経済情勢は安倍政権が掲げる経済・金融政策である「アベノミクス」により、景気回復への兆しが見えつつあります。このような経済状況の中で、当町にも、能登の里山里海の世界農業遺産の認定、能登有料道路の無料開放、そして平成27年春の北陸新幹線金沢開業という三つの追い風が吹いております。私は町長として、この三つの追い風をしっかりとらえ、持続可能な地域社会をつくり上げることが私に課せられた使命だと考えております。このような考えを着実に押し進めるため、私は4つの基本政策を掲げ推進していきたいと考えております。

それは町政を運営する上で重要な「安住政策」、「福祉政策」、「産業政策」、そして「人間政策」という4つの柱を重点施策として、まちづくりを実施するも

のであります。

基本施策の第1は、「安住政策」による町づくりであります。

行政の最大の使命は、町民の生命・財産・生活を守ることであり、「防災能力の向上」は能登町之最優先課題であります。特に、48.2kmもの海岸線を有している本町にとりましてはあらゆる災害対策等の迅速な対応を行うため、平成24年度から新たに危機管理室を設置し、総合的な防災体制の強化を図っております。

また、一昨年の大震災では、人と人との「絆」、「共助」が極めて大切であると強く感じたことから、地域における災害対応力の強化を図るため、防災士及び自主防災組織の育成、避難路の整備、防災マニュアルの作成などに取り組んでまいります。平穏で快適な暮らしには、安全・安心のまちづくりの実現が必要不可欠であり、最重要課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、本町の大きなネック部分である公共交通体系の充実であります。「住みよい交通体系の整備」は、今後、益々重要になってくると考えております。地域住民の足を守る観点から、路線バスの運営支援や民間運送事業者が主体的に運行する「予約制乗合タクシー事業」など、交通弱者に対する利便性の向上に努めてまいります。また、本年は、能登空港開港10周年を迎える節目の年であり、地元利用を増やす観点から「地元団体利用促進助成金」を新たに設けるなど、更なる利用促進に繋がりたいと考えております。

次に、「定住・交流人口増加へのチャレンジ」についてであります。

「能登の里山里海」が世界農業遺産に選ばれ、能登有料道路が無料開放されたことにより、能登町への入込客数が大幅に増加することが見込まれることから、生産者と消費者を結ぶ、地産地消運動の拡大や、農村、漁村体験型旅行であるグリーンツーリズムやブルー・ツーリズムに力を注いでまいります。特に、農家民宿を中心とした「春蘭の里」は、里山らしい、この地でしか体験できない地域づくりに取り組んでおります。「春蘭の里」がここまで大きく育ってきたことで、改めて認識いたしましたことは、町づくりの主役は、やはり住民であるということであります。町といたしましても、本地域が目指している将来像は、能登町の活性化につながるものであり、連携を密にし、交流人口の拡大や、移住・定住人口の増加に繋がっていきたいと考えております。また、U・I・Jターンの受け入れを積極的に展開し、生活基盤整備や情報通信基盤の充実により、能登町が「第2のふるさと」となるよう努めてまいります。

第2は、「福祉政策」による町づくりであります。安心して暮らすための医療・福祉の充実は全ての町民の願いであると認識しており、このような観点から、子どもからお年寄りまで安心して医療を受けられる体制づくりや様々な福祉施

策の充実に取り組んでまいります。本年3月に策定した「能登町地域福祉計画」では、「地域のあたたかさ」とふれあいのなかで、安心して暮らせる、つながりのある能登町」を基本理念に掲げました。町民の誰もが家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関係なく社会参加でき、安心して暮らせる地域を実現するために各種団体、行政等が協力しながら「高齢者福祉の充実」に努めてまいります。

次に、「子育てにやさしい環境づくり」についてであります。

子どもは、社会の宝です。少子高齢化が進む中で、将来を託す子どもたちの教育と子育ての環境整備は重要な課題です。安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てと仕事の両立や子育て負担の軽減など、地域・企業・行政がしっかりと連携し、さまざまな子育て支援策を展開し、地域や社会全体で支えていく町づくりに努めてまいります。

また、近年の健康志向の高まりを受け、「町民総健康づくりの推進」が必要であると考えております。積極的な健康づくりに取り組む住民活動を最大限支援し、生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進め、スポーツを町民の生活の一部とする生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

第3は、「産業政策」による町づくりであります。

第1次産業に関わる農林漁業者が、自ら第2次産業の加工、第3次産業の流通・販売にも一貫して取り組むことを第6次産業と呼んでいます。農山漁村である能登町には、豊富な資源が存在します。

第1次産業によって収穫した農林水産物はもちろん、自然エネルギー、稲わらや未利用間伐材などのバイオマス、美しい風景、その地に根付いた伝統文化なども地域資源に含まれます。6次産業化には、これらの地域資源を有効活用し、新たな産業、新たな地域ビジネスを創出し、付加価値を生み出し、雇用確保、所得向上、地域活性化を実現しようという狙いがあります。古人の「衣食足りて礼節を知る」との言葉通り、「食」はいのちの根源ですが、人は食べる行為に価値を見出し、さらには文化を形成し、併せて産業を活性化するものであります。私は、「第1次産業の付加価値向上」のために、この6次産業の推進に努め、「食」の魅力に磨きをかけた町づくりを行いたいと考えております。

次に、「経済対策事業の推進」、「新規産業創出支援・あきらめない企業誘致」による産業の活性化と雇用の創出に努めてまいります。企業立地の促進につきましては、若者やUターン者の働ける場所の確保に英知をしばり、将来の能登町を活力あるものにするため、町政の重要課題と認識し、積極的に取り組まなければならないと考えております。また、旧宇出津駅跡地に、新たな賑わいの創出や集客力を高めるため、本年度に「観光・地域交流センター」を建設し、観光と地域交流を合わせた文化・交流・ふれあいのまちづくりの拠点施設とし

て整備することにしております。

地域の産業振興に定石はありませんが、一人ひとりが可能性をあきらめずに、自らを鼓舞すること、そしてその手段として積極的に外部組織と連携することが、人、企業、そして地域に夢をもたらし、地域の活性化につながるものと考えております。

第4は、「人間政策」による町づくりであります。

子どもたちが安心して学習に取り組める「教育環境の充実」は、町が取り組まなければならない重要な課題であります。21世紀を生きる子供たちの「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」を進めるため、安全、安心の学校づくりを目指します。また、小中学校が抱える児童生徒数の減少に対応していくために、学校の適正規模の確保と適正配置を推進し、次代を担う子どもたちにとって良好な教育環境の保障と充実に努めたいと考えております。

町づくりの基本は、人づくりです。新しい時代にふさわしい人材を育成することは、未来への最大の投資であり、学校や家庭、地域社会が一体となって取り組まなければならない課題であります。教育の充実と均衡のとれた町の発展のため、人づくりはまさにまちづくりそのものであります。このため、特にこれからの能登の未来を担う青少年の「教育環境の充実」に力を注いでまいります。子どもたちの郷土を愛する心や郷土への誇りを育むため、郷土の歴史や伝統文化、豊かな自然環境などを教え「町を愛する後継者の育成」に努め、町づくりの根本たる人づくりに全力を尽くす決意であります。

以上が、今後4年間の町政運営にあたる私の基本的な考えであります。能登町を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、能登町の将来に明るい希望を抱いて地道に努力することが、今、一番大切な時であると思います。

私はこれまで、在任中に直面した数多くの困難な局面において、常に私心を捨て原点に立ち返り、能登町のためになるかどうか、町民のためになるかどうかを自らに問いかけ、結論を導き出してきました。また、職員に対しては、町民のためではなく、町民の立場で考え町民一人ひとりの思いを吸い上げる仕事をするようにと意識改革に努めてきました。孟子は、「事に当たって、天のもらす幸運は地の利には及ばない。また、地の利を得ていても、人の和がなければ成就しない」、すなわち「人心の一致」、「人の和」を得ることが最も大切であると説いています。さまざまな価値観を持つ人々とともに歩みを進める上で、町民の皆様や議員の皆様から多様な考えやご意見をいただきながら、ともに望ましい方向を見出していく「和の心」によって、本町の明るい未来を切り開いていきたいと考えております。

これからの4年間、微力ではありますが、愛する能登町の発展のため、全身全霊、職務に邁進する決意でありますので、町民の皆様のご理解とご協力を切

に望みますとともに、議員各位の一段のご指導とお力添えを心からお願い申し上げます。

それでは、本日、ご提案いたしました報告 7 件、議案 2 件及び諮問 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第 1 号から報告第 4 号までは、平成 24 年度能登町一般会計及び特別会計において、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。専決処分による補正予算の主な内容は、3 月議会で追加補正をさせていただいた、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策である「地域の元氣臨時交付金」の対象となった事業費の確定による調整を行ったほか、地方譲与税や交付金、地方交付税、国県支出金及び地方債などの歳入の確定による財源調整を行い、併せて一般財源の余剰分を財政調整基金として積立を行ったものであります。また、併せて地方債の変更と繰越明許費の追加及び変更の補正を行っておりますので、宜しくお願いいたします。

はじめに、報告第 1 号「平成 24 年度能登町一般会計補正予算（第 6 号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6041 万 9000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 159 億 5934 万 3000 円とするものであります。

歳出の主な内容は、第 2 款「総務費」では、1899 万 1000 円の追加であります。第 1 項「総務管理費」において、「一般管理費」では、退職手当組合負担金の確定による減額を行ったほか、「基金管理費」では、財政調整基金積立金を追加いたしました。その要因は、事業費の確定による歳出の減額をはじめ、交付金や国県支出金、地方債など歳入の確定による財源調整を行い、一般財源の余剰分を積立金として追加したものであります。また、過疎債のソフト事業確定により過疎地域自立促進特別事業基金への積立金を減額しております。その他、「企画費」、「地域振興費」、「交通対策費」及び「諸費」では、事業費の確定による減額であります。第 4 項「選挙費」においては、事務費の確定による減額を行い、第 5 項「防災費」では、宮城県亘理町への派遣職員負担金が確定したほか、地方債の確定による財源調整を行っております。

第 3 款「民生費」では、1667 万 9000 円の減額を行いました。第 1 項「社会福祉費」において、「障害者福祉費」、「老人福祉費」及び「後期高齢者医療費」で、扶助費や委託料など事業費の確定による減額のほか、地方債の確定による財源調整を行っております。第 2 項「児童福祉費」において、子ども医療費給付事業や公立保育所運営費の確定による減額のほか、地方債の確定による財源調整であります。

第 4 款「衛生費」では、424 万 8000 円の追加であります。第 1 項「保健衛生費」において、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金の追加を行いました。

第2項「清掃費」においては、指定ゴミ袋販売手数料の確定による財源調整を行っております。第3項「水道費」において、簡易水道特別会計繰出金の追加であります。

第5款「労働費」では、349万2000円の減額であります。労働保険緊急助成金の確定によるもので、地方債の確定による財源調整も併せて行っております。

第6款「農林水産業費」では、2866万1000円の減額を行いました。第1項「農業費」において、「農業総務費」では、基幹水利施設予防保全対策事業において元気臨時交付金と地方債の確定による財源調整を行い、「農業振興費」では、経営体育成支援事業の確定による補助金の減額を行っております。「農地費」では、県営老朽ため池整備事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援事業の事業費確定による減額と地方債の財源調整であります。また、元気臨時交付金の確定により農業集落排水事業特別会計繰出金の減額を行っております。第2項「林業費」の追加であります。林道橋梁調査業務1箇所の追加内示によるものであり、併せて地方債の財源調整を行っております。また、第3項「水産業費」においても、地方債の財源調整を行っております。

第7款「商工費」では、地方債の確定により財源調整を行ったものであります。

第8款「土木費」では、2908万5000円の減額を行いました。第2項「道路橋りょう費」において、県営道路整備事業負担金の確定による減額を行い、併せて地方債の財源調整を行っております。第3項「河川費」においても、急傾斜地崩壊対策事業費の地方債の確定による財源調整であり、第4項「港湾費」では、元気臨時交付金事業として、県営港湾改修負担金の採択を受けたことによる追加をし、地方債の財源調整も併せて行っております。第5項「都市計画費」において、まちづくり交付金事業の補助事業費と元気交付金事業分の確定により、地方債と併せ財源調整を行っております。第6項「住宅費」においても、「住宅建設費」で地方債の確定による、財源の調整を行いました。

第9款「消防費」では、457万5000円の減額であります。「消防施設費」では、防火水槽や消防ポンプ自動車の整備費確定による減額と地方債の財源調整を行ったものであります。

第10款「教育費」では、116万6000円の減額であります。第2項「小学校費」及び第3項「中学校費」においては、スクールバス購入事業や学校大規模改造事業の確定による元気交付金や地方債の財源調整であります。第4項「社会教育費」では、満天星整備費や中学校海外派遣事業の確定による地方債の財源調整であります。第5項「保健体育費」において、テニスのまちづくり推進事業やスポーツ振興宝くじ助成金事業の確定による減額と地方債の確定に

よる財源の調整であります。

第11款「災害復旧費」では、地方債の確定による財源の調整を行ったものであります。

以上、この財源として、歳入では、第3款「利子割交付金」を64万4000円、第4款「配当割交付金」を95万2000円、第5款「株式等譲渡所得割交付金」を14万3000円、第7款「自動車取得税交付金」を725万9000円、第15款「財産収入」を171万9000円、第19款「諸収入」を915万2000円及び第20款「町債」を740万円追加し、第2款「地方譲与税」、第9款「地方交付税」、第11款「分担金及び負担金」、第12款「使用料及び手数料」、第13款「国庫支出金」及び第14款「県支出金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第2号「平成24年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2303万6000円とするものです。歳出の主な内容は、総務費において、事務費の確定による減額のほか、建設改良費において元金交付金事業から地方債の確定による財源調整を行ったものであります。この財源として歳入においては、第6款「町債」を2540万円追加し、第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第3号「平成24年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ26万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6027万9000円とするものです。歳出の主な内容は、総務費において、水洗便所改造資金助成金などの事務費の確定による減額のほか、建設改良費では、地方債の確定による財源調整を行っております。この財源として歳入においては、第4款「繰入金」を83万8000円追加し、第7款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第4号「平成24年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ259万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億343万8000円とするものです。歳出の主な内容は、総務費において、事務費の確定による減額のほか、建設改良費で地方債の確定による財源調整を行っております。また公債費では、平成23年度許可債の借入金利の確定による減額であります。この財源として歳入においては、第4款「繰入金」を341万円及び第6款「諸収入」を8000円追加し、第2款「使用料及び手数料」及び第7款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第8号「能登町税条例の一部を改正する条例について」及び報告第9号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。改正の主な内容は、旧農用地整備公団法に規定する事業による土地について、固定資産税に係る非課税措置が廃止されたことをはじめ、地方税法の改正に伴い関係条項を改正したものであります。

次に、報告第10号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行とされたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。改正の主な内容は、国民健康保険税の軽減措置判定所得の算定の特例を恒久化することなどであります。

次に、議案第57号「平成25年度能登町一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6776万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億5576万6000円とするものです。歳出からご説明いたします。第2款、「総務費」は、605万1000円の追加ですが、第1項「総務管理費」において、「一般管理費」では、東日本大震災被災地における職員派遣要請に対応するため、岩手県釜石市へ職員1名を派遣したことによる、防災費への組替え調整であります。「財産管理費」では、崎山山村開発センターの雨漏り修繕経費を追加いたしました。「交通対策費」では、北陸新幹線金沢開業を見据えた、広域的な二次交通対策の調査・検討を行う、広域公共交通活性化協議会負担金の追加であります。「諸費」では、近年の豪雪対策として、町内会より要望のありました、高齢者宅等の除雪を行う小型除雪機購入費に対する補助金を、今回、新たに追加いたしましたので、宜しくお願い申し上げます。第5項「防災費」は、「第2款」で、ご説明しました、被災地派遣人件費の調整であります。第4款「衛生費」では、458万円を追加いたしました。第1項「保健衛生費」において、県の公衆浴場施設改善事業の採択を受け、公衆浴場営業者への補助金を追加しております。第2項「清掃費」において、し尿処理施設である衛生センター内のメタノール地下タンクの修繕費を追加いたしました。第5款「労働費」は、329万9000円の追加であります。緊急雇用創出事業の追加であります。新たに「地域に根ざした事業の起業支援」として採択予定の、「食」の観光誘客PR業務の追加であります。金沢市近江町市場内の「能登里山里海市場」において、能登の旬の食材や料理の魅力をPRし、さらなる誘客を進めるため、新規雇用に対する委託料を追加したものであります。

す。第6款「農林水産業費」は、4500万円の追加であります。第1項「農業費」において、能登牛の生産拠点として、今年度進出を予定している「赤城畜産」に対する県の支援金が、事業者への直接支援から町を経由することとなり、財源調整の追加を行ったものであります。第7款「商工費」では、399万2000円の追加であります。第1項「商工費」は、能登杜氏映像コンテンツ制作事業の追加であります。能登杜氏を通して首都圏への情報発信を行い、能登との交流人口の拡大を目指すもので、日本四大杜氏である「能登杜氏」をテーマとした、ドキュメンタリー映画の作成に対する負担金であります。また、「観光費」では、北陸新幹線金沢開業に向け、首都圏に対し直接PRを行う「第1回いしかわ百万石の集い」に出展する諸経費をはじめ、イベント市場用の販売台制作費を追加したほか、観光施設の商標権存続費用を追加しております。第9款「消防費」では、443万4000円の追加であります。コミュニティ助成事業の採択を受け、組立水槽、軽可搬消防ポンプ、放送設備及びテント等消防団備品の購入費を追加したほか、石川県消防協会の助成を受け、全国消防操法大会用の小型動力消防ポンプ購入費などの追加であります。第10款「教育費」では、41万円の追加であります。第2項「小学校費」において、新たに県のエネルギー教育推進事業の採択を受け、教材備品購入費の追加を行っております。

以上、この財源として歳入に、第14款「県支出金」を4910万8000円、第17款「繰入金」を682万4000円、第19款「諸収入」を943万4000円及び第20款「町債」を240万円追加し、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第58号「能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」は、新型インフルエンザ等の発生時における国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、本法に基づく緊急事態措置を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられたことから、対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、能登町には、現在7名の人権擁護委員の方がおられます。本年9月30日をもって任期満了となられます、能登町字松波の「金七えり子」と能登町字天坂の「仲谷章」氏の後任として、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある能登町字柳田の「井口隆彦」氏と能登町字布浦の「岩池浩」氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜わりますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

日程の順序の変更

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第１３ 諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第１４ 諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦について」の２件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第１３ 諮問第１号及び日程第１４ 諮問第２号の２件を先に審議することに決定しました。ただ今、先議することによって決定しました諮問第１号及び諮問第２号の２件を議題とします。

お諮りします。

諮問第１号及び諮問第２号の２件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、諮問第１号及び諮問第２号の２件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

諮問第1号、諮問第2号

議長（宮田勝三）

お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」能登町字柳田ム部百八番地「井口隆彦」氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。よって、諮問第1号については議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」能登町字布浦二字三番地「岩池浩」氏を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。よって、諮問第2号については、議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

質 疑

議長（宮田勝三）

日程第4報告第1号から日程第12議案第58号までの9件についての質疑を行います。

質疑は、「大綱的」な内容をお願いします。質疑はありませんか。

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

それでは報告第1号「平成24年度一般会計補正予算」のところで、21ページ総務費の基金管理費です。財政調整基金で1億6483万1000円とな

っております。これは財源調整で出てきた数字だと思いますが、最終的には財政調整基金はいくらの数字になるのかお聞きしたいと思います。

それからこの24年度会計は全体で159億5934万3000円となります。大変膨大な数字となります。そこで会計については5月末で締め切ったと思うんですけど収支の決算見込みはどのようになるのか。その辺についてお聞きします。それに関連して企業会計についてもあわせて収支見込みを教えてくださいたいと思います。以上です。

議長（宮田勝三）

企画財政課長 田原岩雄君。

企画財政課長（田原岩雄）

お答えします。24年度末の財政調整基金の総額見込みに関しては、17億4964万7590円となります。

議長（宮田勝三）

会計課長 舘博之君。

会計管理者（舘博之）

平成24年度一般会計決算見込み概算ですけれども報告させていただきます。まず収入済額が155億7600万円。支出済み額152億4000万円。残額が3億3600万円、内繰越額1億100万円。差し引き黒字見込み額ですが3億2500万円の見込みです。よろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

水道会計の決算ですが、収益的収支の収入では使用料など合計4億4599万5522円。支出では営業費用など合計3億7850万8609円。収支では使用料金の値上げなどにより6748万6913円の黒字となっております。また、資本的収支であります収入では補助金など合計で1億4462万5716円。支出では企業債償還金建設改良費の合計で2億7197万1036円。収支の不足額1億2734万5320円は損益勘定留保資金消費税の調整金で補てんをしております。以上でございます。

議長（宮田勝三）

宇出津病院事務局長 山森景治君。

公立宇出津総合病院事務局長（山森景治）

平成24年度の病院事業会計の決算見込みを申し上げます。平成23年度は21年振りに経常利益を出したのですが、平成24年度につきましては、23億3400万円の病院事業総収益でございまして総支出が23億6600万円でございます。差し引きいたしますと3200万円の純損失となります。これにつきましては、年度途中の医師の減によります病院事業の入院収益が落ちたことによりますことと、CT、コンピューターの断層撮影装置でございまして、この修繕費が重なったということでそれが原因で3200万円の純損失となっております。

今後は地域の公立総合病院としてその目的を達成するとともに更なる経営改善を行っていきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

質疑はありませんか。9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

補正、25年度補正の議案57号ですが、12ページの労働費の中で先ほど町長の説明で緊急雇用創出事業で委託料で観光誘客PR業務で324万9000円とあります。もう少し丁寧に詳しくご説明いただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えいたします。緊急雇用創出について平成21年度から国の緊急対策、雇用が疲弊していることから始まっている事業でございます。今までは緊急雇用の創出というのは一時的な雇用の創出に対して離職を余議なくされて職を失って、その次の職への変わるその間の部分の雇用創出をやっていた。今年度に25年度からは起業支援型というものが出てきております。これは業を興した、生業を興して10年以内のそういった起業を支援する。ベンチャー的のそういった地域根差した事業を行っているそういったものに対して支援をするような形に変わってきております。これは雇用情勢が依然として厳しいわけですが、持ち直しの傾向が出てきていることから今までの一時的な雇用継続のもの

の創出ではなくて、地域に根差したものとしてそれに対して支援をして、安定的な雇用の受け皿を確保するという創出をはかるものでございます。それで今回は町長申したとおり私どものアンテナショップをしております近江町の地下にあります「能登里山里海市場」。そこで四季折々の食材を能登から提供して、そこで食べていただいてそれに対してまたこちらに来てもらう。そういう PR も兼ねた観光誘客の事業に対して委託をして、そこで雇用を発生してもらって事業をしていただく。そういった事業でございます。よろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

今、課長の方では雇用の話が出ましたがこれは地元で雇用して、その金沢の近江町で雇用するのか。金沢市民の雇用をするのか。そのところ詳しく。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えします。これについては物産協会に対して委託をします。そして物産協会が雇用を確保するという事で金沢の方といいますか、近くの方になると思いますが、物産協会が選定することになります。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

課長の答弁では金沢の近くで雇用するとなるとせっかく能登町でこういう事業をしていて、地元で、私の考えでは地元で雇用して金沢で働いてもらうというのなら理解できるが。金沢の近くで物産の団体が決めるらしいですが、何かちょっと理に合わないというか、理解し難い。町長これでいいのですか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

これはあくまでも緊急の雇用創出事業ということで、ある意味臨時的な意味もあるのかと思います。ですからそういった賃金を支払うことによって、わざわざ能登町から向こうへ行って、アパートを借りて住まいをする場合にそれだけ潤沢な賃金とは言えないと思いますので、なかなかこちらで雇用して向こうで生活するというのは難しいのかなと思います。ですから通勤も出来るわけではないので、そういった生活面を考えるとやはり金沢市内で出来るだけ地元に関わりのあるような人を雇用していただければいいのかなと思います。

議長（宮田勝三）

他に質疑ありませんか。 17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

議案第57号の件で、農林水産業の畜産業費に対して補助金として4500万提出されています。協議会の中でも内容については聞きましたけれども、その経緯、それから牛舎等の地域としての生業としてどのような形で取り上げられていったのか。その経緯を示していただきたい。

議長（宮田勝三）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

先ほど町長から提案理由がありましたが、この金額に関しては町を経由することに、県の方から事業者の方へ直接交付支援ということになっていましたが、3月21日になってから県の方から町を通して交付することになったものです。それから2点目の質問ですが、県外からの企業参入の支援ということでございますので、条例に基づきまして1000万円の交付に至ったわけです。1000万円以上の投資額で3人以上の雇用を発生するものということで条例に基づきまして交付にいたったということです。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

新たな企業の創出ということもあろうかと思います。特に県からの依頼も含めての話だと思いますが、従来、我々の町の地域の畜産業を長く経験され成果を上げている方もおいでます。ぜひ、そのあたりの相乗効果という点が図られ

るのかどうか。一方的に新たな進出された畜産関連の会社が大きな手立てでこういう形で取り入れられ、従来この地域で一生懸命がんばっておられる方々の相乗効果をより高めていけるような方向付けがあってもいいのではないという思いもしておりますので、片方だけが、大手だけが大きくなって地元で理にかなわないような条件であるならば、決して、県が私らの町からの経由されることとは違って、やはり我々は地域の活性化させようとしている地域でありますので、そのあたりの度合いを示していただければと思います。

議長（宮田勝三）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

お答えします。ただいまの質問ですが、石川県内で1000頭体制に能登牛の体制になります。そうしますと相乗的にこれからは金沢新幹線開業並びに能登へ入込客数が増えますからそういうネームブランドも上がってくれば、一般農家へも効果は高いのではないかと考えております。ぜひ町としてもそういう方向へ持っていきたいというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ぜひ、従来長年畜産業を営まれている方の成果も上げるための方法は、その進出される大手の企業との生業とともに十分な成果を上げていただき、能登牛の、松阪牛に劣らない能登牛でありますのでその辺を踏まえ、畜産業の繁栄に作られることを願っていますのでご指導の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

さきほどの向峠議員の質問に重複しますが、先ほどの労働費の緊急雇用創出事業のことで、先ほど町長が少し投げやりにこちらから金沢にいちいち通える交通費も出るわけがないというようなことをおっしゃっておりますけども、それは当然そういうことになるかなとは、しかし地元雇用にしてでも能登町出身

の人をやはり雇用するようにしないと。その近江町市場の地下の物産販売所は観光客を相手にするとすると、この魚はどういうふうに捕っているのですか、お野菜はどうなんですかとか肉はどうなんですかと聞かれても能登出身の人でなければ全然説明のしようがないと思います。やはりそういうことも頭にいれて雇用を生まないとうまくないかなと思います。そんな通勤費があるないというレベルの話をしているんじゃない。それと金額があまりにも324万9000円という細かく出ているということはおそらく人件費だけではないなと思います。確かこの前ふるさと振興課にお邪魔したときに課長が能登町のこの前作った三つ折りのパンフレット。食の各地区の。小木なら小木の九十九湾エリアの食のパンフレットとか宇出津の食のパンフレットとか5種類ぐらい作ったかなと思うんですけど。それを緊急雇用で作ったと確かおっしゃっていたかと思います。それは間違いないですか。そこをまず問いたいと思います。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えします。昨年の緊急雇用はその事業でもって観光の魅力アップということで「まちあるきマップ」を5種類作っております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

昨年の緊急雇用でそのパンフレットを作ったということですが、先ほど課長が緊急雇用創出事業は25年度、今年から起業支援の形も入ってきたと説明されました。25年度から緊急雇用創出事業のあれは21年度からスタートしてそれまでは失業または離職を余議なくされたそういう事業趣旨ということで、ちょっと読みあげましょうか。時下の雇用・失業情勢に鑑み離職を余議なくされた非正規労働者、中高年齢等の失業者に対して次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するなどの事業を実施し、これらのものの生活の安定を図ることとする。これは平成21年度から24年度までのことで、今、先ほど課長が25年度からはこの緊急雇用は企業の支援型にも入ってきたということなんでしょう。先ほどの話。そうしたら去年のこの事業でパンフレットを作ったとなるとそれは人間の投資じゃなくて企業の投資ということになって、ちょっとこれは話がおかしいのではないですか。使い方が。と思いますよ。平成2

4年までは失業者相手の事業で、25年度から起業を支援するというのも入ってきたと説明されたので、それでは去年の事業でパンフレットを作るのはいかなものかという質問です。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えいたします。合致していないとは思っていません。これについてはその人を雇って、それで地域の魅力アップをしたものでありますので起業を支援するということではなくて、町歩きを積極的にするようなガイドをしてその地域に人がたくさん周るようなそういうふうなことで観光誘客をPRしたということでご理解願います。

それから今年度の起業誘致型。それについては今まではそういうその離職を余儀なくされた方が次の雇用が見つかるまでのつなぎ雇用ということだったのですが、今年はそういったものがなくて、起業型に変わったということでございます。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

今の説明でまだ理解できない。雇用を生むための、24年度までということでは今年の3月31日までのことでしょうか。今、課長おっしゃっているのは観光客がきて、そのパンフレットもって観光客が町を周るそれがどう雇用とどうも一致しない。観光客が雇用でないでしょう。お客さんはお客さんで。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

例えば今までは草刈りとかそういったものもやっています。それについても人を雇って賃金を支払ってそれで町に対して活性化をする。町の魅力アップをする。美化をする。そういったもので人を雇ってその賃金を支払って、賃金を支払うということは雇用をするということですが、そういうことでやっているものです。何度も申しますが今年度からは起業に対して10年以内の起業に対

して支援をするということで形態が変わってきている。以上です。

人件費はその事業費の５０パーセント以上あればそれで事業が出来るということです。

（「議長休憩をいれたらどうか」の声あり）

議長（宮田勝三）

１０番 奥成壮三郎君。

１０番（奥成壮三郎）

３回オーバーでルール違反になるかもしれませんが、細かい３２４万９０００円までは人件費のことが入っているということですか。委託料といえば３００万円とか、５００万円とか出てくるわけですが、これだけ細かい数字が出てくるといことは何か人件費以外の委託料かなにか入っているのでは。さっき言ったパンフレットとか入っているのかなと思ってたんです。細かいことを言えば。まだちょっと説明が、私の質問の仕方が悪いのか、説明が悪いのか分かりませんが休憩が入るということで、休憩後に環境の谷内課長に質問しますので。

休 憩

議長（宮田勝三）

暫時休憩いたします。

（午前１１時１０分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２０分）

１０番 奥成壮三郎君。

１０番（奥成壮三郎）

休憩前にもう１問ということでお願いしてありました。これは２４年度の報告第１号の２５ページです。衛生費の先ほどの町長の説明ありました２１５万４０００円の予算の組替えの説明がありました。予算の組替えの理由をまずお聞かせ願います。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

それではお答えします。4款塵芥処理費の財源内訳の組替えでございますが、これにつきまして、ごみ袋の使用料が減った理由として、まずクリーン組合の持ち込みでゴミの実績であります150トン減量しております。その持ち込みによりましてごみ袋が減量しましたので、今回215万4000円の組替えを行っております。以上です。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

ごみの持ち込み量が減った。ごみが減ったということで、ということは215万4000円分のこれは指定ごみ袋の減額ということになっているということはごみ袋が、使用量が減ったということで解釈すればよろしいですね。ということはごみ袋の在庫がその200万円分残っていると素直に考えればそういうことですね。首を縦に振っているということはそれでいいですね。3回におさめなければいけないので目で質疑をしながらいかないとこれ1回ともう1回しかないということでまとめていかなければならない。

そうすると昨年4月にごみ袋の入札の金額を見ますと614万7000円で入札されています。今年の4月には685万円のごみ袋の入札がされている。215万4000円のごみ袋が残っているにも関わらず、去年の入札金額よりも今年の入札金額が多いということは、ごみ袋の単価が上がったのか、やみくもに発注をかけているのか。もっと詳しく言いますと、あんまり詳しく言いますと一般質問ということになるのかもしれませんが、例えば平成21年度は清掃費総務費需用費としてごみ袋が計上されて356万5000円減額になりました。22年度の入札は430万4000円ということで減額して入札かかっている。その年が1000万円の減額。ごみ使用料がということで翌年630万円の入札です。23年度が。24年度が先ほど申し上げた614万7000円の入札。今年が685万円の入札ということはごみ袋の在庫が増えてきているということになると、この調子でいくと3年たてば4年目ぐらいでは、来年度はごみ袋の入札しなくとも在庫が1年分ぐらいあるということと判断できると思いますが課長どう思います。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

申し上げます。この金額につきましては、ごみの販売の手数料としまして財源調整を行っておりますのでこの685万円、それから640万円ということでこれにつきましてはごみ袋の作成の原価でございます。その差額ということでありまして、今回、金額が40万円増えていますけれどもこれにつきましては昨年度は1年分。8月に在庫しておりますけれども今回は13カ月分、25年度の発注につきましては13カ月分の発注を行っておりますので金額が増えているものです。

手数料につきましては商工会の方で売上の15パーセントになっております。販売店についてはそのうちの10パーセントです。以上です。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

すいません。3回目ということでこれですませたいなと思いますけど。

今の課長の説明で手数料の増減云々と。わけのわからないような説明でまだ理解しておりません。手数料がその年に例えば20パーセントになった、その年に10パーセントになったとか、その年に10パーセントになったとかいう話ではなくて、これは商工会の15パーセントは固定されているはずなんですよ。15パーセントはずっと。商工会では。ということは215万円のごみ袋の在庫があるということは手数料の問題ではなく、在庫ということは財産というかそのものの減額ですよ。215万円の手数料が減ったということであるなら、その手数料が減ってもごみ袋の販売個数が減っているんですから同じ発想なんですから、それだけ在庫が残っているということが考えられるのではないですか。どっちにしろ。手数料が減ろうが何が減ろうが販売量が減ったということになるということは在庫が増えたってことになる。答えてください。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

このごみ袋ですけれどもこれは私たちの発注している部分については、原価

で発注していますし、実際、この金額につきましてはその処理の分の金額も入っています。それで年間に私たちの発注している分ですけれどもそれは1年間の年間にかかる分だと積算して発注しておりますけれども、この手数料につきましては運搬とかそういうものも含めての金額のうち1袋に「小」につきましては、書類はいろいろありますけれども、その運搬とかいろいろそれも含めた金額で発注しております。在庫につきましては何円もかかりません。大体10円もかかりません。袋を作るのににつきましては。その年間にかかる計画の分を発注しております、この215万4000円というのは原価ではありません。あくまでも販売手数料という形のものです。

(議席より「休憩いれたらどうか」の声あり)

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。

(午前11時34分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

実際に手数料としての歳入を見込んでいる金額は3200万円あります。そのうちの手数料の袋というものについて余ったものについて200万円です。それについて翌年において調整しながら発注をかけておりますので、残りはわずかです。以上です。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

17番 新平議員の質問の関連で質問したいのですが、私も長い間、畜産関係のお世話をしていたのでそれについて少し心配なこともあるので質問させていただきます。ご案内の様に能登牛が少し有名になってきたのはここ4、5年

前から有名になってきて、ブランド化しようとしているのですけれども出荷頭数が足りなくて今まで日本的なブランド化は出来なかったということがあって、おそらく県は地元石川県だけではブランド化するための１０００頭は確保できない。そういうことから他県から業者を誘致してブランド化を図ろうとして、現在４５００万円、町に１０００万円という大きな投資をするということに踏み切ったんだろうというように私は思っている。確かに市場にいきますと、出荷頭数によって買い手の業者も多くなって価格も上がってくるんですよ。間違いなく。出荷頭数が少ないと子牛でも肉牛でも業者があまり来なくて価格が上がらないというのが現状ですから多くを出荷されればその点は有利になってくるだろうと思っていますが、私が申し上げたいのは県が誘致をしたものが地元であるということで能登町も１０００万円出して、そしておまけに県は出していた４５００万円を能登町を経由して業者に払うという手法を取るということについて私は若干首を傾げるところがある。それはなぜかと言うと、ご案内のように養鶏でも家畜でも豚でも牛でも一緒なのですが、多頭飼育をすると必ず公害の問題が発生するんですよ。それは今はかなりの公害を防ぐ技術が発達していて大きな話題にならない状況にはなっていますが、かなり地域の住民の方々とその業者との間にトラブルというのが絶えない。そういうことからその問題が発生した時にだれが責任をとるのか。だれがその中に入って調整をするのかということがやはり出てくる。必ず。その時に今の状態でやるとすればそんな問題が起きたときは町のところにくるのではないかとことを私は思う。ですからその辺の県と町とがそういう問題が起きたときにはどういう責任の分担をするのかということをお心配している。正直なところ。もう一つは企業ですから採算が合わなければ退却する。その時も必ずそういう責任問題が起きてくる。私はそういうリスクというものについてしっかりとした捉え方で対応しておかないと後で問題が起きたときに困るということから先般から申し上げるんです。町長その辺をしっかりといただきたいと思います。お答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

実際、建物が建って牛を飼うようになったときに万が一というのは必ず起こると思います。１００パーセントとは言い切れないかもしれませんが。だからそのためにその赤城畜産、そして町とで公害防止協定を結んでおりますし、立会に県も絡んでいるということで、いざというときにはやはり県の力も借りながら町としても対処していかなくてはならないのかなと思います。それからも

う一つもし倒産とかそういうふうになった場合にもあそこはあくまで県有地です。ありますので、県とその会社との問題というふうに考えていますが、やはり後始末に関しては町もまったく関係ないかということはないと思いますけどしっかりとそういった会社とあるいは県との協議の上で、連携を取りながら今後を見据えていかなければならないと考えています。

議長（宮田勝三）

他に質疑はありませんか。

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

報告の第1号でございます。ページは20ページのところで町債。ここでテニスのまちづくり推進事業というものが40万円補正されています。これは事業確定による調整であるということはおわかりですが、ソフト事業とハード事業も含めてこのテニスのまちづくり推進事業に対して一体いくら総額で年間支出しているのか。これをお聞かせ願いたい。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会（小坂智）

ただいまのご質問にお答えいたします。テニスのまちづくり推進事業につきまして起債借入額は当初600万円の予算でございました。それで40万円を増額補正となったわけですが過疎債ソフト事業の他事業の減分について調整の結果増えたということでございます。事業費の総額につきましては予算額が712万8000円。実績額が698万5000円でありました。この過疎債ソフト枠2億1960万円の限度額を最大限に有効利用するための調整ということであります。JPTAの国際女子オープンテニス大会の開催のためのものです。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

この女子オープンですがこれに使っているお金であるということなんですが、テニスのまちづくり推進というこのキャッチフレーズですか。これに対して私、先日、ある町民の方からかなりの数の人もいらっしゃったのですけれども、こ

のテニスのまちづくりということについて議会が反対しているからそれがうまくいかないという言い方をされまして、私は少なくともそんなことを反対したつもりもないし、記憶もないし、反対する理由も特にないと。テニスのまちづくり大いにやっていかなければならないと。こういうふうに釈明をしていたわけですが、私から言いますとまちづくり事業という全体事業。オープン女子テニスだけではなく、あらゆる角度からテニスの町と宣言をしてそれを推進しようとするからには、もっと大きな事業費を使ってでも推進していく必要があるのではないかとこう思っているわけですが、町長一つ、私たち議会の名誉にもかかわることですのでそういうことに全体のまちづくりということに対して議会が反対したのかどうか。それから町長どう思っているのか。それから今後、もっと多額のまちづくりに対するあらゆるソフト事業に対して、もっと事業費を使っていくべきではなかろうかと私は思っているが、それも含めて町長のお考えをお聞かせいただきたい。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、教育委員会事務局長が答えましたが600万円に関してはJPTA国際女子オープンテニスの起債ということであります。その他にハード面にWAVE能都の改修、あるいは18面テニスコートの改修もやっておりますのでハード面も含めて町としては事業をやっているというふうにご理解いただきたいと思いますし、また、色んな大会を誘致しているということでもありますので、そういった大会の誘致に関しては特別予算化しないですむものもありますし、予算化しなくてはならないものもありますけど、そういった大会誘致やハード面もソフト面での事業展開ということでテニスのまちづくり事業を行っているということでご理解いただきたいと思います。これは旧能都町時代からそういった流れがあるわけですが、能都町時代にも海とテニスと縄文の里というキャッチコピーがありました。新しく能登町になってからそういうキャッチコピーもありませんので今年度はそういったキャッチコピーも策定して町のPRにもつなげたいと思っています。テニスだけに限らず能登町らしいキャッチコピーが出来あがって、まちづくりを行っていきたいと思っていますので、ぜひ皆様方にもテニスに関してのまちづくりにご協力いただきたいと思いますし、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。そう意味では子供たちの育成ということもあるのかなと思います。小学生、中学生もそうですし、また、能登高校が男子が2年連続インターハイ出場という嬉しいニュ

ースも入ってきていますので、そういったことも含めてテニスを絡めたまちづくりを今後も取り組んでまいりたいと考えています。

(「漏れがあります。議会が反対しているから」と鶴野議員発言)

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

そういった色んな事業に関しても予算的なものには議員の皆さんにもご理解いただいていると思っていますので、決して反対とかそういうことはないと思いますから、今後も更なるご協力をいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員会付託

議長（宮田勝三）

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第1号から議案第58号までの9件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から議案第58号までの9件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決

定しました。

請願等上程

議長（宮田勝三）

日程第15請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」から日程第17陳情第1号「融雪装置の設置について」までの3件を一括議題とします。

今期定例会において受理致しました請願2件、陳情1件の併せて3件はお手元に配布してあります請願陳情文書表のとおりであります。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」の趣旨説明をいたします。新学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。

30年ぶりの法改正で小学1、2年生に35人学級が導入されましたが今年度は、その拡充において予算措置されていません。文部科学省が2010年に実施した調査では、保護者の約6割が「望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げております。また、国内の各府県の調査においても少人数学級編成で「個別指導がしやすくなった」「教員はきめ細かい対応をしている」など肯定的な意見を述べられたほか、不登校の出現率や欠席率の低下、いじめの発生件数の減少などその効果は明らかであります。国際的にみても日本はOECD諸国平均に比べ1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数はとりわけ多くなっています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合や一般政府総支出における教育費の割合はOECD諸国の中でも日本は下位であり対して教育支出における私費負担の割合は、OECD平均の倍です。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1か

ら3分の1に引き下げられ、非正規職員の増大などにみられるように教育条件の格差も生じています。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、2014年度政府の概算要求に向け

1点目OECD諸国並みの、ゆたかな教育環境を整備するため、35人以下学級の完結および30人以下学級を推進すること。

2点目教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。

3点目校舎の耐震化、教材備品・修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと。

4点目子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。

以上4点の実現について、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書の提出を請願するものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご採択賜りますよう宜しくお願い申し上げ趣旨説明を終わりたいと思います。

議長（宮田勝三）

次に、請願第3号「TPPの交渉に関する意見書について」6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

ただいま上程されました請願第3号「TPPの交渉に関する意見書について」の趣旨説明をいたします。

TPPは「例外なき関税撤廃」を前提とし、我が国の農林水産業や経済に重大な影響を与えるだけでなく、医療制度の崩壊や食の安全・安心の基準の緩和など国民のいのちと暮らしに直結する重大な問題を含んでいる。さらに外国企業が国を訴えるISD（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性もあり、TPP交渉に際しては、慎重に対応すべきである。

TPPが国民生活の根本に関わる重大な問題であることを踏まえ、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施するほか、TPP交渉において重要品目を聖域として関税撤廃の対象から除外し国益が守れないと判断した場合は交渉から離脱するなどわが国としての揺るぎない交渉方針を確立するよう次の事項について強く要請する。

1. 徹底した情報開示と広範な国民的議論の実施

政府が米国等と行っている事前協議の内容について、徹底した情報開示を行うとともに、広範な国民的議論を行うこと。

2. TPP交渉における交渉方針の確立

(1) 重要品目の聖域化

わが国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付けるとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目を聖域とする揺るぎない交渉方針を確立すること。

(2) 国益が守れないと判断した場合の対処

わが国の食と農、安全・安心、国土・文化を守るため、政府与党は政権公約6項目を遵守し、そのうえで国益が守れないと判断した場合は、断固としてTPP交渉から離脱すること。

以上の実現について、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書の提出を請願されているものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご採択賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上です。

議長（宮田勝三）

請願の趣旨説明が終わりました。

次に、陳情第1号「融雪装置の設置について」を事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局長（谷内利明）

陳情第1号を朗読いたします。陳情書、件名「融雪装置の設置について」。

主旨、町道2級瑞穂鶴町1号線、瑞穂地内の最安寺・豊ヶ丘間について融雪装置の設置を陳情申し上げます。

要旨、町道2級瑞穂鶴町1号線は、瑞穂・山田地区住民が柳田・松波地区、特に能登三郷斎場・能登町多目的交流センターへ往來する場合の主要道路であります。しかし、瑞穂地区内の最安寺・豊ヶ丘間におきましては、約1.5キロメートルの区間で高低差が約140メートルあるうえ、片側が崖になっており冬期間における積雪・凍結時において非常に恐怖感を覚え危険であります。このような状況下を改善し、安心・安全に町地内を往來するため同区間に融雪装置の設置をお願い申し上げます。

平成25年4月17日、陳情者は能登町字瑞穂9-241

瑞穂地区区長会 会長 西山哲男様でございます。

議長（宮田勝三）

陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願 2 件、陳情 1 件の併せて 3 件は、請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

請願 2 件、陳情 1 件の併せて 3 件は、請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願陳情の審査結果については、今期定例会会期中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（宮田勝三）

日程第 18 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、6 月 6 日から 6 月 10 日までの 5 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、6 月 6 日から 6 月 10 日までの 5 日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（宮田勝三）

今回は、6 月 11 日午前 10 時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午後0時4分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（宮田勝三）

ただいまの出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（宮田勝三）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

１１番 志幸松栄君。

１１番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

議会から議会の間、ここに座っておられる持木町長さんにおかれましては緊迫した時期だったと思います。３月議会の後に選挙という重大な事項が行われて、またここに座っておられます。それに対しましてちょっと一言述べさせていただきます。

持木町長におかれましては、能登町民の夢と希望を受けて無投票当選されたことは、まことにめでとうございます。

さて、私も議員の一人として、また町民の一人として、本来４月１７日に当選した暁に４つの項目を町長は掲げられました。私はその政策に対して非常に感動を得ています。皆さん、一言で言うと４つの政策と言われますと、簡単に言いますと、１つ目は防災、向上、交通体制。それから２つ目は１次産業の付加価値向上、それから新規産業の創出。３つ目は高齢者対策、福祉の問題。４つ目は教育環境の問題でございます。充実。それと同時に文化の交流。それに対して、私は基本の基本じゃないかなと町長に対して思います。

私はこの4つの項目に対して、今日は偶然にも4つの項目を掲げた一般質問を行いたいと思いますけれども、この問題を町民の一人として、議員の一人として、以前以上、前回以上に有言実行を目指し頑張っていたきたいと思います。町長、また頑張ってください。

それでは、許可されました一般質問を行います。

今回は、未来にかけて、能登町が未来どうなっているかということが多々入っております。皆さん、ゆっくりと理解をしていただければ光栄やなと私は思います。それで3つ全て、現状の問題、それから未来の問題2つ、3つの質問をしたいと思います。町長並びにほかの教育長、もしあれでしたらお答え願ひまして、またお互いに議論したいと思います。

それでは1点目から入りたいと思います。

1点目、私は正直言ってコンピュータも何もできません。ただ皆さんのコンピュータをしているのは直視、眺めております。だけどコンピュータの問題は非常に興味があります。ただただ私はマニュアル時代の人間でございます。今のデジタルにはほど遠い人間でございますけれども、これもいいかなと思って余りコンピュータを重視しながら勉強しないわけでございます。だけどいろんな問題を若い人たちに聞いたり語ったり、コンピュータを利用させていただいておりますけれども、この能登町において、1点目、ライブカメラ、コンピュータのほうに中継できるライブカメラという私は名称にしましたけれども、その問題を設置していただきたいなと思っております。それからライブカメラに対しましては、観光情報の発信、それから産業への振興、それは能登町の前進によっては必要不可欠な問題だと思います。

それから、このライブカメラ、正直言って私は、後から再質問並びに町長の答えを聞いて私の意見を述べさせていただきますけれども、このライブカメラについて、ひとつ町長の考え方をお答え願ひたいと思います。町長、お願いいたします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

志幸議員のご質問のライブカメラということですが、ライブカメラというのはその名のとおり今そのときの状況をリアルタイムに視覚に訴えるもので、施設や道路、海、河川などの状況監視や、あるいは動植物の生育状況監視、また消防、防災関連や気象情報などさまざまな分野で活用されております。

公開されております近隣の市町のライブカメラの内容といたしましては、珠

洲市が市役所、見附海岸、緑剛崎など5カ所、そして輪島市が市役所、曾々木海岸、千枚田など7カ所、そして穴水町が役場庁舎、キャッスル真名井、体験農園などとなっております。設置場所に関しましては、庁舎屋上あるいは観光地が主で、そこからの景色がインターネットで配信されております。

当町におきましては、ライブカメラとしては内浦地区の山口ダム施設の映像が浄水場や上下水道課で確認することができるようになっております。また、消防庁舎屋上からの映像が消防で確認できるようになっており、いずれも防災上の観点から監視システムで、一般には公開されておられません。

ご質問の観光情報あるいは産業振興への活用につきましては、能登町におきましても里山里海の四季の移ろいをインターネットで公開することによりまして、能登でしか見られない風景を広めることで観光としての魅力向上が考えられます。交流人口の拡大あるいは自然環境の保全、産業振興にも結びつくよう、ライブカメラの映像を公開するための構築方法あるいは費用など最適な方法を検討させていただいて、今後考えていきたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

町長のお答えをもらって再質問したいなと思っておったけれども、私、思いは同じでございます。このライブカメラの質問をしたということで、能登町もないのかなと思ったら、結局、一般には公開されてないけれどもありますというお答えでございました。

だけど私はなぜこういうような質問をしたかという、これは能登町に在住の方でございます。今ロシアのほうへ行っておられます。そういう方と私ちょっとお会いした間に、能登町寂しいなという答え。それと同時に、その人のアドバイス、いろんなものを議論していただいて、こういう時代かなと思ったわけでございます。正直言って、この質問の原点はその方でございます。私もこのコンピュータ時代をより一層活躍し、今ホームページの時代はもう古いということでございます。そういうようなことで、こういうような能登町に皆さん全世界の人が興味を迎えるような、こういう文明の社会でございます。そういうものをより一層使用し、より一層世界に羽ばたく能登町をつくっていかれたらいいかなと思っております。

それでは、そういうことで1点目、時間も時間ですので。9分たちました。2点目に移りたいと思います。2点目は未来の話で、3点目もそうでございます。1点目いろいろと長時間、2点目に移りたいと思います。

2点目は、教育方針についてでございます。

現在の教育方針をお聞きしたいし、質したい、また要望もしていきたいということでございます。

国の教育方針は、現在、こういう言葉の英語とか中国語とかそういうことじゃないんですけれども、子供たちは物すごく知能が発達、それからすごく体が成長する時期でございます。そういうことで、こういうものを英語力とか外国語力、やはり今のこれからの子供たちは最低でも日本語の以外、もう1カ国語ぐらい、世界共通語の英語ぐらいしゃべれる、ある程度スピーチできるような子供を早くにつくり上げて、世界に羽ばたく子供たちをつくっていくのが必要不可欠かなと思っております。

また、この能登町におかれましては自然、海、山というすてきな場所があります。それもやはりここで育った子供たちが堪能できる、また理解できる。都会に育った子供たちに教えてあげられる、社会に出たら。そういうような教育方針をやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

それでは、この問題について教育方針、現在の教育のあり方、それからその問題を町長にただしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

教育方針ということではありますが、やはり学校教育というのは子供たちの将来のためにあるものだと思っております。とりわけ義務教育は、知徳体のバランスのとれた人材育成を目的に、将来一人一人の児童生徒が自己の夢を実現し、そして社会貢献し、充実した人生を送ることができるよう基礎、基本的素養を育成していきます。

能登町教育理念というのは、「「能登」の地と人に学び 未来を拓くたくましい力をはぐくみ “一步前へ進む人づくり”」ということであります。児童生徒が能登の自然や風土とそこに生きる人々を通して知識と教養を身につけ、生まれ育った郷土を愛し、積極的な大人として成長することあります。

具体的には、豊かな心の育成やふるさと教育、あるいは体験学習の実施ということになろうかと思います。児童生徒が登下校するとき近所から聞こえてくる爽やかな挨拶の声というのは、子供たちの豊かな心の育成の礎となるでしょうし、また今年度からの新規事業としまして、能登町里山15歳の門出プロジェクトと銘打ちまして、中学校3年生全員が柳田のみわ会の協力のもと自分で書いた久田和紙の卒業証書を手にします。石川県教育委員会作成の道徳教材に

は、秋吉、アマメハギ、サルビアロードの約束が載っております。能登の風習や取り組みを通して能登に暮らす人々の願いや優しさに気づかせる内容となっております。

次に、将来は今以上に情報通信が重要になってくると考えられます。能登町では、ＩＣＴ機器を活用した授業の充実を図るため、平成２２年度に１億４，０００万円余りの予算をかけまして各学校に電子黒板とデジタルテレビを配置しております。パソコンは情報教育の授業で１人１台使えるように配置いたしております。今年度よりデジタル教科書の配布も３年計画で進めているところでもあります。子供たちがＩＣＴ機器を使い、そして自分の意見や考えを発信していく力を身につけていくよう実践を重ねている状況であります。

また、議員ご指摘の英語教育あるいは外国語教育であります。児童生徒が社会人となるころには日本は今まで以上に世界に目を向け、そして世界を相手にしていく必要があろうかと思っております。世界に羽ばたくためには、まず文化の理解、そして語学力が重要であることは明らかであります。とりわけ英語教育の充実というのは不可欠かなというふうにも思っております。

昨年も能登町の中学生が中国の無錫市の生徒との交流活動を体験しております。彼らは英語を学んでおり、英語で自己紹介しておりました。中国人と能登町の生徒が英語を通して会話し、交流活動を体験しております。

また、平成２３年度の学習指導要領の改訂によりまして、現在、小学校５年、６年からの外国語活動を実施することとなりましたが、能登町では以前からやっていることでもあります。主に音声を中心とした外国語になれ親しめる活動であります。

また、政府の教育再生実行委員会の５月２８日の提言では、教育のグローバル化のため小学校から大学までの各段階で英語教育の充実が必要と指摘し、小学校では現在５、６年生で外国語活動として週１時間実施されている英語の授業を正式な教科とするということでありまして、そして授業数を増やすほか、開始学年を４年生以下とし、学習指導要領改訂も視野に入れると言っております。

能登町では、英語教育の充実に向けましては、現在２名のＡＬＴが計画的に中学校のみならず小学校でも授業助手として生きた英語を通して活動を行っております。特に小学校からの指導で児童の発音等が非常に上達しているというふうにも聞いております。

また、能登町中学生海外派遣事業としてオーストラリアへの海外研修を継続実施しております。参加者は現地学生にホームステイし、英会話はもちろんですが、異国の風土、文化を知るといような体験をしてきております。

議員ご指摘の英語教育は、今後一層重要になっていくものと考えておりますし、ふるさとを愛し、未来を切り開き、世界に通用する積極的な人材の基礎を育成することが本町の義務教育の使命というふうに心得ておりますので、今後ともさらなるご支援いただきますことをお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

今、町長のお答えを答弁を聞いてみますと、私は何も言うことないなと。教育委員会、それからこの前も課長もかわって、もう安定したところでございます。いろんなこと、私は正直言って、これは勉強不足でございました。本当に教育長並びに課長さん、また先生方に対しまして敬意を表し、より一層の世界に羽ばたく子供たちをつくっていただきたいなと思っております。

本当に再質問したいなと思っておりますけれども、全ての一步前進し、それから郷土を愛し、それから体験学習、挨拶、情報、それから語学力、その問題が全て情報をキャッチしながらやっておられるということに重々わかりました。それからそういう子供たち。

私は何を言いたいか。各論はわかりません、この教育に対しても。正直言って。ただし、こういう時代でございます。ほかの自治体の親御さんたちが能登町の義務教育を受けさせたいなと思う教育を、ひとつ学校、小学校、中学校をつくり上げていただきたいなと思っております。

私も15歳の卒業式終わり、そのまますぐその次の日からあるところに私は家族の事情で行きました。この能登町に対しまして、私は二百数十万の都市へここからすぐ15歳のときに行ったんですけれども、だけどこの土地に15年間住んでおったときでございますけれども、すごく誇りに向こうへ出ていきました。それと同時に、向こうに行ったときにもすごく、やつらに引けはとらなかったと思う。それだけのいい土地なんでございます。

そういうことで、こういう教育にも劣らず、これから進めていただきたいなと思っております。

それでは2点目、町長、教育長、本当に正直言って、ほかの自治体の方が、父兄さんたちが能登町の義務教育を受けさせたいなというような学校をつくり上げていてください。それを要望しまして、3点目に移ります。

3点目、これも正直言って未来の問題でございます。今、国のほうでは議論されております。

老人福祉施設についてでございます。

今、首都圏では老人、またこちらのほうでも待機老人が増えております。そういう中で、このような施設、それから老人の受け入れによって町内の雇用、また地産の消費拡大が、それから地域の発展に寄与できるんじゃないかなと私は常々思っておるわけでございます。ベンチャー企業、ベンチャー企業ということで皆さんは騒がれますけれども、いろいろな企業が来たっていろいろとなかなか屈曲して結果が出ません。そういうことであれば、能登町の現状でもある、また日本国の現状である老人対策の方向に進めるべきじゃないかなと思っております。

今、何年後にこの老人施設の問題が、施設の問題、それから実際の金銭的なものもあると思いますけれども、その問題を町長、お聞きして、私は自分の持論も述べさせていただいて、3点目、質問したいと思います。

町長、その老人問題について、施設の問題について、お答え願います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

老人福祉施設につきましては、首都圏のほうでは非常に入所待機者も増えていくというのが現状かと思っております。こういったことを踏まえまして急速に高齢化というのが都市部で進んでいるということでありまして、団塊の世代がほぼ75歳以上に到達します2025年という年は社会保障費がピークに対する2025年問題とともに医療、介護サービスの需要も大幅に拡大していくことから、国のほうでも都市部の高齢化対策に関する検討会を設置いたしまして、都市部の高齢者を地方で受け入れた場合の課題あるいは対応策などを検討しております。今秋、この秋をめどに報告書をまとめるというふうに聞いております。

首都圏のみならず能登町以外の方が住所地特例で能登町の老人福祉施設やあるいは介護保険の適用除外施設を利用された場合には、議員ご指摘のとおり雇用の拡大あるいは地産の面において、また介護や医療の保険者としてのメリットがあるかと思われます。その一方、町や県の介護保険事業計画というのは地域住民の介護ニーズに応じた事業計画や施設整備を行っております。そして、市町村ごとの介護保険料によりそういった施設が運営されていることから、施設の利用状況によりましては能登町においても介護保険財政の圧迫を招きかねず、将来に向けた検討課題かというふうにも思っております。

今後、介護保険制度の見直しや、あるいは地方への財政支援等さまざまな議

論が予想されていますので、第一義的には首都圏等から利用者の受け入れに伴い能登町の方の施設利用に支障を来すことがないように適切な介護保険事業の運営と維持に努めなければならないと思っておりますので、今後の国の動向に注視していきたいというふうにも考えております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

3点目、これも何か知らんけれども今日は1点目、2点目、3点目、全ての問題、私が思っていること、町長がやろうとしておったということに対して本当にありがたく思っております。

正直言って未来の話だったと思います。1点目はさて置いて。教育方針。国のほうで今、3点目の財政の問題も町長言われましたけれども、恐らく介護あるところでもそういう都市ではそういう議論が首都圏内で行っております。それと国のほうでも財政問題も議論されておりますけれども、私に言わせればそういう情報、一番最後に言われました情報を早急にキャッチしてということ。そういう時代が来ておるわけでございます。

そういうことで、昔のことを言っておってもあきまへん。正直言って時代におくれます。この能登町は、この前も国民保険の会議に出ましたけれども、10人に5人、オーバーに言いますと5人が65歳以上なんです。正直言って。税金を納める人はなかなか少なくなっている。正直言ってこういうような能登町の過疎の現状の中で、何を理屈こいとるんやと私は思います。それよりも情報をキャッチしながらやっていく必要があります。

この前、職員がこう言われました。「志幸さん、そんな都会から、東京のほうから年寄りもつても自治体損する」。「何言っとるか、おまえ。このやろう、こら」ということで、私はすぐこういう昔のくせを出しますけれども。そうじゃないよと。今ほかの自治体がお金を支払って、能登町、こういう土地のあるところ、また雇用の拡大できるところに頭を下げて、施設もつくります。それから地元の職員も使います。それから地元の年寄りも受け入れますということで、反対に頭下げてきている時代なんです。何年後になるかもわかりませんが。今の現在はお年寄りをこういう過疎のところに捨てていきますと、9割のお金が能登町には税金ももらったこともない人から払わなければならないような現状でございます。それはその職員さんがそう言うことは当たり前だろうと思いますけれども、情報を国のほうで発信している。もう法律も議論されております。そういうことを早急にキャッチしてやっていってほしいなと思って

おります。

時間がありますので、まだ。

2 題目の町長言われたコンピュータの3年計画、あの問題だって3年前は1億4,000万円のあなた方予算をつけましたけれども、あのコンピュータはもう結構既に古くなってきているんです。古くなっているというのは失礼なんですけれども。そういう急ピッチな時代なんですよ、はっきり言うて。もう新しいコンピュータが出ているんですよ、学生たちにも。

そういうようなことで、昔はこうだったとかああだったとかと言っているよりも、町長、今回はあの施策どおり有言実行。私は、その問題に対しましては100%の協力を惜しみません。議員としては。正直言って、あと1年数カ月でございますけれども、この1年数カ月を使いまして、町長あの施策に直進するならば、誠心誠意サポートして頑張っていたいただきたいなと思っております。

人はいろんな口を立てます。正直言って、前回の町長のときに、私もずっと町会議員をしておりますけれども、いやいや腹立つ問題が3点、4点あるわけでございます。もしあの問題がクリアしておれば、この町は大変変わっておったんじゃないかと思っております。町の中の人もおっしゃいます。

28分たちましたので、もうそろそろ、皆さんに私の持論並びに町長のお答えを聞いていただきましたので、ここで下がっていきたいと思います。

議長どうも、いろいろと持論ばかりで、ご清聴、皆さんありがとうございました。

私は将来こういうようなまちづくりをしていく必要があると。ましてやこの能登町は自然もあり、人間も豊か性もありますから、もう少し理解して、全ての問題を早くに進めていただきたいと思います。

どうもいろいろとありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（宮田勝三）

それでは次に、1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

改めまして、おはようございます。

先ほど先輩議員の志幸さんが4本の柱、先におっしゃられたので、どうしようかなという迷いもあるんですが、重要なことなので。これ私、議会中の走り書きと、あと新聞紙上で自分で考えた、まとめたものなので、もしまた間違いとかあれば、町長ご指摘願えればと思います。

3期目の所信表明で4本の柱を掲げられました。防災や交通、それから定住、交流人口の拡大などの安住政策ですね。1つ。2つ目は、第1次産業の付加価

値向上。いわゆる 6 次産業かなと、の推進や雇用・新規産業創出支援、企業誘致などの産業政策。3 本目が、高齢者や子育ての世代のため、また健康づくりやスポーツを通じた福祉政策。教育環境の充実や文化拠点づくり、人づくり、後継者の育成の人間政策だったと私は思っております。

この 4 つの柱を目標として、若い世代が能登町を受け継いでいけるような礎を築きたいと。どれをとっても今の能登町には大変重要な大切なことだと私は思っています。

また、能登町民のため、能登町のため微力ながら頑張るともおっしゃいました。当然ここにおられる執行部の方も、当然私も議員の方々も、その思い、能登町町民のため、能登町のため、その心は私は同じだと信じております。

立派だった所信表明の目標に向かって、3 期目の任期を頑張ってください。私も町民のため、能登町のためなら微力、私の場合本当の微力の微力ですけれども、協力しますので、頑張ってください。

それでは、通告書に基づき質問をいたします。

1 つ目は、通学路の点検や危険箇所の改善についてです。

昨年の 4 月、京都府亀岡市で登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が突っ込み、計 10 人、その中の 3 人が死亡し、7 人が重軽傷を負った事故が記憶に新しいかと思います。その後、登下校児の児童に車が突っ込む事故が全国で相次いだと思います。

そこで、各市町村の教育委員会では通学路の点検や危険箇所の調査を行ったと思いますが、その後の点検や危険箇所の改善は今現在どうなっているのか、お聞かせください。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のご質問の交通安全対策ということですが、児童生徒の登下校時における交通安全の確保につきましては、学校に対しましてかねてから適切な対応をお願いしてきております。また、保護者や地域住民、ボランティア団体などの関係者と連携をしまして、登下校中の児童生徒の安全確保推進もしてきております。そして、学校の統廃合等によりまして通学範囲が拡大され、交通手段におきましても徒歩通学からスクールバスや民間バスによるバス通学、また中学校では一部自転車通学を許可しており、通学の形態もさまざまであろうかと思っております。

議員がおっしゃったように、昨年の 4 月 23 日には非常に痛ましい事故が京

都府の亀岡市で発生しまして、全国でもそういった事故が相次いでおります。ほとんどが居眠りなどによるドライバーの過失による事故ということでありますが、これらの事故を国も重く受けとめまして、昨年5月30日付で文科省等から改めて通学路の交通安全の確保の徹底についての通知がありました。そして、通学路の点検と安全対策の検討をしているところでもあります。

具体的には、昨年7月から9月にかけてまして教育委員会、学校関係者、道路管理者、そして地元警察署等により小学校の通学路の点検を実施させていただきました。そして、危険あるいは要注意箇所の状況を確認しております。その結果、能都地区では3カ所、内浦地区で2カ所、柳田地区で1カ所の計6カ所につきまして危険箇所の確認がされました。ほとんどが歩車道の分離ができていないため車と児童がふくそうし危険との指摘でありました。これらは区画線の設置や引き直し等が対策として挙がっており、指摘箇所6カ所のうち3カ所につきましては昨年度のうちに対応済みであります。残る3カ所につきましても引き続き対策を実施し、危険箇所の早期解消に向けて努力したいというふうにも考えております。

そのほか管下の学校に対しましては、教職員や交通ボランティア、保護者等によります街頭指導の実施継続を呼びかけますとともに、危険、要注意箇所等の情報については交通安全教室等の指導や学校だより等で協力を呼びかけるなど周知を図ってまいりたいというふうにも考えておりますし、今後も点検、調査、検討などを行いまして、子供たちの通学についてより高い安全確保に向け積極的に取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

議長（宮田勝三）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

そうしたら、昨年7月から9月にかけて通学路の点検を行われたとのことでした。6カ所中3カ所はもう改善されたとのことでしたが、残り3カ所もできるだけ早く知恵を絞っていただき対応してくださるようお願いします。

そこですが、答弁の中にもあったんですけども、これから統合等もあります。スクールバスやバス通学も増えると思いますが、スクールバスの運転手さんとかの安全指導とかが今後の課題かなと。また7月から9月、シーズンにはいいシーズンですよ。当町においては、冬の積雪時に多数問題があるんじゃないかなと私は思います。7月から9月に行ったのなら、一度、冬の積雪時にでも点検、調査を行うことができないか。

この2点。スクールバスの安全管理と冬の積雪時の点検、調査は、町長どう

お考えになられていますか。事務局長でもいいですけども。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、スクールバスの安全指導についてでございますけれども、いろいろな通学形態がある中で、スクールバスというのは徒歩通学に比べれば、バス停から学校までという点では安全ではありますけれども、これはスクールバスの運行の安全の担保がなされてのことであるかと思えます。ご指摘のように日ごろからやっておるところでありますけれども、さらにその体制であったり受託事業者との安全指導などを今後徹底してまいりたいと考えております。

2点目、冬期間にも点検を行うべきじゃないかという質問でございますけれども、ご指摘のとおり確かに夏場と冬場は歩道の状況も大きく違うと思われます。積雪期、豪雪など積雪が続きますと、子供の目線では車が確認しにくいような場合もあろうかと思えます。一度子供たちの目線などに気配りをして、道路担当部局とともに点検を行ってみたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮田勝三）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

事務局長さんも言われましたけれども、点検、調査は大人の方が行うと思います。ぜひ子供たちの目線に立って、関係者の皆様と点検、調査、本当の子供たちの目線に立ってやってほしいと思います。町長も言われた子供、後継者づくりですね。当町の未来の後継者である子供たちの安全・安心をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に移りたいと思います。

高齢者の交通安全対策についてですが、石川県では交通死亡者が年々減少傾向であります。しかし、残念ながら高齢者の死亡事故が減少傾向とはないと私は思っております。平成23年度と24年度では交通死亡者数は44人、同じ数なんです。そのうち高齢者の死者数は平成23年が25人で平成24年度が32人。2年間だけなので何とも言えませんが、それでも私は最近、高齢者の死亡事故が、お亡くなりになられる方が多いなと私は思っております。

そこで、能登町では高齢者の方々にどのような交通安全対策を行っているのか。また、高齢者の方が自主的に運転免許証の返納をする場合、今、当町では公的な身分証明書として利用できる住民基本台帳カード、顔写真つきを無料交付しているだけだと思います。これは各都道府県公安委員会が2002年から返納者が申請すれば顔写真つきの運転経歴証明書を発行しております。本人確認の身分証として最初、当初のころは6カ月有効だったんですが、12年4月以降は無期限になっています。このため私は、この住基カードが余りにも意味のない支援制度かなと思います。

県内でも他の市町はいろいろな支援制度を実施し、高齢者の加齢に伴う体の機能や判断力の低下により運転に不安を感じる方などが支援制度を利用して自主返納する方が増えていると聞いております。

そこで、能登町においてもバス、タクシーなどの補助等を利用した新たな高齢者運転免許証自主返納支援を考えてはどうかと思いますが、町長どうですか。お答えください。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに高齢者ドライバーにつきましては、やはり老化による能力の衰えというものがあろうかと思います。とっさの場合の認知あるいは操作能力の減少等によりまして事故を起こす危険性が高まるということが予想されますので、免許証の更新の際行われます高齢者講習の場で自己チェックをしていただきたいと思いますし、講習により危険であると感じた場合は自主返納もしていただきたいと思いますというふうに思っています。

議員おっしゃるように、町としては今、身分証明書的なことで顔写真つきの住基カードを交付しております。22年から24年までに26名の方が自主返納されまして、そのうち5名の方が住基カードの申請をされて発行させていただきました。今後につきましては、やはり交通、移動の手段というのがなくなるものですから、その辺の手厚い支援をすることによって自主返納もふえてくるのかなというふうにも思いますので、近隣市町を見ますとやはりそういった手厚い取り組みを、支援をしている市町は返納率も高いというふうに感じますので、そういったことを十分検討させていただいて、自主返納していただく数といえますか、それを上げていきたいなというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

近くの市町村もやっていると。町長、考えるということですが、今、能登町は珠洲署管内になりましたね。同じ、署は珠洲署ですね。その中で、お隣の珠洲市は、珠洲市も支援制度としては市内バス利用券 2 万円、または市内タクシー利用券 2 万円、または両方、市内バス 1 万円、市内タクシー 1 万円など、また卒業証書、あとは住基カードですね。これは 1 年間なんですけれども、多分。

1 年間だと思います。でもやっぱりあるとないとでは、お年寄りの方には、病院も行かにはやならんとか買い物も行かにはやならんとかそういうので、ありがたいという声を聞きます。同じ管内なのに何で珠洲市と能登町は違うのかということもあります。

こういう観点で、町長どうでしょうか。もう一步踏み込んで。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど申しましたように、能登町ではこの 3 年間で 26 名の方が自主返納されております。一方、珠洲市のほうはこの 3 年間で 123 名の方が自主返納されているということで、やはりそういった支援策の差が出たのかなという気がしますので、しっかりとその辺を検討させていただいて今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

1 番 金七祐太郎君。

1 番（金七祐太郎）

ぜひ早急に考えていただき、お年寄りが少しでも不安なく免許が返納できるよう立派な支援制度を考えてくださるようお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

議長（宮田勝三）

それでは次に、2 番 國盛孝昭君。

2 番（國盛孝昭）

おはようございます。

きょうは傍聴席のほうに、何かお聞きするところによると国の新任職員の方が地方の研修ということでおいでになっているということで、国も大変粋な施策をやっているなと私は感じます。将来は各省庁の事務次官を目指して仕事に励まれることと思いますけれども、こういった片田舎の行政をつぶさに見ただいて、将来の国家づくりにひとつ励んでいただくことを期待いたします。

また、うちの職員がもしや陳情に上がった、上京した際には、ひとつよろしくご配慮を願いたいというふうに思います。

それでは私の質問に入ります。

まず冒頭、さきの町長選で無投票当選された持木町長に対して、お祝いを申し上げたいというふうに思います。

同時に、町長はこの無投票当選ということをどう捉えておいでなのかかわかりませんが、私は、無投票に至った背景、そしてその間の政治模様等々、町長は選挙期間中は8,000世帯、多分つぶさに回られたというふうに思いますが、そういった状況をしっかり頭に置いて、ひとつ前向きな町政に執行に当たっていただきたいということを要望いたしておきます。

そこで、町長は3選出馬のいろいろな施策を挙げておいでだと思うんですが、その中の一つに新庁舎の建設も含めた庁舎の問題を一つ掲げておいでたというふうに思います。この庁舎の問題につきましては、昨年、町長の諮問機関であります本庁・支所検討委員会がことしの2月ですか、答申を出しておいでますね。提言という形で答申されておいでだと思います。また議会では、当然のことですけれども庁舎等の在り方検討特別委員会を立ち上げて、現在、議論、審査を重ねているところでございます。

これからはまた議員提案ということで結果が出ると思いますけれども、この時点で、この新庁舎の問題を含めた計画づくりになると思いますけれども、執行側といたしましてもこの時期、やはりはっきりした方針を示す時期に来ているのかなというふうに思っております。町長はどうお考えですか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず方針ということでありますが、現在の能登町の総合計画というのは18年度を始期としまして平成27年度までとなっております。ですからやはりこの見直す時期ということもありますので、前回の状況から見ますとおおむね2

カ年要したということですので、26年度の当初予算に策定費用を計上して今後の新しい能登町の総合計画を目指していきたいというふうに考えております。

内容に関しましては、合併当初から今日までいろいろ取り巻く社会情勢があったと思います。それらも踏まえまして、これまでは計画に基づいて取り組んできた実績もありますので、そしてまた新たな住民ニーズ、そしてまた一昨年の世界農業遺産に登録された豊かな能登の里山里海もありますし、また、のと里山海道が無料化、そして2年後には北陸新幹線の金沢開業といったプラスの変化も的確に捉えながら、今後の長期的な展望を基本方針として残していかなければならないのかなというふうに思っております。

庁舎問題につきましても、議員おっしゃるように昨年の2月に提言書をいただきました。その内容は、当面は新庁舎建設を見送り、既存庁舎を有効に活用すること。耐震補強等工事終了後、速やかに能都庁舎を本庁、柳田庁舎、内浦庁舎を支所とすることというような提言もいただいております。それと議員のほうでも今、庁舎等の在り方検討特別委員会が組織されておりますので、私としましては、やはり議会での検討委員会からの議論も見た上で、庁舎改修なのか、あるいは新庁舎建設なのか、そしてまた本庁、支所方式導入の時期など、できるだけ早いうちにそういった方向性を決めたいというふうに考えております。

この合併後の8年間見ましても、分庁方式というのは余りにも業務効率も悪く、組織の執行体制としては私自身疑問を持っていたところでもありますので、将来の能登町の姿を描きながらしっかりとした庁舎問題に関しては検討をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

2番 國盛孝昭君。

2番（國盛孝昭）

今ほど町長、新庁舎の建設等々に関して総合計画の中で見直していきたいということであろうというふうに思います。私も分庁方式というのは問題があるかなというふうに思います。それは職員の資質の向上の面から見ても、やはり離れ離れにいるということは力が分散するし、いろいろな問題はあるというふうに思って、私の持論は新庁舎を建設すべきというのはさきの一般質問にも述べさせていただいたとおりでございます。

そこで大事になってくるのは、今町長も述べられた総合計画の見直しに当たるか、それとも第2次総合計画というふうに取り組むのか。そこはいろいろな

入り方があるというふうに思います。合併して8年、町長においても3期目に入られたわけでございます。2期8年の総決算といいますか、持木体制になって8年間やってきて、その辺で一つの区切りをつける時期じゃないかなと私も思っております。

振り返りますと、私も合併当時、役場に席を置いておったわけですが、当初の1次計画の基本は、やはり合併した旧3町村がいかに足並みをそろえて新町で出発するか、ここに基本があったというふうに私は思っております。特に行財政改革、それからインフラサービスの是正というところだって、行財政改革というのは今に始まったことでない。これは役場、行政がある以上は常に頭に置いて、町民に負担をかけないようにやる。これは当然のことなので。ただ合併から8年たって、行財政の改革についても職員もかなり減らしておりますし、財政的にもそれなりに、まだ余裕というところまではいきませんけれどもそれなりに安定してきたのかなというふうに考えております。

それからサービスの是正ですが、生活インフラの整備ということでは有線テレビ、それから下水道の新設ということで、いろいろな問題はありますけれどもおおむね大体のスタートをして、それぞれに大体足並みはそろったのかなというふうに思っております。

そこで、第1次の総合計画のおおむねの目的は果たしたのかなというふうに思います。これからが大事だというふうに私は思っております。今こそ将来に向けて地に足をつけたしっかりした計画が必要だというふうに私は思っております。

私個人としては、計画の作成に当たっては各課横断のプロジェクトを立ち上げるべきだというふうに思います。ただ、一つの企画財政課なり総務課が係でやってその変更計画をまとめていくということではなくて、いろいろな産業、いろんな立場の中で各課横断的に、ひとつ町の将来を見据えた、そういうスタッフを集めてこの計画作成に当たるべきだというふうに思っております。

特に1次計画の見直しについては、ぜひやっていただきたい。できたこと、それからできなかったこと、それから当初計画には上がっていただけれども今の能登町として必要かどうかというようなことも大事だというふうに思っております。

こういった事業に取り組む組織体制といたしまして、幸い、域学連携ですか、それで取り組んでおるんですけれども、東海大との提携、それから金大を初めとした石川県内の大学でも能登のほうへたくさん入っていろいろな指導、交流が行われております。こういったノウハウをぜひ利用して一つの計画に当たっていただきたいというふうに私は考えております。

町長、この辺について、取り組みの姿勢について、もう一度ひとつ、お考え

があればお願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども少し述べさせていただきましたが、やはり地域住民のニーズも変わってきておりますし、あるいは社会情勢も変わってきているということでもありますので、また能登町が誕生したころはまだまだ創成期という位置づけだったと思います。これからが能登町の成熟期へ向けての総合計画を立てていかなければならないということでもありますので、議員のおっしゃるように、やはり各課それぞれじゃなくて各課が連携しながら、それこそ各課横断のプロジェクトチームを検討もさせていただきたいと思いますし、いろんな面から、いろんな方向から見て新しい総合計画をしっかりとした形で策定していきたいなというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

2 番 國盛孝昭君。

2 番（國盛孝昭）

よろしく願いいたします。

私は何よりも必要なことは、よく今マスコミ、評論家でもよくおっしゃるんですけれども……。 (サイレン)

ちょっと休憩したらどうですか。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。10分まで休憩させていただきます。再開を11時10分といたします。(午前11時00分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。(午前11時12分再開)

2 番 國盛孝昭君。

2 番（國盛孝昭）

大変、水が入りまして緊張いたしております。

それでは、私はこの計画の見直しについて、一番肝心なところというか、私の思うところでは、よく行政、それから評論家の皆さんは行政に対しては費用対効果ということをよく言われます。私は、それは当然大事なことだというふうに思います。税負担者に負担をかけないということは基本中の基本だというふうに思っております。

ただ、そういった費用対効果の分析にとらわれ過ぎて大事なことを見落としてしまうというか、そうした数値化のできないような価値、これをきちっと見出して住民に伝えていく、これこそが行政の役割だと私は思っておりますので、そういった単純な足元の費用対効果とか数値化された価値ではなくて、数値化されないような価値を見出してほしいというふうに思っております。

町長は、よく町民の目線、目線に立ってということを言われますけれども、町民の目線もいろいろあります。弱い人の目線、強い人の目線、農業をする人の目線、漁業をする人の目線、そして商売をやっておいでの方の目線、子供たちの目線やお年寄りの目線、いろいろな目線があるというふうに思いますので、その中でどこに重点を置いてやっていくのか。

先ほどの先輩の一般質問の中でも産業の育成には特に力を入れなければならないというふうに思っておりますけれども、こういったさまざまな目線にどう向き合うか、町長ひとつどっしり構えて、大きな世界観を持って改革に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと同時に、町長のこの議会の冒頭の所信表明の中でも4つの柱を挙げておいでましたけれども、その中に人づくり、これは私も同感であります。今までの一般質問でも人づくり、リーダーづくりはやはり欠かせない。ぜひやっていただきたい。特に役場職員のあり方について、きっちり将来を見据えて、先ほど言いましたこういった価値観にとらわれることなく、変な数値観に価値を置くことではなくて、この能登町としてどうあるべきかという数字やそういうものに惑わされない、そういった価値を見出すような職員を育てていただきたいというふうに思っております。

人心掌握は大事なことでございますので、これからの執行に当たって、町長はひとつ人心掌握を的確にやっていただきたいということで、あの山本五十六さんが人を動かすということにこういうことを言っております。人を動かすには、言って聞かせてして見せて、そして褒めてやらにや人は動かん。こういうことなので、町長、そういうことをひとつしっかり捉えて、心の通う政治、行政をやっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（宮田勝三）

それでは次に、6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

町長におかれましては、4月の選挙におきまして無投票当選、まことにおめでとうございます。先ほどの國盛議員が言われたとおり、しっかりとこの4年間を町政目線で頑張っていたいただきたいと思っております。

それでは、今回通告してあります2点について質問をいたしたいと思います。

まず初めに、教育委員会制度について町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

このたびの安倍晋三首相肝いりの政府の教育再生会議は、去る4月15日、教育長に教育行政の責任を一元化し、首長が議会の同意を条件に教育長の任命、罷免権を持つことを柱とする教育委員会制度改革の提言書を首相に提出いたしました。

現行の教育委員会制度は、1948年、戦争に突き進んだ国家主導の戦前教育への反省を踏まえ、アメリカの教育制度を参考に導入をされたと聞いております。教育委員は当初、公選制でありましたけれども、1956年に議会の同意を得て首長が任命する今の制度に改められました。60年近く現行制度が維持されてきたのは、教育行政の政治的中立性の維持や首長が交代した際に学校教育が急変することがないように、首長から独立した原則5人の有識者らで構成する教育委員会が歯どめとなってきたことであります。

しかし、現行の教育委員会は制度上の欠陥があるようです。委員長と教育長との間の責任の所在が曖昧で、教育長を除く委員は非常勤のため月一、二回程度の会合しか開けない。特に滋賀県の大津市のいじめ問題の際に市の教育委員会が機能不全に陥ったように、制度が形骸化しているとの判断がつきまといっているようでございます。

提言の最大のポイントは、教育長を教育行政の責任者と位置づけた上で、任命、罷免権を政治家である首長に持たせ、首長の教育行政への関与を一気に強めた点であります。選挙で選ばれた首長の意向が反映したほうがいいという考えがうかがわれます。

一方で、政治的中立性の確保については、教育長が教育の基本方針や教育内容に関する事項を決定する際には教育委員会が審議するなどの制度上の措置を講ずるとの内容にとどまっております。教育委員会の審議内容が教育長の意思決定にどの程度影響するか、委員をどのように任命するのかといった詳細な制度設計は中教審に委ねたようでございます。

今後については、今回の提言を受けて、下村文部科学大臣は、中教審に諮問し、年内に答申を得て、来年の通常国会には関連法案の改正案を出すと思意を示しております。

この提言に対して、町長、地方行政の首長としての立場からどのように考えるか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の政府の教育再生実行会議から提言されました教育委員会制度等のあり方については、議員のご説明のとおりであります。その大きな柱というのは、現行の教育委員会制度は教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長との間で責任の所在の不明確さからさまざまな弊害を生じているとし、教育長を教育行政の責任者とするよう見直し、選挙で選ばれた首長の意向を反映されやすくするというものであるということです。

今回の提言に対してどのように考えるかということですが、現行の制度というのはやはり政治的中立性、継続性、安定性について確保する機能を果たしてきたという捉え方もありますので、現時点では弊害を生じているとは私自身は感じておりません。

議長（宮田勝三）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

現在の教育委員会制度では、能登町において制度上不都合な点があると思われるかということで聞いたかったんですが、先ほど特になんというような答えでございました。今現在、町長は石川県町長会の副会長として頑張っておられますけれども、この件について何か、議題にはならなかったけれども何か話題になったというようなことはないでしょうか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先日も町長会がありましたけれども、特別そういった教育委員会制度に関し

ての議題というのはなかったと思います。

議長（宮田勝三）

6 番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

この件については、今後、中央教育審議会ではどのように教育委員会の政治的中立性について答申するのか注目されますけれども、来年の国会に提出されれば議論が集中するのではないかと考えております。

それでは次の質問に移ります。

国旗掲揚推進についてを提案したいと思っております。

最近、祝日には家の前に国旗を掲揚している家庭や商店街などが非常に少なくなったように思われます。私たちの若いころは、どこの家でも国旗を掲揚していたので覚えておりますが、最近の若い人たちは、マンションとかアパートとか集合住宅に住んでいる方たちが多いこともありますが、国旗を掲揚する場所が少ない理由もあると思います。ただ、一戸建ての家では掲揚する場所があると思います。もちろん私は掲揚するようにしております。

国旗、いわゆる日章旗は、平成 11 年に国旗及び国歌に関する法律として施行されました。それまでは国旗としての法律がなかったわけですが、法制化した背景には、平成 7 年ころから公立学校の教育現場において、当時の文部省の指導で日章旗の掲揚と同時に君が代の斉唱を事実上義務づけられるようになりました。反対派は日本国憲法第 19 条が定める思想、良心の自由に反すると主張し、社会問題となったわけです。文部省と日教組の板挟みになった県立高校の校長が自殺する事件があったのが一つのきっかけとなって、法制化となったようです。

国旗の掲揚について、この間、若い人と話をしていたわけですが、その人が最近国旗を掲揚するようになったと言っておりました。その原因は、今年のオリンピックや、それからサッカーの国際大会などで日の丸が掲げられるのが大変感激し、自分自身も日本人であるので、こんなときだけ感激しないで平素から国旗を大事にしなければならないと思い、祝日には掲揚するようになったと言っておりました。

さて、そんな中で国旗掲揚を促す自治体もふえております。最近では、中能登町は昨年、日章旗を購入した町民に商品券を交付したり、七尾市でも一部の町内会で旗を集団で購入し、掲揚を促したりしております。やはり祝日ぐらいは国旗を掲揚し、日本人であること、また日本に生まれたことを誇らしく思う意思表示として国旗を掲揚するのは大変よいことだと思ひ、こうしたことを

子や孫に継承していくべきだと思います。

我が能登町としても、祝日の国旗掲揚を促す何らかの方法を考えてみてはいかがでしょうか。例えば、行政広報やケーブルテレビなどで祝日の国旗掲揚を推進してはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。（午前 11 時 27 分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午前 11 時 28 分再開）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは椿原議員のご質問に答弁させていただきますが、日本の国旗というのは正式には日章旗と言われ、一般的には日の丸というふうと呼ばれております。1870年制定の太政官布告第57号の商船規則に基づきまして、日本船の目印として採用されて以来、日本の国旗として使用されたということであり、また、議員がおっしゃいますように平成11年には国旗国歌法が制定されました。日本は国民主権の国であり、国旗を掲揚することは国民を敬っているという意味も込められており、国の成り立ちに関係した祝日には国家と国民が日本の社会に感謝するという意味を込めて、国家の代表として国旗を掲揚することになりました。

しかしながら、議員おっしゃるような近年では祝日が日曜日と重なった場合は連休となり日付も変動するなど、祝日本来の由来が薄れつつあることから、各家庭で国旗を掲揚している家庭が非常に少なくなりました。県内では、同様な理由から日章旗購入の助成を行っている自治体もありますが、町としましては強要するものではありませんが、法の趣旨に基づきまして、議員おっしゃるような広報紙や町のホームページ、あるいは有線放送などの町から発信する媒体と各町内会等を通じて国旗の掲揚を働きかけていきたいと思っております。

議長（宮田勝三）

6番 椿原安弘君。

6 番（椿原安弘）

祝日というのは1年間でたしか15日だったかなと思いますけれども、私にそれを15どれどれと言われても一気に私も言えません。例えば、みどりの日がどうか海の日とか日が変わったりしておるものですから。ただ、国旗を掲揚するときには何の日やったかなということで、それだけでも一つのきょうは祝日だというふうなことを感じるのではないかと考えております。

特にマンションとかそういうところでは、場合によっては初めからつけるところもあるそうです。ちょっと聞いてみたら。ですけれども、ほとんどはつけてないというふうなことでございますので、一つのこの私の質問は、そういうことを推進するというような立場でしたわけでございます。

ありがとうございました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（午前11時31分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、10番 奥成壮三郎君。

10 番（奥成壮三郎）

昼からの質問となりますけれども、先ほどの発生した林野火災、まだ鎮火という報告がないわけですが、それも気にかけてながら一般質問を行いたいと思います。

通告してありました「みなとオアシス」から港町の活性化策について町長にお尋ねいたします。

通告書では4つのことで質問するということになっておりますけれども、途中また感想を聞いたりとかするかもしれませんので、またよろしくそのときはお答えを願いたいと思います。

先ほども質問の中で議員の方々から所信表明のこともおっしゃっていただきましたが、町長の今定例会の初日の所信表明の中で定住交流人口の増加ということ

がありました。「町といたしましても本地域が目指している将来像は能登町の活性化につながるものであり、連携を密にし、交流人口の拡大や移住、定住人口の増加につなげていきたいと考えております」と町長が述べておられました。

そこで、そういった交流人口の観光客の増加についての質問をまずさせていただきます。

これは昨年１０月３日の新聞の記事であります。これは２０１２年の新聞記事で、民間調査機関ブランド総合研究所が行った地域ブランド調査２０１２が発表されました。都道府県魅力度ランキングでは、１位、北海道、２位、京都府、３位が沖縄県と続き、１３位という高ポジションで石川県がランクインしました。また、全国１，０００市区町村魅力度ランキングでは、１位、札幌市、２位、京都市、３位が函館市と続き、９位に金沢市、３２位には輪島市、そして我が能登町は９４位と大健闘しております。

しかし先月、５月１１日に開催されました能登町商工会総会において、酒屋会長がことしのゴールデンウィークは思ったより県外ナンバーが少なかったと挨拶中に述べられておりました。すなわち観光客の入りか能登町には少なかったということだと思っております。

県内のゴールデンウィークの統計を見ますと、金沢での宿泊が１３％増、そして世界農業遺産と４月からの有料道路無料化の恩恵を受け、輪島市は２９．５％増の４万８，３００人、珠洲市の奥能登塩田村では２．４％増の１万２，２６８人と大健闘しているのに対して、同じく恩恵を受けているはずの我が能登町は七尾市とともに減少という残念な結果となっております。七尾市は、でか山の祭りのときには７，０００人余りが減少したと新聞記事に載っていたと記憶しております。珠洲市、輪島市と私たちとは、はっきりと明暗が分かれたと思っておりますが。

ここでまず、ふるさと振興課長にお聞きします。２年前から能登有料道路を無料化にすると県が発表してから、当然、観光客の増加が見込めたわけですが、その時点から観光客を能登町に勧誘する施策や仕掛けなどを行っていたのか。また、減った原因もあわせてお答えください。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

能登有料道路が無料化になり、里山海道と名称変更した最初のゴールデンウィークは、各サービスエリアとも渋滞が発生して、開通して初めての現象が起きて無料化の効果に驚かされたものです。新聞などの観光客のアンケートによ

りますと、無料化に伴い、奥能登でのドライブや食事などにちょっとしたぜいたくを味わおうと出かけてきたという意見が多かったように思います。

奥成議員がおっしゃったとおり、輪島市朝市通りは昨年より1万1,000人多い4万8,300人、千枚田は2万3,000人、珠洲市の道の駅塩田村は前年比2.4%の1万2,000人が訪れたと報道にあります。

能登町においては、ゴールデンウィーク期間中の赤崎イチゴ狩りが予約でいっぱいとなり、のと海洋ふれあいセンターでは昨年比30%増の入込みがありました。のときんぷらでは宿泊者数が同じように3割増となっております。他の施設におきましても聞き取り調査を行ったところ、前年に比べて増加しているという回答でございました。

また、今年度は里山海道が開通したわけですが、その4月から別所岳サービスエリアにおきまして奥能登各市町と共同で特産品販売、観光客に向けてのパンプなどで案内するテントを土曜日、日曜日に開設して能登町のPRに努めております。また、町観光協会が能登町に宿泊した方に対してガソリン券を補助するなど、そういった里山海道無料化キャンペーンを行っております。

しかし、七尾市の青柏祭では昨年よりも1万人少ない12万5,000、それからのとじま臨海公園では前年比3%減の5万3,000人となったようです。これは、里山海道を途中でインターを下車することなく終点まで走行したものの、渋滞などの理由によりまして時間が押し迫って、富山湾側に面した私どもの観光地のほうには立ち寄れなかったということも考えられるのではないかというふうに思っております。

こういった対策としまして、珠洲道路から能登町へアクセスするドライバー向けの道路案内看板の設置や、観光施設への誘導の充実を図らなければならないと考えております。また、能登町ならではの体験プログラム、これも積極的に打ち出してさらなる観光宣伝の事業を展開して、少しでも多くの方が能登町にお越しいただけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

いろいろな策を練って、また努力してください。私も質問は道のりが長いもので、前へ進ませていただきます。

ここからは持木町長に一つ一つお尋ねをしていきたいなと思っております。

ここに能登町のホームページがあります。これは能登町のふるさと振興課のページです。見てのとおり真っ白けの殺風景な表紙になっております。ここで

観光情報というところがあるわけなんですけれども、このお知らせのところには確かに、のとトキリシマツツジ探訪ウオークとか、イチゴ狩りとか苺一会などが書いてあるんですけれども、見てのとおり、こういう表紙もまたちょっと記憶しておいてください。後でまた輪島市を例に出しますので。

観光課長に言うておきますけれども、最終更新日が平成23年2月1日になっているんです。こういうこと自体を見ても、観光客が能登町を何か調べてみようかというときに、これ時点でもう古いデータというのに勘違いするかもしれん。今、首かしげておられるかもしれんけれども。輪島市はことしの4月の更新になっているんですよ。やっぱりこういう細かいところを常に意識して更新するということを、お客様に知らせるという作業が、嫌な顔せんといっちゃちゃんと見てください。

次、観光からずっとこういうふうに、観光、祭りとかで検索していきますと、能登町が基調の色がブルーなのか知らないですけれども、全部こういった色で検索していくわけなんです。これがいいか悪いかは別としても。

それで観光、まつり。ちょっと行きますけれども、イベントといってもたった4つしか紹介してないんですけれども、イベントは民間というか指定管理がやっているござれ祭りなども本当はここに入ってきてもいいんじゃないかなと。これもまた後で輪島市を例に出しますけれども。名所・みどころ。公共施設、民間の宿泊施設は当然入れてないわけなんですけれども、輪島は全部、民間も入れております。トータル、総合力でいこうということが手にとるようにわかります。こういうずっとブルー色一辺倒になっておるわけです。

輪島ナビというものを同じ検索方法でやってみたら、すぐに輪島ナビで、輪島塗をすぐにイメージさせるような色彩になっておるわけなんですね。ここは全て新しい、ことしの3月、4月、5月の新しいニュースをここに載せてきておるわけなんです。先ほど言いました、恐らくこれは宿泊や祭り、旬の食べ物、全ての情報を地図にマークで載せているということなんですね。全て色彩を見ても輪島塗を意識したカラー、デザインになっております。そういうことも考えた案内が必要ではないかなと思っております。

先ほども申しましたけれども、宿泊施設は公社ばかりではなく民間施設もしっかり紹介しておりますし、数を充実させ、先ほどのように航空写真を利用した地図上での位置をはっきりと紹介し、ここからはこの観光地まで徒歩で何分などと入力されていて全く抜かりがないわけであります。

また、おすすめのコースには拠点から終点までコースをたくさん提案し、交通手段や所要時間なども事細かく記載しております。輪島市に行ったときは、このホームページ、これだけを持っていけば何とか回れるというふうに配慮されたものになっております。全てにおいて公私の分け隔てなく輪島市の隅から

隅までしっかりと紹介されております。

町長、この差は一体何なんでしょうか。結局はやる気とセンスの問題だと思いますが、能登町の顔になるこういったホームページのもっと研究して、楽しく魅力のあるものにしてもらいたいと思うのですが、先ほど紹介したこの差をどう思われますか、ひとつお願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに奥成議員がおっしゃるとおり、現在の能登町の公式ホームページでは観光情報というのはありますが、やはり行政の延長ということで情報発信であるための情報量が十分ではなかったというふうに思います。

このため、町では地域資源利活用推進事業の一環としまして、平成25年度、今年度ではありますが当初予算で観光情報を取りまとめて案内します観光ポータルサイト構築業務を計上しておりまして、昨年からウェブを活用して全国に情報発信するためのレシピコンテストも実施させていただきましたし、地域コミュニティと情報発信の場としての能登町公式のフェイスブックも活用しております。この観光ポータルサイト構築によりまして、全国に向けて観光地としての魅力を一目でわかるように発信もできると思いますし、お客様が知りたい情報を的確に伝えることができるよう今後早く進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

それでは、少し能登町の例を少し私なりに挙げてみたいなと思っております。

能登町には観光スポットとしての、まずは縄文真脇遺跡があるわけですが、学術的価値が極めて高い貴重な文化財としては旧松波城庭園などの遺跡もあります。新聞の社説を紹介します。今年度5月20日の新聞の社説です。

「能登の文化の厚み発信を」ということです。「全国に類例のない枯山水として知られる能登町の国名勝「旧松波城庭園」の展示方法を決めるため、同町教委が環境調査を始めた」。真ん中を飛ばしまして。「能登の「宝」をしっかりと後世に伝える整備が求められる。庭園の保存管理とともに、これまで以上に庭園をふるさと教育や地域振興に活用したい。無料化となった「のと里山海道」

に続いて、北陸新幹線金沢開業などを控え、能登へのアクセスが向上していく中、能登の歴史ロマンも多くの人を引きつける魅力がある」とまで社説に載っております。ぜひこういう歴史のあるものを大いに観光客誘致には使っていかなければいけないかなと思っております。

また地域活動では、これも菜の花で遊休農地解消。これはJA内浦さんがことしやっているんでしょうけれども、菜の花で油をつくる。そして来年には迷路もつくるということもこういうふうに表示もされておりますし、またこれは、さんなみっ子育成第1弾。能登町三波公民館と住民有志は、さんなみっ子育成プロジェクト、農業や海釣りなど大人が三波地区特有の暮らしや遊びを伝える。12日には第1弾として田んぼに稲を植えたというふうな地域活動もあるわけです。ひょっとしたら、こういうのも観光の材料といいますか、こういうことも祭りや行事など全てを案内というか情報として載せていきますと、その光景を見たいというお客さんも来るかもしれんかなと思って、こういう紹介をさせているわけです。

旧内浦地区では、山口みどりの里保存会が農耕神事を復活させる企画を始めたということもこういうふうに表示しているわけです。これらも能登町の観光の材料にもなるかなと思っております。また、国の重要無形文化財でもある秋吉地区のあまめはぎや、柳田地区のあえのこと、また、きょう新聞にも出ておりました上町の一方向一揆の劇なども各地域が歴史を復活する活動が多々ふえてきているかなと思っておりますし、また、石川県の無形文化財でもある小木のとも旗や宇出津のあばれ祭など、国や県からの重要な指定された民俗行事なども一目でわかるような案内があってもいいのではないかなと思っております。

また、名所・みどころなどでは、のとキリシマツツジを初め、以前に紹介しましたミシュランガイドで1つ星を獲得した小木のイカ釣り船、これは1月から6月まで、きょう出航していきましたけれども、それまでは観光客がミシュランガイドを手にして見れる観光の財産にもなるんじゃないかなと思っておりますし、前回の一般質問でも申し上げました北國新聞社発行の釣りの情報写真集にも能登町の港が全て紹介されているわけです。本当に財産がたくさんあると思っております。

また財産といえば、これも昨年3月8日の新聞に出ておりました。「能登町テニス資料館 掘り出し物 期待膨らむ」とまで書いた、こういうことがありますね。教育長も見てもらえますか。要は、この写真を見てびっくりしたのは、掘り出し物も眠っているものがショーケースにこれだけ番号振ってたくさん展示してないということを意味した写真が載っているわけで、当然それには未公開資料3,000点以上があると。戦前のラケットや貴重な書籍があると書いてあります。それには「戦前のものとみられる木製ラケットや、国会図書館に

も所蔵されていない米国のテニス関係書籍など貴重な資料が見つかった」ということなんですね。

藤波のテニス資料館で展示し切れないからこういうショーケースに入れて保存をしてあるんだなと思いますけれども、それなら私らの考えでは、例えば縄文真脇の真脇小学校の空き家ぐらいにでも幾つか使って、そこに第2テニス資料館というものでもつくって、縄文真脇遺跡とテニスのどっちにも興味ある人が1カ所で集客できる、観光客が来やすい、またわかりやすいコーナーといいますか町のコーナーをつくり上げていくのも、またこれも手ではないかな、そういうふうに思っております。

もう少しで町長に質問いきますので、もう少しいきます。

先週土曜日にAKB48の総選挙がありましたけれども、ちなみに金沢市の近江町市場のAKBというものがあるらしいです。Aはアマエビ、そしてKが加能ガニ、そしてBが我が町のブリだそうです。そこで私なりに能登町のAKBを考えてみましたけれども、Aは赤崎イチゴ、Kは海洋深層水、Bは、大体想像はつきましたでしょう、ブルーベリー。これでAKBで、こうしてつけていけばいいかなと思っておるんです。そういった遊び心もあってもいいのではないかなと思います。

もとに戻りますけれども、観光客は行き先を決めるときには早ければ1年前ぐらいからスケジュールを立てていくわけですから、能登町全ての行事や祭り、旬の食べ物、名所旧跡などが一目でわかる。時間や料金を明記して、施設ごとにしっかりと観光コースなどを幾つか提案をして、お食事どころや販売店なども組み込み、親切で魅力のあるホームページをつくることも基本だと思います。そういった1年のスケジュールを一遍に全ての行事、祭り、先ほど申しましたそういうことが一目でわかるホームページをつくることに、町長のお考えをひとつまた伺います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今たくさん奥成議員、能登町の魅力を挙げていただいたと思います。それだけたくさん魅力がある能登町ですので、ぜひ全国的に発信したいという思いでおります。ただ、やはり自分たちがいいと思っても外から見ると大したことない、あるいは我々がいいと思っていることは外から見ると逆に大したことない。逆の場合もあると思うんですよ。そういうために昨年から地域活性化支援協議会でそういったモニターツアーなんかもしていただいて、能登町の

よさをもう一回拾い出し、あるいは見詰め直そうという取り組みをしていただいております。その中でやはり少しずつ見えてきたものもありますし、まだ途中のものもありますので、何とか新幹線の開業までにはそういったものを取りまとめて、そして先ほど言いましたようにお客様が知りたい情報を的確に伝えたいという思いと、それから全国に向けての観光地としての魅力を一目でわかるように観光ポータルサイトを構築して、そして全国に発信していきたいというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

それでは次、本題に入っていきたいと思います。

ことし1月16日に宇出津港が国土交通省からみなとオアシスとして認定を受け、登録をされました。また、小木港は5月3日、とも旗祭りに北村代議士や山口県議をお招きし、祭りの最大の見せ場でみなとオアシスの登録証交付式となりました。国土交通省北陸整備局次長の松原さんから認定証を授与されましたが、そのときの町長の謝辞で、にぎわいのある港町づくりとおっしゃっていたことを記憶しております。

小木や宇出津港を含めて、どのようにこの港町をにぎわいの港町にするのか、まずそこをお伺いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

結局、みなとオアシスに宇出津港と小木港が認定されたということでありますが、それはあくまでも港を生かしたまちづくり、にぎわいづくりということで、港を利用してどんなものを行っているかということで認められたというふうに思っています。

例えば宇出津港の場合ですと、あばれ祭の会場であったり、それから港のすぐそばに庁舎があるというのも全国的に珍しいというようなお話もいただきました。また小木港に関しては、先ほどおっしゃったとも旗祭りの会場であるというようなことで、みなとオアシスに認定されたということでもありますので、そういった祭りも含めて、景観も含めて、今後一生懸命取り組んでまいりたいと。そうすることによって小木港、宇出津港のにぎわい創出にもつながるのか

なというふうに思いますので、ぜひ議員の皆様にもお知恵をおかりしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

大分時間も押し迫ってきましたので、私も中を少し抜きまして。

先日、町長にもお話はしましたけれども、昨年こういう小木港マリンタウン推進協議会という、小木港にはこういう協議会があります。昨年11月にこの協議会で北海道の厚岸町のほうに視察研修という活動をしてきました。参加者、区会、婦人会、そして商店街、役員の方々もあわせ、私たちとともに14名の方で視察ということになりました。相手様の厚岸町の若狭町長とこういった意見交換も朝早くしてきたわけなんですけれども。

そして帰ってきてからは、参加された方に自分たちが見た厚岸町と、そして小木港とのことについて報告書を書いてくださいということで書いてもらいました。参加された先ほど申しあげました区会、婦人会、商店街、8名の方たちの報告書が一字一句こうして載せてあるわけなんですけれども、それを総合してまとめて、厚岸町にあって、小木港にこんなのあったらいいなということをお大い体皆さんの意見をまとめますと、厚岸町には日本一の技術でカキの養殖をしていると。その事業を見て、私たち小木港には海洋深層水などを使った何か養殖事業なり加工事業なんかあってもいいのではないかなというのが皆さんの大い体の意見でもありましたし、また厚岸町には高い丘に道の駅レストラン、コンキリエというものがあります。そこには当然カキ貝を初め、地元のサンマや地元でとれる食材をお客さんが自分たちで焼いて食べて楽しむというところが人気を博しているわけなんですけれども、そういったところもあってもいいなということも皆さんの意見でもありました。当然、水産加工や特産品の販売所、祭りの展示館などもありますし、県外船の船員の休憩所や、先ほど申しあげた魚釣り、釣り場ではにぎわっておりますので釣り客の休憩場所もあってもいいのではという意見がほとんどこの報告書に入っているわけです。

私たちも小木に住んでいますと、耳にするのはそういうお客さん、祭りのお客さんやら釣り客から言われるのは、食事をするところがないと。食事をして休憩する場所すらわからないという苦情が多く寄せられるものであります。そういった整備も今後必要ではないかなと思っておりますけれども、小木港には町が有する物件もありますけれども、そういった施設も利用した町の先ほど申しあげました特産品売り場や釣り客の休憩所などを提供すれば、まだみなと

オアシスの認知度も上がるのではないかなと。また観光客もふえるのではないかなと思いますが、その点に対して、小木港の施設の利用なども踏まえたお考えをまず伺います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに小木港マリンタウン推進協議会の北海道厚岸町視察研修会の報告書を読まさせていただきました。その中では、厚岸町では水産関係業者はもとよりですが、民間と行政が一体となってまちづくりに励んでいるということで、能登町としても学ぶ点があるんじゃないかというような記述もありました。

今議員おっしゃるように、やはりそういったレストランなり休憩場所を例えばつくるにしても、誰が運営するのか、誰がお店の中を仕切るのかというようなことをまたお知恵もかしていただきながら今後進めていかなきゃならないのかなというふうには思っております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

もう時間も来ましたので最後になりますけれども、これは自分の希望的観測も踏まえた質問になるかと思います。

石川県は、昨年より能登牛の1,000頭体制という目標を立てて能登牛の生産に力を入れてきております。大手畜産業者である赤城畜産も駒渡地区に進出してきました。

そこで、私の夢というか希望的観測でありますけれども、駒渡地区に能登牛専門のレストランなどをつくり、観光客をもてなすということで、おいしい牛肉というイメージが着実に人々に定着して能登牛の発展につながるかと思います。運営は能登町のふれあい公社でやるか、また赤城畜産さんがやるかは別にしておきまして、そこに金沢や遠方からおいしい肉を食べに来る。そこに一旦泊まる。泊まって、肉を食べた後にはまた柳田の植物公園のプラネタリウムに行くなり、また宇出津港におりて肉を食べた後にはお魚を食べる。また小木港におりて魚を食べるというふうな食のルートといいますか、そういうふうな戦略もあってもいいのではないかなと思っております。

そういった戦略について、食のルートをつくるというものに対して町長の御

意見をお伺いし、また、いつごろからできるのかなという夢も、希望的観測も踏まえて最後の質問になります。お願いします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

食に関しては、今現在、能登町が目指している対外的なPRの一つであろうというふうに思っております。そういった意味では、能登牛をどこかで食べて、あるいは回遊性を持たせるということは大事なことだと思います。ただ、場所は別にしまして、赤城畜産さんも能登牛を食べる施設を考えているというような夢も語っていただいておりますので、そういったことも含めながら能登町としては回遊性のできるロードマップづくり、観光地も含めてですけれども、そういったロードマップづくりももちろんですが、看板にしても担当課にも指示してありますので、そういったことを早く仕上げていって、能登町をぐるっと回っていただけるような観光地づくりをしていきたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

10番 奥成壮三郎君。

10番（奥成壮三郎）

町長の答弁で早く早くとおっしゃいました。一日も早く。今どきの言葉をかれば、いつやるんですか、今でしょということで、質問を終わらせていただきます。

議長（宮田勝三）

それでは次に、3番 市濱等君。

3番（市濱等）

質問の前に、先ほどありました上町の山林火災でございますが、大変心が痛んでおります。しかし、この春から能登町には山林火災、火災がかなり多発しているような私は思いでおります。皆さんの気持ちをしっかりと町民の皆さんと共有しながら、こういう事態をできるだけ避けたいなというふうに思いますので、また皆さんもそういう心でひとつよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

3月に行われました町長選挙におきまして無投票という栄誉を勝ち取られた持木一茂町長には、お祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

私は、人口減少と少子化対策ということについて質問をさせていただきたいというふうに思うのでございますが、能登の人口は推定で2040年、正確に言うと27年後になると思うんですが半減する。そして石川県でもワーストワンになるというふうなことを聞いております。人口減少、少子化を極力食い止める対策として、どのようなことが実施されているのか、今後どのような政策を考えているかということをおえて今議会で、町長が所信表明でほとんど内容が含まれておるなというふうに私は思っておるんですが、あえて深く掘り下げるという意味も込めまして数点に分けて質問をしたいと、このように思います。

まず、ワーストワンだという厚生省が試算したこの試算の方法ですけれども、私ら簡単にマスコミでぱっと来ますけれども、何がもとで能登町がワーストワンなのかということがちょっと私らわからんですがですね。こういうことについても、もし調べたことがありましたらお答えしていただければなというふうに思います。

また、町がこの問題に対して取り組んでいる重点的な事業はあるかと。それから、県がこれと並行して、並行というか先んじて恐らくやっておると思うんですが、取り組んでいる事業についてどういうものがあるのか、そういうこともお聞きしたいなと。

そしてまた、若い男女に結婚を奨励する事業はこの能登町であるのか。そして県にあるのか。また、出産祝い金等、子育てに関する支援状況はどうなのか。そしてまた、町外から能登町に移住して住民になろうという若い人に町有地の無償提供はできないか、可能か。

なぜこのようなことを質問をさせていただくかといいますと、能登町は町の至る主要な町、宇出津、松波、小木、主要な中心部には至るところに空き地ができて多くなってきているように私は感じるんです。これは皆さんも恐らくそうだと思うんですが。能登町は土地の価格も下がりぎみだというふうに聞いております。

先日も土地の物件が出たんですが、漁業をしている私は若い人でじっこんにしている方もおいでになって、家が欲しいな、土地が欲しいなという方に土地が出たがどうするいやと話をしましたところ、能登町におっても働くところもないし、そして税金も大変だし、いっそのこと都会へ出ようかなというふうな話を若い人たちがしておるんですね。若い人が私にそういう話をしました。

私は、若い人たちが能登町に住みたくなるような特典はあるか、そしてまた新たに考えられるか、町長、質問をいたします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

市濱議員、一気にたくさんのご質問をいただきましたので、抜けているところがあるかもしれませんので、もしあればご指摘いただければと思っています。

まず、人口減少の石川県下19市町のワーストワンだという試算する根拠とありますか、どこから出ておるとい話であります、3月29日付の新聞紙上で2040年、議員がおっしゃるように27年後の人口推計に関する報道がありまして、奥能登4市町の人口減少について大きく取り上げられました。今回報道機関が発表した数値の根拠といたしましては、厚生労働省の附属機関であります国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査や人口動態データから将来の出生率や死亡率を想定しまして、平成22年国勢調査をもとに平成22年から平成52年までの30年間について5年ごとに推計し、発表されたものであります。それが2040年の人口推計ということで、ご理解いただきたいと思っています。

また、この問題につきましては全国的に人口減少が進行する中で国を挙げて国を強化している分野でもあり、町としましても能登町総合計画における大綱の中で「健やかでやすらぎのあるまちづくり」として子育てしやすい環境づくりということで、保育所や児童福祉施設の保育サービスの充実を初め、社会全体で子育てを支援する体制づくりを目指すこととしております。

具体的には、子育て支援サービスの充実としましては、学童保育を初め乳児保育や延長保育を行っておりますし、子育ての経済的負担の軽減を図るものとしては、すこやか赤ちゃんお祝い金を初め、ひとり親家庭医療給付、こども医療給付事業などを行っております。

また、Uターン、Iターン者の定住促進ということですが、5年以上定住するという意思のある人に対しては新築住宅助成金、そして中古住宅改築助成金制度等を設けておりますし、また雇用促進緊急助成金、あるいは定住促進助成金などという雇用対策事業も行っております。

県の取り組みといたしましては、少子化対策につきましては、特定不妊治療費助成として1回15万円までの助成を実施しておりますし、また妊婦110番ということで、これは妊娠に関する相談を受けたり、あるいは不妊専門相談というのを実施しております。

また、未婚化や晩婚化の流れを変える視点から出会いの機会や創出や、これから家庭を築く若者への支援として若者への就業支援にも取り組みを進めているところでもあります。

また、売れない町有地といたしますか、ことなんですが、穴水町などではそういった町有地の無償提供を行っているわけなんですが、現在公募しております町有地については決して売れない土地はないと私は思っております。合併以来、各団地におきまして売却率としましては姫で83%、石井で50%、宇出津漆原で60%、小木で12%となっております、昨年度までの実績では11区画、面積にして約2,000平方メートル、金額にしますと1,400万を売っているということであります。公募物件につきましても近隣の方々などにも訪問や電話での声かけを積極的に行っておりまして、交渉に時間をかけながらお客さんの相談、要望に応じて、町有地の処分にこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

また残っている区画もありますが、そういった区画についても今後評価の見直しや利用ニーズの把握等を行い、先に関われた方々との不整合が生じないようにこれまで同様、売買で処分を行っていきたいというふうに考えております。

また、無償提供ということですが、正規宅地区画以外の利便性のよくない町有地の処分については、議会の皆さんの同意を得ながらそういった無償提供というようなことも柔軟な対応をしていかなきゃならないのかなというふうには思っております。

それともう一つ、石川県のほうですが、結婚あるいはそういった取り組みなどがありますが、いしかわ子育て支援財団というのが行っております縁結び i s t 事業というのがあります。これは、財団法人いしかわ子育て支援財団が、しあわせアドバイザー「縁結び i s t」による結婚相談やお見合いのお世話などを行う交流サロンを開設しております。結婚したくても出会う機会に恵まれない方や結婚を前提に出会いを渴している方があらかじめ会員登録をしまして、アドバイザーや縁結び i s t が出会いの場を設定する取り組みというふうに思っております。能登町でも町ではありませんが商工会青年部がそういった婚活に取り組んだり、あるいは一般の若い者がそういう場を設定してやっているという話は聞いておりますので、町の中でもそういう動きはあるのかなというふうには思っております。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

町長3期目の先ほどの答弁は、しっかりとたくさん内容をぼんぼん答えていただきまして、まことにありがとうございます。

続いて、町長3期目の所信表明4項目、これは安住、福祉、産業、人間政策

と、全てがこの問題に通じるのかなというふうに私は思っております。全ての道はローマに通じるというふうな話ではあるのかなというふうにも思います。各政策に具体案が、この4項目の中に具体案があると思います。あれば示していただきたいなど。先ほどからいっぱいたくさんいただいておりますが、どうかしようという具体案があったら、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

これは提案でございますが、最近特に私は疑問に感じていることがあるんですね。能登空港開港とともに、能登半島は関西圏、中部圏に流通がおろそかになってきたんじゃないかなというふうに感じております。空港は関東には大変近づきましたが、反面、東海、中部、関西が疎遠になったと感じております。古くから歴史は繰り返されるということをよく言われますが、原爆から60年、このたびも福島原子力の大きな事故が繰り返された。こんなことを考えたときに、関東大震災、また太平洋戦争のときの人々の行動は一時避難、疎開行動でございました。この半島にも多くの人たちが疎開をしておいでになりました。こんなことが繰り返されるのではないかなと。

東南海、南海地震の大きな被害が想定されている中で、所信表明の中にも経済対策、そして推進、あきらめない企業誘致というふうな項目の中に、この際、想定されている市町に能登町が疎開先として手を挙げることができないか。企業誘致はもとより、その自治体と提携をすることは考えられないか。東海北陸自動車道、そしてまた能越自動車道も開通間近でございます。ここをチャンスと捉えて、町長、このようなことに対してどういう思いがあるか、お答えをお願いできればというふうに思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、所信表明のときに述べさせていただきましたこの任期中の私の4つの大きな柱ということで、安住政策、福祉政策、産業政策、人間政策という4つを掲げさせていただきました。安住政策につきましては、やはり防災力の向上というのが第一義かなというふうにも考えております。平成24年度に危機管理室をつくらさせていただきました。そして、そこで専門的に危機対策を行っていきたいという思いでありますし、また自主防災組織あるいは防災士の育成ということも、それぞれの地域にそういった専門的な知識を持った方がいらっしゃるというのは非常に大切なことかなと思いますので、今年度も引き続きやっていきたいと思っております。また、避難看板、避難誘導路、それから避難路の整備ということも今後も引き続きやっていかなきゃならないと思いますし、

防災マニュアルの作成もしていかなきゃならないのかなと思っております。

また交通体系に関しましては、昨年度から正式に運行しておりますが、予約制の乗り合いタクシー、これのさらなる充実も図らなきゃならないのかなという思いがありますので、利用者の方々からいろんなご意見もいただきながらこれも続けていきたいというふうに考えております。

また交流人口に関しましては、やはりブルーツーリズム、グリーンツーリズムということで、そういった能登町の特徴を生かしながら交流人口の増につなげていきたいと思っています。やはり現在は単なる見る観光から体験型の観光に変わってきておりますので、いろんな体験できるメニューも取り入れながら交流人口の増をしていきたいというふうにも考えております。

また定住に関しましては、先ほど言いましたようにU I J ターンの方の中古の改修あるいは新築物件に対します町としての助成をしていって、少しでも定住促進につながればなというふうに思っております。

次に福祉政策に関しましては、この3月に能登町の地域福祉計画が新たに作成されております。子供からお年寄りまでが安心して暮らせるための計画になっておりますので、この計画をしっかりと踏まえながら今後の福祉向上を目指していきたいと思っています。当然、子育てに優しい環境づくりも大事でありますし、また子育てと仕事の両立という面でもお手伝いもしていかなきゃならないのかなというふうに思いますので、そういった意味も含めて学童保育や、あるいは延長保育などの充実も図っていかなきゃならないというふうにも考えております。

また産業政策に関しましては、やはり6次化産業的な考えが非常に大事なのかなと。生産から加工、販売まで一手にやっていくことが顔が見える生産者ということにもなりますので、そういった取り組みをしていくためにも食を通してのPRをしていきたい。能登町でしか食べれない、あるいは能登町でもこれだけしかとれないというような貴重さもあらわにしながら、そういった食を通してのPR事業に取り組んでまいりたいというふうにも考えております。

また人間政策に関しましては、やはり教育環境の整備というのが大事かなと。将来を担ってくれる子供たちの学校生活あるいは教育環境をしっかりと町として整備をしていかなきゃならないのかなと思っております。やはり確かな学力、そしてそれに心と体がついたものが教育環境の重要な部分だというふうに思いますので、そういう取り組みもしていかなきゃならないと思いますが、やはりまちづくりの基本というのはあくまでも人づくりだというふうに思いますので、将来を担う人材育成ということも視点に入れながら能登町を愛してくれる子供たちをたくさんつくってきたいというふうに考えております。

次に、地震あるいは災害に関しての他府県からの取り組みということなので

ありますが、災害が発生した際の一時的な避難の受け入れにつきましては、災害対策基本法において、被災地からの協議に応じ正当な理由がある場合を除き被災住民を受け入れることというふうにされております。ですから町としましても、姉妹都市であります千葉県流山市との災害応援協定の中でも一時避難受け入れについては明記しておりますし、また、こちらから東南海地方の市町村に対し、疎開先という言い方はおかしいのかもしれませんが、そういった移住を提携するといった事業については今のところは特別考えておりませんが、今後、東海、中部あるいは関西の市町村よりそういった災害協定の申し入れがあれば、どんどん検討しながら結んでいければなというふうにも思っております。

議長（宮田勝三）

3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

丁寧な答弁ありがとうございます。

最後の向こうからあれば取り組もうということではなくして、できたらこちらから少しでも前向きに挑戦していただければなというふうに思います。

少子・高齢化は簡単に能登町だけの問題ではないという、国家としての大問題だと私は思っておりますが、少子・高齢化は町長は所信表明で、きょうあす、一朝一夕で簡単に片づくものではないとおっしゃっておりますが、議会と執行が切磋琢磨して努力するものはもとよりでございますが、町民の皆様一人一人にこの状態を、また危機感を認識、共有していただいて、協力を得て乗り切らねばならないというふうに私は感じております。どうかこの状態を認識していただいて、町民の皆様にも協力していただければなというふうに思います。

それでは次の2問目でございますが、先ほどの議員さんが多くのことをお話しされて、私の聞くとところがないのかなというふうには思いますが、のと里山海道の開通と里山里海指定をどのように生かすかということに対して、最後のほうの能登町をどのようにアピールするか、そしてまた新たなソフト事業はあるかということに対して、私の思いを述べながら質問をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

観光者に新たに能登町をどのようにアピールするかという、先ほどの議員さんのお答えの中にたくさんの答えが含まれておりました。今の答弁と重複する点もございましょうが、新たなソフト事業の考えはということで、先ほども町長もお話しされました。グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、ソフト事業。

私はソフト事業の中にも、またスポーツツーリズムということが最近よく言われております。しかし私の感じるところ、スポーツツーリズムがどんどん能

登町に入っておるのではないかなというふうに感じておるんです。それは何かといいますと、北陸中日新聞が主催しておるんですかね、能登一周駅伝。そしてまた北國新聞が協賛されておるのか、ツール・ド・のと。これは当初は私らの白丸、それから小木、真脇、宇出津、ここを經由して能登一周というふうな話になっておりましたが、最近は道路事情の関係か通らなくなってしまったというふうな一抹の寂しさを感じておるところでございます。観光地の活性化には大変ソフト事業が欠かせないというふうなことで思っております。グリーンツーリズム、またブルーツーリズム、最近では大変スポーツツーリズムがウエートを占めております。

突然でございますが、町内唯一の海水浴場、五色ヶ浜を全面白い砂浜にできないかと思うんですね。なぜかと申しますと、平日でも多くの観光客が車をとめて遊んでおるがです。また若い人たちが大変あそこでたわむれておるところを見ますと、あの白い砂浜を観光資源にできないかと。そういう事業を旧内浦の時代に手がけた町の職員さんがこの前急死されました。私はその方が急死されたときに、はっと思い出したんですね。それは私も若いころに陰に陽に協力をさせていただいて、今行ってみますと新保のあの砂浜は広大に広がっております。できたらあれを白い砂浜にして観光資源とできないかなというふうに思っております。そしてまた、この白い砂浜と、そしてブルーツーリズム、海を活用したスキューバダイビング等もその地域にできるようなメッカというふうな形になればなというふうなことを想像しております。

ことしから町では美化運動が重点目標だというふうなことにあわせて、そういうことができればと思いますが、町長どうですか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

町としてやはり48.2キロある海岸線をきれいにするというのは当然であって、そういった美化条例もつくりましたので、美化運動には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ただ、そういった五色ヶ浜を白い砂にするというのが技術的に可能なのかどうかわかりませんので、その辺またお知恵もおかりしながらやっていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3 番（市濱等）

大変前向きなご答弁をありがとうございます。

できるのかという、もう既になっておるんです。あの上の雑草を取り除けば白い砂浜なんですね。あれは本当に雑草だけの問題なんです。どうぞひとつ力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは最後に、先日、私、6月の6日でございましたか、教育民生常任委員会の席上、初めての試みといたしまして町の教育委員さんとの懇談会を1時間ほど設けさせていただきました。その席上、その中のメンバーの方々から能登町の魅力とは何ですかということを、魅力がない町には人が来ないですよというふうなお話をお聞きしました。私は魅力とは何かなと思って、私も思いつきませんのでそれこそインターネットで調べましたところ、吸引力、説得力、おもしろみ、長所とか人気の源泉とか、喜びを与える、人々を引きつける、強い興味を起こさせる能力云々とございました。

町長は能登町の魅力は、先ほどからたくさんお話しされておるところでございますが、その辺の一番私はこう思うんだというところをひとつお聞かせ願えればありがたいなと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

町の魅力ということなんですが、先ほど奥成議員もたくさん挙げていただきました。私としては、町の魅力を挙げれば切りがないというふうに思っております。ただ、例えば一昨年の世界農業遺産に認定されたことを例に挙げますと、やはり能登町の全てのことが世界に認められたということでありますし、農林漁業に関しましてもしっかりと保存をしていかなきゃならないと思いますし、1次産業の活性化というのもしっかりと考えていかなきゃならないというふうにも考えております。

ですから、そういった能登の自然あるいは生物多様性であるとか、そういったことが全てが網羅されての世界農業遺産に認定だというふうに思っておりますので、これをしっかりと受けとめて全国に周知も、あるいはPRもしていかなきゃならないのかなというふうにも思っております。

少し挙げてみますと、例えば能登半島ですのでやっぱり海が中心になろうかと思っておりますけれども、宇出津港の寒ブリであったり、あるいは小木港のイカというのもあるでしょうし、また石川県唯一の海洋深層水の取水場が小木港にあ

るということでもあります。そういった特産品も生かしながら全国に発信していきたいと思いますし、農業におきましては減農薬で気温の寒暖差を生かした能登の棚田米、あるいはブルーベリーとか先日行われましたイチゴの摘み取り体験などが挙げられようかと思います。

また、神事といいますかお祭りといいますかそういうことでは、豊漁や豊作を祈願して行われるキリコ祭りがあったり、あるいは田の神様に感謝してもてなすあえのことなど、非常に古くから伝統的な文化、祭礼もあろうかというふうにも思っております。そういったすばらしいものが幾つもあるのが能登町ではないかなと思いますので、そういった自然あるいは伝統文化を実感できる能登町の里山が能登町の魅力というふうに考えて今後もまちづくりをしていきたいなというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

3 番 市濱等君。

3 番（市濱等）

どうもありがとうございました。

私は、ちょっと余談になるかも知れませんが一つ例を挙げれば、町長もお気づきかと思いますが、能登町でも松波地区が物すごく人気があって、魅力的だという若い人たちが多くいんですね。これはなぜかといいますと、あのコンパクトな中にいろんな例えば役所、中学校、小学校、それから郵便局、お医者さん、銀行、農協、スーパー、量販店、物すごくコンパクトにまとまっているというふうな、若い人たちがそういう話をしております。それもまた参考にしていただいて、いろんな政策に生かしていただければありがたいなと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。再開は2時20分からといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（午後2時10分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後2時20分再開）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

議長の許可を得て質問させていただきます。

最初に、持木町長が3期目を目指す、重責を担うということで、4本の柱を中心として、その目標に若い世代が能登町を受け継いでいけるような礎をしたいという報告があり、それを大変期待をいたす一人であります。

それでは私が質問させていただくのは、去る3月定例会におきまして提案されました議案第35号につきましてお尋ねをするところであります。

今、能登町で能登、特に育んでこられた地域の先達の方々が伝統文化を継承され、今日の豊かな里山里海を維持してこられたことが世界農業遺産認定登録に成果を果たすことになりまして、今日一層の躍進を目指すこととなりました。また、ことし4月1日より能登有料道路の無料化となり、のと里山海道の名称として親しまれ、ゴールデンウィークには例年より3倍強の交通量となり、交流人口の拡大へとつながりましたが、ただ残念なことに、さきにご質問された方と同様、当町への入り込み客はこの効果を得られなかったというように思われます。

そこで、能登町環境美化に関する条例の制定について、議決された点につきまして3点ほど伺いをいたしたいと思います。

能登空港インターを過ぎてから大田原地内を過ぎ、桜峠、当目、中斉へと進む道路両側には大変すばらしい花街道のサルビアが赤々とお迎えをして、私ら能登町に入ってこられる観光客にその美しさの景観を生み、またお帰りには見送っていただける大変すばらしい道路として、県内でも優秀な、そしてまたすばらしい景観を保たれている。これからがサルビアの大変大事な時期に入ってくるかと思えます。

ただ一方で、国道249号線、曾山峠から瑞穂に至る道路は狭く曲がりくねったところ。特に橋が6カ所余りあり、魔の道路として交通事故が多発しているところでもあり、難所で景観どころではない。そういう箇所に限って空き缶あるいはペットボトルなどの投げ捨てなどが多く見られ、また一部、一般道、県道、町道におきましても頻繁に捨てられるところが多々見受けられます。

当町の条例により町民あるいは事業者に対して環境美化の意識の向上をどのように図り、その方向性をどのように進めていかれるかをまずお尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、新平議員がおっしゃったように、一部の心のない人たちによりそういったごみが投棄されている状況を聞くたびに、私自身も心を痛めております。それで、これらの問題等を解決するために前回議会におきまして能登町環境美化に関する条例を提出させていただき、ご承認もいただいたところでもあります。これを機に環境悪化を抑制することだけではなくて、議員がおっしゃったように中斉地内での約4キロにわたるサルビアロード、そしてまた今年度の取り組みとして公民館単位の花いっぱい運動や海岸清掃、河川や道路愛護などの推進によりまして、町内全域において環境美化に対するさらなる意識の高揚を図っていきたいと思っています。それによって環境保全に取り組むべき内容に関しまして今後検討してまいりたいというふうにも考えております。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

特に環境美化に関する条例の中には、それぞれ定義があり、また罰則までありますけれども、厳しい内容の罰則ではないというような気もいたしております。やはりモラルの問題でもありますので、住民がまずみずからの地域をみずからで守れるような、そういう、まず最初のスタートだと思います。

特にごみゼロ運動におきましては、恋路海岸を初め、五色ヶ浜、そしてまた羽根海岸等の海岸清掃を各種団体を含め、また町内会のボランティアの皆さん、たくさんの方の清掃の協力により大変一部の海岸線ではきれいにはなっておりますけれども、そうでない地域にはやはりまだまだいわゆるペットボトル、空き缶等、あるいはビニール袋などが散乱しているようなところも見受けられますので、やはり私どもの町には長い海岸線がありますので、その地域でなくても自分の身近な地域におる人には清掃に従事できるような月1回ぐらいの清掃のそういう目標を立てていただきながら、今後の観光客に対するイメージアップにつなげればなという思いをしておりますので、またその辺も踏まえ、町としての協力できるような体制をしていただければと思います。

特に7月末前後、夏に入りますと、各町内に担当された草刈り清掃が私どもの回覧に来ております。そういうことも踏まえまして、町内ごとに清掃される雑草等の草刈り、あるいはそれでないものも含めまして清掃活動を町内ごとにされておりますが、意識は大変多いかと思っておりますけれども一過性に終わらない、観光客、あるいはそれでない方も含めまして、ぜひ環境美化に大いにうたって

いただければという思いをしております。

特に不法投棄を阻止するような適正な広報というか、特に私がいつも通るんですけれども、与呂見線、辺田の浜宇加塚線の休耕田の傾斜のところはすごい以前から放置したままの捨てられているところが多々見られるので、草に隠れてしまうところもあるんですけれども、そういう点もぜひ町のほうで管理できるものは管理していただき、また、そこには看板等はもうないです。以前はありましたけれども、一部拡張しているところの道路があって、その部分がないということもあり、今後の対策として町でどのように考えておられるのか、それも広報を含め、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の新平議員のご質問の不法に投棄されているごみというのは、本来は原因者であります不法投棄者がみずからの責任で回収すべきものというふうに思っておりますが、原因者の判明しないことが多いのが実情であります。町といたしましては、現在、民間に委託しております不法投棄パトロールや、あるいは不法投棄禁止に関する看板の設置、また有線テレビの字幕スーパーなどによりまして啓発を行っているところでありますが、児童からお年寄りまでわかりやすく理解していただくために、ごみの分別や美化運動、そして不法投棄防止に関する啓発映像を自主作成しまして、町の有線放送を初め各学校や施設、能登町出前講座等において環境美化の啓発運動の一つとして活用したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ぜひその広報に協力的な強化というか、そういう部分も含め、広報に尽くしていただければ、住民自身、町民自身が意識を高めていただくことの大事さが出てくるかと思っておりますので、せっかく制定された条例がただやみくもの中で思われていても困りますので、町民あるいは観光客にもその方向を見せてやるということも大事なことでございますので、大いにそれを進めていただければと思います。

次に、さきに奥成議員からもご指摘がありましたみなとオアシスにつきまし

て質問をさせていただきます。

1月20日に宇出津港一帯がみなとオアシスに認定され、北陸地方整備局より登録証が交付されて、全国で68番目、県内では七尾市、輪島市に次いで3番目となっております。また、5月3日には小木港一帯が国土交通省、いわゆる北陸地方整備局と同じですけれども、みなとオアシスに認定され、登録証が交付され、港湾施設を核とした交流拠点づくりと知名度向上を目的とした制度で、自治体では複数の認定を受けておりますが、町としては全国初ということでもあり、大変すばらしいことであり、すばらしい効果が得られるものと思っております。

そのためにも地域の海岸線、特に宇出津港あたりでも6統の大敷網があり、また小網をされている方もたくさんおり、特に年間を通じますと52種類の魚あるいは藻など、いわゆる地区の漁協のほうに荷揚げされている。総数からいきますと124万キログラムに当たる相当数あり、特に我が町といたしましてはブリ等の大きなお魚もとれております。また、きのうあたりでは100キロ以上のマグロが揚がって、大変成果を得ているようなところでもあります。

ただ私が一番心配しているのは、その地域の中で、せっかく私らの町が魚のおいしい町として進められている料理店あるいは民宿等があります。その成果を踏みにじるような行為がやはり海岸線の中で、特に地域の方だと思いますが海上保安庁から注意を受けられた方もおいでます。それは不法投棄です。いわゆるさばけ済みました私らに言わせればゲソなりなんなりが放棄される。海岸に放棄されていては、きれいな海を、きれいな魚を我々がもくろんでいるところでもありますので、そういうことのごみ処理に対する、あるいは鮮魚、あるいは料理店などが十分に注意をしていただけるような、そういう思いが私自身思っておりますが、ただ鮮魚店なり魚屋さんの中では県外の業者が、産廃業者が集配として月に日が決まっているそうです。12日間は休みで、あとの約18日か19日がそちらに出向いて、わざわざ店のほうに出向かれます集配しているということもあり、その利用そのものがどのような形の業者がどう利用させているのか、あるいは肥料としてその効果を発揮されているのか、その辺が私どもではちょっと聞いてないところでもありますけれども、それがそういう収集業者として進められている。

私の思うのは、ぜひ各石川県内には七尾あるいは珠洲、富来方面にも漁協の支所がありますが、ある支所によりますと、それをある倉庫というか保冷できるような倉庫を缶ごと、一斗缶に収集した中で地元の魚屋さんなりなんなりがそこまで持って行って、一旦そこに保管して一括して収集していただけるような、そういうやり方をやっている漁協者も漁業の中ではあるそうです。魚屋さんに聞きますと、月に9,000円から1万円支払いしている。その収集のた

めに。大変大きな負担をされているのにびっくりいたしました。

それで、ぜひ私どもの地域の中にも漁協関連の施設もありますが、またそういう面で一つ案として、その倉庫なり収集できるようなそういうところを一括していただき、9,000円まで払ってもらわなくてもある程度の負担をしていただきながら鮮魚の方、魚屋さんにそういう工夫も必要ではないかなという方もおいでましたので、提案として町としてどのような取り組みをすればいいのか、担当課長でもわかっておいでるなら、ちょっとお答えを願いたいと思いますが。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの新平議員のご質問というのは、漁業関係といいますか魚関係の質問だと思いますが、まず一般家庭とか、あるいは旅館、料理屋さん、魚販売業から出る魚の内臓等というのは、一般廃棄物ということで町が収集していますので、燃やせるごみの日に出していただければ収集いたしております。

また、魚屋業とか、あるいは魚加工店等から他の店へ卸す目的として製造業から出ます魚の内臓等というのは、産業廃棄物になりますので、産業廃棄物専用の業者へ委託していただいて処理していただければなというふうに思っております。

収集業者につきましては、聞き取りではありますが現在収集している業者というのは1社ということで、水曜日と日曜日が休み、それ以外は連絡をすると来てくれるということでもあります。加工業者、魚屋さんは収集業者と、議員おっしゃるように月契約またはざる1杯幾らという形で搬出できるそうであります。

議員のおっしゃる収集倉庫というのは、一時的なストックの場所ということだと思いますが、残物というのは、やはり腐敗臭等を考えますと低温保存が必要だというふうに思います。残念ながら当町にはそういった大きな冷蔵施設がありませんので、一時ストック的なものは困難かというふうにも思っております。やはり現状では、あら等の残物については個々で管理していただきたいというふうにも思っております。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

確かにそのような形で行われていることは事実であります。ただ、産業廃棄物でもない一般の廃棄の部分の中で取り組めれば、新しい例えば我々の町に新規の事業としての取り組みができないかなというある面、思いもしたので、少しその分も含めてお話をさせていただきましたが、ご質問しましたが、まず特にこの5月は海洋環境保全推進月間ということで、保安庁のほうで進められております。

海は、やはり我々の町にとっては第1次産業の宝の山である地域でありますので、ぜひ住民の皆さん、そして我々自身がぜひ不法な投棄を海に捨てないように奨励をしていただき、海がきれいであれば、以前より私らの子供のころは宇出津湾に泳いでいた時代が多かったんですけれども、それが今じゃとてもじゃないけれども堤防ができて堆積するものが多くなってきたために、海の底自身が余りきれいではないなという気がいたしております。

ぜひその点も踏まえて、町がどのような計画の中でこの海岸線の不法投棄を防止できるのか、大いに進めていただけるように希望を申し上げて、期待を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（宮田勝三）

それでは次に、9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

それでは、町長、幻の町長が一般質問いたします。

昨年の12月、自民党政権ができてから、安倍政権ですね。頻繁に皆さんもご承知のとおりアベノミクスだのミックスジュースだのといろいろと騒いでいますけれども、まだまだ地方の私たちのところまでそういう効果があらわれるのは、私は早くて来秋、まだ自民党政権が解散せんと4年あっても難しいかなとは考えております。また、株が上がったか下がったかと。全く私には関知しないことであります。一部の機関投資家、富裕層のゲームマネーと私は考えております。

そういう中で、先般の定例会の冒頭、町長の所信表明の中に、人口問題に触れておられました。3月の29日ですか、厚労省の発表した全国の人口統計、特に奥能登の半数が65歳以上になると前段、何人かの議員も述べられていましたけれども、まず町長、この厚労省が発表した人口推計を見て、町長はどう思われたか。人口減少のデータが町長の考える想定内であったのか、また想定外の現象か、お答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今のご質問なんですが、この人口の集計、推計が想定内か想定外かということではありますが、そういうことではなくて、やはりこういう厳しい結果が出たということは受けとめなきゃならないと思いますし、これはあくまでも推計ですので、この推計どおりにならないように議員の皆様と一生懸命取り組んでまいりたい、まいらなければならないというふうに感じました。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

今お答えをいただきましたけれども、そういう答えを述べるしかないかなと思います。でも、能登町の第1次総合計画の中に、抜粋でコピーしてまいりましたけれども、能登町の課題ということで、人口減少、超高齢社会への対応ということを掲げていますね。ということは、この基本構想作成時点、それ前から人口減少ということは町長を初め執行の皆さん方が十分認識されていたと思います。また合併に至ったのも、そういう人口減少が起因でそういう合併に至ったというわけです。

そこで私の見る限り、合併して8年、特に人口問題に対して、私は大変失礼ですけれども、町長初め執行の方々、これは議員の我々も問題はあると言えばそうですけれども、なかなか積極的に取り組んでこなんだのかなと、私はそういう認識を持っております。

というのも、町長は今期、3期目でございますけれども、この間の所信表明の中において最後のくだりで、私は全身全霊で取り組むという言葉をおられます。町長、全身全霊ということは、辞書を引けばすぐわかりますけれども、どういうこの言葉を解釈してそういう結びで所信表明をされたのか。町長の捉える全身全霊という言葉をもう一度ここでお答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

全身全霊ということなので、持てる力を全部発揮して取り組んでいくということだにご理解いただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

私もそういう認識でおったけれども、ちょっと夕べ辞書を調べてみました。簡単な言葉です。全身全霊というのは、全体力、全精神力全てをその物事にぶつけるということです。そういう決意表明をされたんですから、これは一番一般質問の末のほうに言おうかなと思ったけれども、私は冒頭へ持ってきました。3 期目は、今まで 2 期 8 年と違って、町長を見る町民の視線は私は今まで以上に厳しいと思いますので、全体力、全精神力をもって、今般の 4 つの所信表明を挙げていますけれども、間違いのないようにひとつ取り組んでいただきたいと思います。

その中に、前回所信表明を聞いていると「考えています」というくだりが多いね。考えているだけじゃだめなんですよ。やっぱりそういう決意であるとか覚悟であると、そういう文言も少し入れてほしかったなと私は。今、町長の言う全身全霊というその言葉尻をとっていうと、中身が立派やけれども語尾が何となく「考えています」とか「思っています」と。それじゃちょっとインパクトに欠けますし、もともと役所言葉で「検討します」という言葉は何もしないという、そういうふうには議会人は捉えていますので、今後そういうことのないように、ひとつ本当に全身全霊で、ひとつよろしく取り組んでいただきたいと思います。

そこで、人口減少によるメリット及びデメリットは何かということで、いろいろそういう要因はたくさんありますけれども、総体的に言われるのは若者の減少で地域社会の活性化が損なわれるとか、若者の減少で介護保険や福祉給付などへの住民負担が増加する。地方税収が減少し、公共サービスの質が低下するし負担が増大する。人口減少で地域の消費や住宅建設などの需要が減る。これは能登町においても若干は合致するところがあります。また、労働不足により地域産業が低迷する。

こういったデメリットのほうは多いですね。メリットなんていうのは、生活廃棄物、要するにごみが少し減るぐらいかね、能登町で考えると。

そこで、今まで能登町の人口推計というかそういうものを議会にお示しいただいたのか、私はちょっと記憶はないんですけれども、能登町では今後、第 1 次では 27 年まで、総合計画の中に期限を切っておりますけれども、少なくとも年齢別、ゼロ歳児から 4 歳とか、5 歳から 10 歳とか、年齢 5 つ単位ぐらい

のそういう能登町独自の人口推計というものをつくっておいでるのか。そういうものがあれば議会にお示しいただけるのか。ひとつお答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

今そういうお示しできないなら、また後でもいいですから、ひとつ各議員にお配りいただければと思います。

私はデメリットのほうを申しましたけれども、町長独自、町長のお考えの人口減少によるメリット、デメリットは何かということで、何かお考えはありますか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまのご質問であります、人口減少によるメリットというのは、私自身は思いつきません。そしてデメリットに関しては、今議員がおっしゃったこと全てが当たっているというふうに思います。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

これは一地方議会にこういう質問をするのはちょっと飛躍しているかもしれませんが、これは国レベルから下がってこなければならん問題かなと思いますけれども、ただどいつまでも国を頼りにしていてもあかんで、自治体で取り組むべきはきちっと取り組んでいかなければならないと思います。

そういうわけで、確かに人口、簡単に言うと人口が減っていくと税収は減りますね。税収は減るし、産業も衰退していくし、私が前段ちょっと箇条書きで述べましたけれども、それが相当かなと思います。私がまた逐一こういうデメリットで述べるまでもなく、議員の皆さんも執行の皆さんもお考えだと思います。

そこで、このデメリット対策としてどういうことが考えられるか、ひとつお

答えいただきたいと思いますが、新聞で関心のあるのをちょっと読んでみます。

これは立派な先生方のコメントですけれども、人口問題に詳しい政策研究大学院大学の松谷明彦名誉教授ですけれども、「人口減少と高齢化が何をもたらすのかを、多くの国民が認識するべきだ。放置すれば大変なことになる」ということと、そして松谷氏はまた、地方においても「人口減で自治体そのものが限界集落化する。行政サービスが縮小して交通機関もなくなり、地場産業や地域の祭りなどの文化まで失われていく」と、そう懸念を申しております。

またもう一人、日本国際交流センターの毛受敏浩執行理事ですけれども、「日本の再生の切り札として移民の受け入れは必要。若く、意欲のある人を定住化させるべきだ」と述べております。また毛受氏は、「治安悪化への不安、異文化への拒否反応は解消できる。例えば大卒に限るなど、移民の対象を設定し、政府がコントロールすればいい」、そう述べております。この新聞は見出しは「移民受け入れ現実的?」、はてなマークもついていますが、後でもまた私の考えを申しますけれども。

もう一人、これは国土館大学の鈴木江理子准教授が述べております。これは移民政策も大変詳しい人ですけれども。「今後の日本にとって移民受け入れは避けられない」と指摘しています。「少子高齢化による逆ピラミッド型の人口構成を変えるには、出生率を上げるだけでは限界がある。人の移動による社会増加が必要でそれは移民でしか解決できない」と述べております。それから、日本が1995年の生産人口、要するに15歳から64歳を維持するには、毎年約65万人の移民を受け入れる必要と、そう申しております。また鈴木氏は、衰退する過疎地への効果として「ただの労働力としてだけでなく、地域社会を支える住民として迎えることで、地域を再生していける」とも述べております。

そこで、人口減少のデメリット対策として私なりの考えを申しますと、いろいろこれも世間一般で言われているのは、人口減少には自然減少、すなわち出生者の減少。それと社会減少、これは転出者の増加と転入者の減少ということが挙げられます。自然減少に対する政策として、子育てや教育に伴う経済負担を軽減させる。

先ほど町長が述べられておりましたけれども、保育施設の事業を充実させる。これは能登町も努力しています。

そしてまた、これは一番なことかなと思います。育児休暇制度を改善、普及させる。公務員は1年間の産休があります。だけど常日ごろテレビなどを見ていますと、民間会社は1年間も休んでもらっては困ると。少なくとも2カ月や3カ月で出てもらわな困る。そうすると今、世の中を見ると核家族化で、昔は2世代、3世代、田舎では同居していましたから、特別保育所とか幼稚園なん

て出さなくてもじいちゃん、ばあちゃんが見てくれました。だけど今は住宅ばやりで、若い人が親と離れて生活を持っています。そうした場合は、育児休暇も能登町としても、役場職員は充実しているかもしれませんが、町長、民間にもこういうことを協力を求めて、1年とは言わず少なくとも現在どういう状況にあるかわかりませんが、そういう子供を見たい家庭を少しでも優遇して、町も助成していかなければならないのかなと私は考えます。

全ての若い夫婦に聞いたわけではございませんけれども、たびあるごとに聞きますけれども、「向峠さん、私もう一人もうけたいんですけど、お金の面で」。お金がすぐ絡んでくるんです。今、第3子、50万ですか、無料化やったかな、保育料が。（「まだ決まっております」の声あり）決まっとらんが。

これは大なたを振るって、町長、全身全霊じゃないけれども、町民のためじゃなくて町民の立場になって町長は物を考えるという、そういう答弁をされていますので、デメリット政策、私はちょっとかいつまんで言いましたけれども、町長のデメリット対策としてどのようなことをお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほどデメリット対策ということで、議員のほうからいろいろおっしゃられました。育児休暇にしろ、あるいは移民問題にしろ、いろいろあろうかと思いますが、移民というのはやはり国策であって、我々がどうこう言うことではないと思いますし、国の動向を注視したいというふうに思います。

ただ育児休暇に関しましては、あくまでも事業主さん、民間の皆さんのお考え次第なのかなと。もちろん町がそれを金銭的に助成すれば、その事業所はいいのかもしれませんが、やはりそれを全てを賄うわけにはいきませんので。そうすると育児休暇をたくさんとったためにその事業所が苦しくなるような状態になったら困りますので。ですからその辺は事業主さんがしっかり考えて、社員に、あるいは従業員に対して育児休暇をとらせていただければなというこちらからのお願いするしかないのかなというふうに思っています。

ですから町としまして、いろんな子育てしやすい環境、あるいは子育てと仕事の両立できる環境づくりをやっております。それが100%とは決して言いませんけれども、もっともっといい案があれば議員のほうからもお知恵を拝借させていただければというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

人口減少のデメリット対策として、町長は余り所信を述べられませんでした。町長も知ってのとおり、穴水町、人口減少に歯止めをかける目的で検討会を立ち上げた。一つは、各課横断の過疎対策推進本部。ご存じですね。もう一つは、住民による交流定住促進共同議会を立ち上げております。

能登町は、そうした検討会の開催はないのか。また必要としないのならば、またその理由をお答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど他の自治体のお話をされましたが、そういった検討会、協議会を立ち上げればいいというものでは決してないと思います。その中身が問題だと思います。我々はしっかり日ごろからそういった中身について協議しておりますので、特別今のところはそういった協議会、検討会を立ち上げる必要はないというふうに私は考えております。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

向峠議員、1 問につき 3 回ということで、それはすべからずと言いませんが、極力まとめて質問を願いたいと思います。よろしくお願いします。

9 番（向峠茂人）

一般質問に議長からそう言われたのは初めてでございます。これは一問一答で、議案質疑なら 3 問までと聞いていますが、一般質問もそれに準ずるんですか。

議長（宮田勝三）

質問事項に関して。

9 番（向峠茂人）

ああ、そうですか。だけどこれは重要な問題ですからね、ひとつ。

議長（宮田勝三）

短くしてでない。まとめてお願いしますということ。できればということなんです。

9 番（向峠茂人）

先ほど市議員の質問に町長がたくさん言われて困ったという、そういう答弁もいただいていますので、私はここに目配りして言っています。

議長済みません。

そういう日々庁内で検討していると言うならば、現在どれぐらいのお話をして、どれぐらいの成果というか進捗状況なのか。今の現時点で町長が庁内で今そういうことをやっているということなら、今現在の進捗状況というか、現在の結果をひとつお示しいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

人口減少に関する評価というのはなかなか出てこないのが現状であります。これまで合併して8年間たったわけなんです、その間に約3,000人強が人口が減っておりますし、毎年約400人、人口が減っているのも現実であります。それをできるだけ食いとめるためにいろんな施策を打ちながら、できるだけ定住人口につなげたいという思いで交流人口の増を目指しているわけなんです、なかなか結果としては結びついていないのが現実であります、これをやめてしまうとさらにひどい結果になると思いますので、今後もそういった交流人口の増を目指しながら、少しでも定住人口に近づけていきたいというふうにも考えております。

そういった意味では、平成22年の9月に能登町の過疎地域自立促進計画を議会のほうでも議決いただいておりますので、そういった議決をいただいた事業に関して、しっかりと執行していくことによって少しでも食いとめることができればなということで、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

議長、最後です。この関連にしては最後です。まとめて言いますから。

交流人口、定住人口の増加ということで、私なりのひとつお考えを言いますから、また町長、ひとつ自分のお考えをまた私にお示しいただきたいと思います。

能登町は、姉妹都市の小林市、流山市と姉妹都市提携を結んで積極的に交流を進めているところであります。私は流山市は一度訪問したことがありますけれども、小林市は訪問したことはありませんで、どういう地域のなりわいになっているかまだ想像できませんけれども、流山市は東京と隣接していますし、まちでもなし田舎でもなしという何かそういう格好でございますけれども、せっかくこういう姉妹都市を持っているんですから、その市の市長を初め執行の方、また議会は議会として、都会の人でもこっちへ定住したいというそういう考えの人もおいでるかもわかりませんから、これは交流、ことしもまた議会も訪問します。議会の人も向こうの議員団とそういう交流を持って、ぜひ能登町へ定住してくださいと。先ほど市濱議員の質問に町長は、町有地のことですか、もう提供する云々というか、ちょっと答えていましたけれども、そういうことも特典つきで考えていって、来やすいような環境をして定住を進めていただきたい、私はそう考えます。

それと私は22年のときに一般質問したときに、町の住宅、あのときに、今、能登町で一番人気のあるのは、わすみ団地かな。その入居者は大変希望者が多くて、あれは先着順じゃなくて応募したのを全部後でシャッフルして抽せんというそういう格好をとっていますけれども、柳田の若い人で、あこは人気があるから、あこかさくら団地ぐらいに住みたいなど。そこに漏れると、ほかは大変言葉は僭越ですけどもほかの団地へは行きたくないと。結局、隣接の市町へ住宅を持って住まいをしている。そうなると、町長の掲げる定住人口も2人、お子さんができると3人、4人となっていきます。人気のある住宅を増設するお考えはあるのか。これも一つの定住人口と、またほかの市町からも能登町はあこがいいからと来る場合も考えられますので、まずそれ、まとめて言います。能登町に住みたいなという住宅をつくる、それも一つ政策を私していくべきじゃないか。そうするときには、つくる土地の、地主との問題もあります。それをまずクリアしなければいけませんけれども、町長の言う全身全霊で、町民のためじゃなくて町民の立場になって物事を考えていけば、私はそう難しい問題じゃないと思いますので。

それと、あと独身住宅ですね。今こうして耳にしますと、家族世帯の住宅にひとり住まいしている人もいるところは聞いています。そのときは応募者がなくてやむを得ず入居させたかもわかりません。その経緯は私は問うものではあ

りません。家族がいない独身でもここに住みたいとなると、独身住宅も若干これから考えていくべきじゃないかなと。私はそう考えていますので。町長、今の私のまとめて4つほど言いましたけれども、お答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、人気のある住宅の建て増しといいますか増築であります、議員がおっしゃるように土地の問題もかかってくると思いますし、いろんな問題があるかと思っています。ただ、今現在は古い町営住宅を建てかえている最中でもあります。まだまだその事業も終わっていませんので、これで新しく人気があるからといってそちらのほうにシフトして建ててもいいものかなという気もします。ですからそういった古い住宅をまず建てかえるのが今の町としての役目かなと。そして、住んでいただいている方に住環境のきちっとした整備をしたところで住んでいただくのを今の第1の目的としたいというふうに思います。

また独身住宅に関しましても、そういう需要がどれだけあるのか調べてみないと何とも言えませんが、希望者が多いようでしたらそういうことも考えていかなきゃならないのかなというふうには思っています。

議長（宮田勝三）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

俗に経済的にいうと市場リサーチですけれども、そういうのも大事なのはわかります。だけど、これはちょっと私の言葉に語弊があるかもしれませんけれども、建てて誰も入居者おらん住宅より、人気のあるところに建てて入居していただけるのが私は若干の、余計費用対効果があるんじゃないかなと。私はそう考える面もありますので、よくまた執行でも心の疎通を図って結果を出して、議会もまたご相談いただければ議会なりにもまたそういうアドバイスがあるかなと思います。

できるだけそういう、何であこ人気あるかという、やっぱり珠洲道路、コンビニもある、ある程度の遊戯場もある。交通の、あこは能登のハブですからおのずとあこに人気があるんじゃないかなと、私そう考えます。

じゃ議長、次の質問に行きます。

次は、CATV議会放送とインターネットでの議会放送ということで通告し

ましたけれども、まず、いろいろ町民とか若干の私の支持者からいろいろご指摘受けるんですよ。まず一番言われたのは、先般の3月議会終わってから放映が4月の中下旬やったか、私もよく記憶していませんけれどもかなり遅かったと。それは特例で遅いがで、あとすべからく議会放送が終わってからの再放送ですか、遅いんですね。そういう文句が言われます。

時間がないのでまとめて言いますよ。議長がまとめて言えというもんで。

それと、隣接の市町を私なりにリサーチしました。どういう状況であるのかと思って議会中継を主に調べてみますと、輪島市は通常五、六人ですけれども議会中継は専任は1人だということです。有線テレビとインターネットはライブです。日常の出来事取材するカメラマンは委託しているというような、カメラマンは委託しているようなことを聞きました。私は議事録の公開も遅いという質問事項に書こうかなと思ったけれども、まず各議会を調べてみますと、やはりどの議会も1カ月から1カ月半の後に有線とかインターネットに公表しているということで、私はあえて質問事項に挙げませんでしたけれども。

そういうことで、珠洲市はカメラも入れて五、六人。これは民間に委託していますけれども。そして翌日から放送。そして番組表は、大体人の集まる銀行とか公民館とか人の出入りする、多いところに有線の番組表を置いているということです。

穴水町は能越ケーブルですけれども、これも民間ですね。5人から大体7人程度。そして議会放送の再放送は大体2週間から3週間と聞いています。

そこで時間がないので私はまとめて言いますけれども、能登町の議会も、隣接はすぐライブとか翌日放送とかやっています。能登町はインターネットにしても有線にしても生放送はできないのか、できるのか。できるとしたらいつからか。できないとしたらスタッフが足らんのか、まだ専門のスタッフの中に専門の知識がないのか。その辺をひとつお答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず議会放送の生放送であります、子ども議会も生放送でやったことありますから決して無理ではありません。ただ、それは流しっ放しということで、今能登町で取り組んでいるような字幕といいますか、親切なああいう文字がつけられないのが状況です。それならばすぐ流すことはできます。

やはり町民に優しい議会放送をするためには、ああいったわかりやすい字幕といいますか、議案の名前とかああいうのをちゃんと編集した後で流してあげ

るのが親切かなというふうなことで今現在取り組んでいるところであります。

議長（宮田勝三）

9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

今町長が町民のサービス視点から考えた答弁をなされましたけれども、それは字幕スーパーが流れれば一番いいのはわかるけれども、輪島の私の友達の議員から聞くと、そういう字幕スーパー云々より、生ですから、議員も執行も緊張感を持ってやると。有線になるから緊張せんと、そんなわけではないですけども、そういうメリットが大じゃないかなという。珠洲市のそういう議員も申しておりました。

穴水の議員は、後日ですから、長年やっているからそのようなことは聞きませんでしたけれども、町長、できるなら一回試験的でも、一議会でもいいですから、字幕スーパー抜きにしてひとつ一議会でも試しにやってみてはどうですか。そこで町民が、やっぱり議案が何々議案とか、この議員はこういうことに質問しておるとか字幕スーパー流さなどんならんとすれば、また翌日になるかしらんけれども、まずやってみようという。奥成議員じゃないけれども、今でしょと私思いますので、ひとつぜひ今定例会は抜きにしても、遅くても12月ぐらいまでにはそういう対応をしていただければなと考えております。

時間がなくなりましたね。ちょっと私も言葉の組み立てが下手なので大変手間取っております。

そこで最後、これはちょっとまた私の悪いくせで、要らんことを一つ言うて質問を終わります。

実は私もこの間、仕事もないし暇やし家におると、告知放送ありますね。あれはいきなりばんと言うわね。ちょっと覚えておらんけれども、要件を言うて、ぱちっと切って音までつけていくすわね。あれはいかがなものかね。やはり朝やったらおはようございますとかそう言うて、健康福祉課なら健康福祉課からお知らせしますと。そして物事を言うて、そして健康福祉課のナカジマがお知らせしましたとか、そういう何か言わんと、誰が言うたんか何もわからん。愛想もないね。かえって道端にある自販機のほうが余計丁寧でしょう。

これは町長、まったくどいこと言うけれども、町民の立場に物を考えると町長はおっしゃっていますけれども、ちょっとしたアナウンスメントでも違いますよ。初めは、私が言うたというわけでないんですけども、初めの有線のテロップ、初め字幕やから、ずっと見ておらな町の行事とかわかりませんが、今は音声ガイドダンスが流れるからラジオ的に聞こえます。それはそれでよろしいで

すよ。だけど告知放送のあれは、もう少し朝ならせめて皆さんおはようございますとか、税務課なら税務課からお知らせします。何々はここです。そして税務課の何々がお知らせしましたと。

(「言っている」の声あり)

9 番 (向峠茂人)

言っている。名前入りで。

たまたま私の聞いたのはそれか知らんけれども、もしそういうことを実行されているなら各担当課長、言うてください。

議長 (宮田勝三)

総務課長 佐野勝二君。

総務課長兼能都庁舎長 (佐野勝二)

ただいまの質問ですけれども、実は3月議会に総務常任委員会で向峠議員からそのような申し出を受けまして、私も担当の職員に言いましたところ、言っていますよというような答えが返ってきたりして。ですから全てが全てそうではないのかもしれませんが、たまたま録音という放送の仕方もあったりして、朝、昼、晩、時間を合わせて変えて録音もすると。そうしたときに、夕方もあるのにおはようございますは言いにくかったのかもしれませんが。ただ、そういったところの運用の仕方で、今後さらに注意するところはできるだけ対応していきたいと思います。

一生懸命やっているつもりですけれども、二、三あったらそういうふうにとれたのもあったのかもしれませんが、極力今後も気をつけますので、よろしく願いいたします。

議長 (宮田勝三)

9 番 向峠茂人君。

9 番 (向峠茂人)

この間、私はたまたま耳にしたのがそういう名前はなかったんです。ただ要件をびゃっと言うて、そして切った。それは録音を使うのが妥当か、できるだけ生の声で。だから、こんにちはと言うなら、夜流すのならこんばんはでいいんじゃないですか。流す時間帯がわかっているんやから。朝から昼中からこんにちはでいいんじゃないですか。それぐらいしてもばちがあたりんかなと思う

がで。

やっぱり町民に慕われる役場じゃなきゃだめですよ。だから幾ら町長が一人音頭とっていても職員がついていかにや何も、絵に描いたもちなんですよ。町長そうでしょう。

ご返事がないということは、どうでもいいということか知りませんが。

私は感じていることは、少なくとも私以上の人も考えていると思いますので。ただ、たまたまそういうことが言える立場にいますから言ったので、そういう少しでも町民の立場になって物事を進めていくと町長が申しているんですから、職員もそれに倣ってひとつ切磋琢磨してほしいと思います。

目いっぱい使いました。議長、終わります。

議長（宮田勝三）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

皆さん、こんにちは。

大変に暑くて、執行部の皆さんも町長初め本当にお疲れであるというふうに思いますし、議員の皆さんも大変にご苦労さまでございます。お互い仕事でございまして最後までしっかりと頑張っていきたいと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私の質問、通告されているとおりというわけではないですけども、ほぼ通告に沿ってやっていきたいと思っております。

美辞麗句はちょっと控えさせていただく。時間の都合もございまして控えさせていただきますが、先日の全協において、ふれあい公社の株の売却についてのお話でしたが、その中で私としては幾つかの疑問点あるいは懸念することがございましたので、ここで質問をさせていただきます。

財団法人ふれあい公社が株式会社ふれあい公社として衣がえをしてから1年が過ぎたと思います。これはなぜそうなったのかということですが、総務省からの指導、通達であったと、こういうことなんですが、恐らく町の自治体の経営する財団法人もひとつ株式会社になって頑張って税金を払ってくださいよということが本音ではなかろうかなと私は思っております。

ところで、株式会社となった以上は株を売るか、あるいは増資をするかということなのかもしれませんが、自社株の売却または増資をしようとする真の狙いと申しますか目的は一体どういうことなんでしょうか。それと増資する場合は、あるいは株を売る場合は何らかの資金需要がある場合、つまりお金が必要だからというのが一般的には常識だというふうに私は思っておりますが、どの

くらい売却をして、あるいはどのくらい金額を集める予定なのか。集めた資金はどんなことに使うのかということについてお尋ねをしたいと思います。

公社株の売却につきましては、ふれあい公社の内部の取締役会で十分検討されたことなのかどうか。あるいは売却についてのガイドライン、いわゆる総額どのくらい売なのか。あるいはどのくらい増資をしていくのか。それから、町の持ち株は何%ぐらいの比率なのか。こういうガイドラインはきちっと作成をされているのかどうかということをもっとお示しをいただきたいということでございます。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず議員には、今回の公社の株に関しましては増資という名目はないということでご理解いただきたいというふうに思います。

そして、今回の株式会社能登町ふれあい公社の社員への株の売却についてありますが、現在この公社は、資本金3,000万円全額を町が出資しまして平成23年10月に設立しております。1株5万円で600株を町が所有しているものであります。一般の株式会社の株は自由に売買が可能であります、株式会社能登町ふれあい公社の株は会社の承認がないと株を取得できない株式譲渡制限の株というふうにしております。そうした理由は、いろんな心配される方もいらっしゃるんですが、適正な経営を確保するためにこういう株の制限を設けてあります。

そしてまた、今回、ふれあい公社の一部の株を社員へ譲渡する目的ということでありますが、これは社員の皆さんにも会社の経営に参加もしていただいて、そして社員のさらなる意識の高揚を図って会社を発展させたいということで、今回社員の皆さんに株を持ていただきたいという思いでおります。

具体的には、資本金3,000万円、600株のうちその20%の120株、600万円の株を社員へ譲渡するものであります。譲渡を20%としたのは、その程度であれば経営権への影響がないと判断したものであります。また、社員の経営参加を目的としていますので、第三者への譲渡を禁止することとしております。また、そういった譲渡した金額であります、町のほうが受け取りまして、町の一般会計の財産収入ということとする予定であります。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

今回、今お聞きしました公社の株は、譲渡制限付きの株であると。めったやたらに増資してふやすものではないということをお聞きして、一つ胸をなでおろしたところでございます。この前の全協におきまして、副町長は増資もあり得ると、こういう発言をされておりましたので、その点は私ども懸念をして、そういうことをもって、実をいいますと結構質問の内容がそれを想定して、しているわけですね。通告にもそうあると思うんですが。

まず職員に売却するということですね。その後、一般売却もあり得ると、こういうふうなことだったというふうに聞いております。今町長は一般売却というところまで話を行きませんでしたけれども、職員には20%ほど譲渡すると。20%ぐらいなら経営権においても影響を受けることはなかろうと、こういうことでございます。

ただ、順序を変えて申し上げますけれども、社員になぜ売らなきゃならないのか。株を持たさなければならないのか。この理由をちょっと述べていただきます。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども少し申し上げましたが、社員に株を持ってもらうことによって経営にも参加していただく。そして、社員のさらなる意識の高揚を図って会社を発展させていきたいという思いで、今回社員の皆さんにも株を持っていただきたいということで、そのメリットというのは非常に大きいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

社員のいわゆる意識の高揚ということですね。今、本当に意識がちょっと低いという認識でこういうことになるのですか。それともどうなのでしょう。さらなるという意味なのでしょう。

これはいいです。後でお答えいただきますね。

それから役員、社長を初め取締役、数人いらっしゃいますが、この役員は一

体どうなるんでしょうか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず社員に関しましては、さらなる意識の高揚ということでご理解いただきたいと思います。

それと社長以下、取締役の皆さんには、今後株を持っていただくようになろうかというふうに思っております。今回はまず社員の方に持っていただいて、2弾目として社長以下、取締役の皆さんにも株を持っていただくということになると思います。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

社員にはさらなる高揚を持っていただくと。それから社長。社長というのは町長ですね。以下、取締役員にはその後に持っていただくと、こういうご発言でございましたけれども、そうしますと社員はさらなる自覚を持って必死になって頑張れと。取締役は、それほどでもない頑張りをしばらくしておれと。また株を持ったならそれなりに頑張るであろうと。さらなる頑張りをするであろうと。こういうふうな受けとめ方をされるようなご発言でございますけれども、株を持たなければ頑張れないとか意識が高揚しないとか、こういうふうな考え方というのはそもそも私ちょっと疑問に思いますね。

今まで公社、創立以来二十数年ですか経っておりますが、合併してからでも10年近くなりますね。今まで必死になって恐らく頑張ってこられたのではないかなと、皆さん。株を持ったから、持たせたらもっと頑張るであろうと。馬の前にニンジンぶら下げるような、そういうのはちょっといただけないのではないかなと思いますね。

そしてもう1点、私、懸念する材料の一つとして、株を持った社員というのは一体どういう人なのかなと。どういう存在なのかなというふうに思うんですね。株主、いわゆる経営者です。株主というのは経営者の一分ですね。それが株を持つ。株を持った社員が相当でき上がる。やはり経営に対する発言力を当然持ってくるわけですね。1人や2人の場合はそれほどなくても、社内で話し合いをして、そしてあるグループが団結をして、そして申し入れをすると

か、いろんな発言力を行使してくる。こういうことも十分に私は想定できると思っていますんです。

そうした場合に、いわゆる労働組合のちょっとはしりみみたいな。労働組合ならまだ明らかな労働者ですけれども、経営者とは一線を画すんですが、同じ株を所有している社員がそうして団体交渉でやってくる。こういうこともあるんですね。あり得る。当然あってしかるべき。発言力ですから。そしてまた意識が高揚するんですから。もっとこんなことしておっちゃだめだろうという話になってくるわけです。

そうした場合に、経営に重大な影響が来ないというふうになるんでしょうかね。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず今回の社員の皆さんに株を持ってもらうというのは、昨年、株式会社になったわけなんですけど、財団法人から移行しても会社の名前が変わらないし、株式会社と財団法人という頭の部分だけ違っただけで何一つ変わってない。自分たちの仕事も変わってない。周りも変わってないということで、意識もそれほど変わらないという状況でした。ですからそうなったら社員の皆さんに株を持ってもらって、会社経営にも参画していただいて、ある意味リスクを背負うわけですから、そういったことで社員の皆さんにも納得をしていただきながら今回の譲渡に至るわけなので。ですから社員も決して株を持ったからうはうはというわけにはいかない。いざとなれば会社経営のリスクというのにも背負わなきゃならないということなので、その辺も理解していただいた上で社員の皆さんには株を持っていただくということであります。

当然、株主ですから、そういったグループを組まれて、会社がよくなる方向への建設的な意見、申し入れはどんどんしていただきたいというふうに私は思っております。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

どんどん申し入れしてくださいと言っておって、今だからそんなことを言っておるんですけれども、現実にはどんどん来られちゃ大変に困りますよね。役場

でもそうでしょうけれども。役場内での労働組合活動は余りやっておらないようですけども、これが盛んになりしときはやはり大変だったんですよ。そういうことは今まだ現実味を帯びてないので、そういうのんきなことをおっしゃっていますけれども、町長はまだ想像力が余りたくましくないんでしょうけれども、私はかなり想像力がたくましいもので、こうなったらこういうこともあるだろうとかいろいろ想像してみるわけです。

まして、一般に株を売るとかいう問題になってきますと、どうやって売るのかな。どうやって売るのか本当に心配しております。決まった特定の株を。早い者順でいくのか、さっきの住宅じゃありませんが来たものを抽せんするのか、それとも競売方式で値上がりをさせていくのかとか。人気があるとそうなるんです。どこかの株のように、名前言いませんけれども。赤字、どんだけ増資しても赤字やと。どんだけ増資しても全部紙くず。どぶへ捨てておるなと思いながら株を買っている人もいらっしゃる、現実。この町で。そういうところの株なら誰も頼む買ってくれといってもなかなか買いませんが、ふれあい公社の株は値打ちありますよ、はっきり言って。そうでしょう。値打ちあるんです。絶対赤字にならんから。全部役場の仕事を引き受けてやっている囑託、委託ですね。だからこれは赤字になるはずがない。赤字になっても赤字にしないようにしている。そういう事業。私、こんな便利な、こんないい会社ならどうしたって子供を入れたいね。それから、どうしたって経営したいですね。絶対赤字にならない。こんないい会社はない。大体、決算書を見ても償却がない。燃やすほうじゃないですよ。減価償却です。いわゆる莫大な金をかけてつくった建物、施設、これに対して借金を背負ってない。そして利息も払ってない。固定資産税も払ってない。あとはもうけるだけですと、こういうみたいなもし会社をつくれというなら、こんなありがたいことはない。ところが一般の民間人はそうじゃない。みんな借金をして背負って銀行から借りて、そして利息を払って、そして一般的な経費を払いながら、人件費を払いながら経営しているわけですから。これが株式会社なんです。本当の株式会社。

ところが、ふれあい公社は本当の株式じゃない。全部建物はつくってくれる。つくってあるところで仕事をする。どこかが壊れたら町が直してくれる。こんなありがたい話はない。これで赤字が出たらどうなんでしょう。出るはずがない。こういうことなんです。

だから一般的に、一般人にその株を売りますよという話になると殺到する。この前の、去年も前もやりましたが、商工会でプレミアムつき商品券というのを出した。1割のプレミアムつき。みんな車でも買おうとした人は100万円ぐらい買いたい。110万円の値打ちになる。窓口へ並んだんです、ぎーっと。これは限定1,000万とか2,000万という限定ですから。やっぱり人気

があるから売れる。プレミアムをつけない商品券は全然売れない。

今、この株は、やはり配当をつけるわけですから。何%か知りませんよ、配当がつく。その配当金はどこから出るんですか。町の税金からほとんど出ていくわけです。売上高の3分の1は全部委託料ですね。34の施設を委託していらっしゃる、ふれあい公社は。町の体育館やら何とか公園やら何とか温泉やら全部委託して34ある、施設。これを全部委託している。そして委託、運営して、全部町から毎年幾らと決まった金が入ってくる。だから赤字になりようがないんです。よっぽど変なことをしない限りはない。

そういうことを考えていったときに、私は想像力たくましい。どういうことになるのかなと想像するわけですね。やはりそういう意味で、ひとつ想像力をたくましくしていただいて、利権の巣にならないようにひとつよく慎重に考えてやっていただきたいなと、こういうことでございます。

そこで、町長、よろしくお願いします。それで私の言いたいことは言うたんです。それについて、町長。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

アドバイスありがとうございます。今のところ一般的に株を売り出すという予定は何も決まっていませんので、今後、今のアドバイスをいただいて慎重に進めていきたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

慎重にやっていくという町長のお答えでございましたので、そのとおり、私も慎重にとお願いしているわけですから、慎重に皆さんで検討されて、そしてそこは問題のないように進めていただきたいなということが一つ。

それから次、関連してくるわけですが、関連といえば関連になります。

旧小学校の跡地やさまざまな学校の施設がございます。これの有効活用策ということでございますけれども、3月議会でもこれはすったもんだとなって言ったわけですが、いわゆる相当大的な建物、それから今までは大事な学校施設だとかいろんな建物、それからグラウンド、相当規模の大きなものなんです、こういうものを有効に活用したい。その一つがこの前の太陽光発電だったわけ

ですが、こういうふうな感じで、私たちもそういうことをやりたいんだという方があらわれてきたときに、町はどういう対応をされるのか。

例えばこの前は中学校だった。今度はどこかほかの学校の跡地のグラウンドだったとすれば、この前はいわゆる計画案を持って申し入れをされましたので、それをしっかりと検討させていただいて、そしてどちらかというと優先的に来られた人に対して入札行為を行わないでやりましたということでしたね。今後もしそういうやり方をされるのか。事実、やりたいと、石川県内にほかにもやっているのでも能登町のようなありがたいところ知らなんだと。そういう公共の施設を貸していただけるものならやりたいなと。こういうことを言っていらっしゃる方がどうもいるみたいで、それでいいのか。その方が飛んできて、ぱっと同じような計画書を出して、それでできるのかどうか。

この点、町長、慎重に答えたい。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず町有地の貸し付けに関しましては、活用策の提出さえあれば貸し付けるというものでは決してありません。貸付決定に至るまでには、町の進める施策に沿うものであるかどうか、あるいは町にとって不利益につながらないかなどを念頭に入れながら、また他の自治体の事例なども参考にしながら、条件面などを整理して慎重に検討して行っております。

また、そうした提案というのは遊休地を抱える町にとっても有益なことでありますので、申請者の活用意欲を阻害しないように、また機会を逃さないように迅速に対応することも大切なというふうにも思っております。

公募とかそういうことなんですが、今までは町有地の貸し付けを行うに当たりましては公募を実施したことがないということは前回の議会でも答弁しておりでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

ちょっと理解しがたいようなことですがけれども。誰でも申し入れすればそのまま貸すというものではないと。よく真剣に検討するということですね。かといって、入札行為に公募してかけるわけでもない。何か難しい表現になってお

りますけれども。

これだけ大きな用地ですから、随契で貸していくというのはやはり問題ではないかなというふうに思いますね。あらゆる事業に対して相手が営利ですから、営利でないNPOだとか福祉協議会だとか社会福祉云々とか、こういう団体ならこれは話は別ですけれども、一般の営利を目的にした団体に対してそういう随契でもってどうぞというやり方は、これはいかがかと私は思います。

それから、全協のときもう一つありましたね。町施設の屋根貸しという問題。屋根を町の施設、いろんな施設あります。遊休もあれば現在活用しているところもある。その屋根を貸して太陽光発電に家賃を取って、地代というんですか家賃というんですか、いただいて貸しますよという話も同時にあったんですが、あの話は一体どうなったんでしょうか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず公募というようなお話でありました。公募を行う場合には、やはりその土地の用途とか期間など、町が条件を示した上で行うという方法が一般的かなというふうにも思っております。最近の新聞ではありますが、石川県が金沢外環状道路海側幹線の予定地で借り手を公募しましたところ応募者がいなかったというような記事が掲載されておりました。それによりますと、行政側と民間企業の間に条件面でギャップがあり、企業にとって利点が見出しにくいということでありました。

こうしたことから考えますと、募集期間や貸付業種などを定めたような公募よりも、遊休地の情報を公開し、地域の活性化につながるような提案をいただいて貸し付けていく方向がよいのではないかなというふうに考えております。借りたい、活用したいと打診していただいた方と条件面の調整や整理を行って活用につなげていくことが最も合理的であると私は考えております。

屋根に関しましては、担当課のほうから説明させていただきます。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

町施設の屋根貸しによる太陽光発電の現在までの状況でありますけれども、町の施設の屋根を借り受けて太陽光のパネルを設置したいという申し出を受け

まして協議をしてまいりました結果、これは2月の8日に屋根を使用する協定書を締結をさせていただいております。

その事業による町のメリットとしましては、再生可能エネルギーの普及促進により町の総合計画に掲げている循環型社会の構築による豊かな自然を守り生かすまちづくりが推進されるということと、少なからず賃貸料が町の収入として入るということで、設置した施設では災害時などの非常用の電源として利用ができるといったようなメリット等々を考慮して、協定に至ったわけであります。

現在、10カ所の施設において現在パネルを設置する架台の取り付けを進めているところでありまして、それが終わり次第、正式な賃貸料の契約といったことになっていくということであります。

以上です。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

まず町長、申し入れがあった業者とよく相談しながら、条件を整えながら貸していくのが一番いいと。提案をいただきながらやっていくのがいいと。こういう判断というかお話でしたけれども、町長がそういう判断であれば私もはどうしようもないんですが、ただ一言だけ実例で申し上げておきますけれども、震災でやられた東北、平地がみんな高台へ移転するわけです。そうすると平地があくんですね。それから、いろんな学校の跡も含めたいろんなところがあいてくるわけですが、ここへ太陽光発電の業者が殺到している。たしか我が町、平米180円で貸す契約をされたわけですが、東北は平米500円であると。こういうことで業者が入り込んできている、こういう話が新聞記事に出ておりました。

だから大変な家賃、地代をもらって、大きな地代をもらって町は有利になったとは言いきれないんですね。やはり業者間で競争があれば、そういうところにもどうしても太陽光をしたいという業者が何件も、今何社もあるんですよ。珠洲なんか地元の業者がやっているわけですね。何社かで集まって組合をつくって。下は紫ワラビですか、それを植えていくと。ここでまた生産していく。そしてそこには雇用も発生する。こういうことで全部地元にお金が回っていく。こういうこともやっているわけです、現実。

それから比較して、余り得のしないやり方を選択されたなど。私はこれは指摘をしておかねばならないというふうに思います。

それから屋根貸しの件ですが、これもこの前、５月の２９日付の新聞に出ておりましたね。石川県が県議会で県政石川の米澤賢司氏が質問した。石川県のいろんな施設、太陽光発電を導入できないのかと、こういう質問をした。既に昨年のうちに可能性を調査し、県の小森卓郎総務部長です。県施設で太陽光発電を導入できないかということで、２０１２年度に可能性を調査し、適地と判断した施設が複数あったということを明らかにしたと。導入した場合に採算性を確保できるよう国の補助制度が活用できないか検討をすると、こういう答弁でございました。その中で、導入した他の県の事例などに触れて、ほとんどの都道府県で国の補助金を活用していると。県も補助メニューを活用できないか検討を進めており整備を進めたいと、こういう答弁でした。県も補助金を得て、国の補助金を活用して太陽光発電を独自に導入したいと。そうすればいろんな意味で、県の財政的な問題もあるでしょうし、そういうものに貢献してくるであろうしということなんですね。

こういうことも一つ、含んでおいていただきたい。まださっきの大門監理課長の話によればこれから契約するみたいな話でしたので、よくその点ももう一度検討し直しされたほうが町民のためになるということを申し添えておきたいというふうに思います。

最後に、もうあれですが、どうかふれあい公社、さっき申しあげましたけれども、本当に事業資金を借りて、そして利息を払って、そして償却をすることなく事業ができるという非常にすばらしい環境にある、そういう組織でございますので、これをただ一般的な民間企業に成り下がらないように、私はしっかりと守って新しい事業を展開してほしいと思うんですね。そしてやはり一番の目的は、このふれあい公社の株式でもいいです、ふれあい公社は１００％町の出資ですから、雇用を生み出す。利益が多少あるないはいいいんです。雇用をつくり出す、働く場所をつくる、そんな会社にしていただきたいなということを強くお願いし、申しあげて、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（宮田勝三）

以上で一般質問を終わります。

１１番（志幸松栄）

議長、ちょっと。１１番、ちょっと発言を許していただきたいと思います。

町長と議長の判断と今の質問事項に対して。

議長（宮田勝三）

きょうは一般質問でございますので。

1 1 番（志幸松栄）

だから、それに対してかって、今の一般質問に対しての問題、ちょっとこういう一般質問のこういう議会に議論するものかなということで、私は疑義が生じたものですから。それと同時に、町長が理事に…。

議長（宮田勝三）

申しわけございませんが、全協等々もありますので、そういったときにもしお気づきの点がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

1 1 番（志幸松栄）

いや、これは公開されておるものですから、私はそういう懸念が生じたということで、町長が理事長として答えていたのか、それからまた町長として答えていたのかということに対して…。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで追加議事日程を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。（午後4時01分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後4時03分再開）

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす6月12日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とするこ

とに決定いたしました。

休会決議

議長（宮田勝三）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす6月12日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

したがって、あす6月12日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、6月13日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（宮田勝三）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後4時04分）

開議（午前１０時００分）

開 議

議長（宮田勝三）

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

報告第１号から報告第４号、報告第８号から報告第１０号

議案第５７号、議案第５８号

請願第２号、請願第３号、陳情第１号

請願第１号（継続審査分）

議長（宮田勝三）

日程第１報告第１号「平成２４年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から日程第９議案第５８号「能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」までの９件及び日程第１０請願第２号「国の教育予算を拡充することについて」から日程第１３継続審査分、請願第１号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」までの４件、併せて１３件を一括議題といたします。

常任委員長報告

議長（宮田勝三）

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 奥成壮三郎君。

総務常任委員長（奥成壮三郎）

総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度能登町一般会計補正予算（第６号））歳入及び所管歳出」

報告第８号「専決処分の承認を求めることについて（能登町税条例の一部を改

正する条例について)」

報告第 9 号「専決処分の承認を求めることについて（能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について）」

以上 3 件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 57 号「平成 25 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）歳入及び所管歳出」

議案第 58 号「能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

以上 2 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

次に教育民生常任委員長 市濱等君。

教育民生常任委員長（市濱等）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度能登町一般会計補正予算（第 6 号）所管歳出」

報告第 10 号「専決処分の承認を求めることについて（能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」

以上 2 件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 57 号「平成 25 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）所管歳出」の 1 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 2 号「国の教育予算を拡充することについて」は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

次に産業建設常任委員長 小路政敏君。

産業建設常任委員長（小路政敏）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度能登町一般会計補正予算（第 6 号）所管歳出」

報告第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度能登町農業

集落排水事業特別会計補正予算（第３号））」

報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号））」

報告第４号「専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第３号））」

以上４件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第５７号「平成２５年度能登町一般会計補正予算（第１号）所管歳出」

の１件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第３号「ＴＰＰの交渉に関する意見書について」は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第１号「融雪装置の設置について」は、今後も調査が必要であると判断し、継続審査といたしました。

次に平成２５年第１回定例会から継続審査となっておりました請願第１号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設設備について」は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（宮田勝三）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

１７番 新平悠紀夫君。

１７番（新平悠紀夫）

委員長にお尋ねします。請願第１号の桜峠における水道設備に対する皆さんの賛成少数ということでありましたので、再度質問させていただきます。

その経緯について、大変、桜峠を含めた横断する珠洲道路の関係もあらうかと思いますが出来るならば、私、提案者でありますので、そのあたりも含め再度また検討、執行部の方で検討できるものならば検討していただきたいという思いで質問させていただきます。今後の過程の中でどのような処置をされるか。また、どうしても無理だという条件があるのならばそれなりの報告を請願されました皆さん方へご報告を私自身がしなくてはいけないので、その辺も踏まえ

て執行部の方で再度検討していただくことをお願いして質問を終わります。

議長（宮田勝三）

産業建設常任委員長 小路政敏君。

産業建設常任委員長（小路政敏）

新平議員のご質問にお答えします。

現地視察行きまして、その間で色々予算的な面とかそういう金額的な面とか言われる最初に請願された方と現地行った時の責任者がちょっと代わっていたのかなというところで、ぜひともという強い要望もなかった問題とこの委員会の中ではほとんど賛成ていうのか、手を挙げて積極的に賛成という、うちの委員会の中では賛成少数という中でこたえたんですけども、そういう形でした。それで不採択という決定といたしました。まだ足りませんか。

議長（宮田勝三）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（宮田勝三）

これから、採決を行います。

お諮りします。

報告第1号「平成24年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第2号「平成24年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第3号「平成24年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第4号「平成24年度能登町簡易水道特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第8号「能登町税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第9号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第10号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」の以上7件に対する委員長報告は、承認です。

委員長報告のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

起立全員であります。

よって、報告第1号から報告第4号までの4件及び報告第8号から報告第10号までの3件、以上7件は、委員長報告のとおり承認することに決定されました。

次に、議案第57号「平成25年度能登町一般会計補正予算」、議案第58号「能登町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の2件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

起立全員であります。

よって、議案第57号及び議案第58号の2件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「国の教育予算を拡充することについて」に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号「T P Pの交渉に関する意見書について」に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号「融雪装置の設置について」に対する委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に継続審査分、請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設設備について」に対する委員長報告は、不採択であります。

請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設設備について」を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

(「採択」か「不採択」かどちらの賛成なのか」等の声あり)

議長（宮田勝三）

採択についてであります。

休 憩

議長（宮田勝三）

しばらく休憩いたします。説明させていただきます。 （午前10時19分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。 （午前10時22分）

請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」を採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時23分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

追加日程

議長（宮田勝三）

お諮りします。

本日、町長から議案第 59 号「請負契約の締結について（平成 24 年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（建築）」から議案第 61 号「請負契約の締結について（平成 24 年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（電気設備）」までの 3 件及び教育民生常任委員会委員長 市濱等君から発委第 1 号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」、産業建設常任委員会委員長 小路政敏君から発委第 2 号「T P P の交渉に関する意見書の提出について」の 2 件、並びに椿原安弘君ほか 1 名から発議第 4 号「「歩育基本法」の制定を求める意見書の提出について」、奥成壮三郎君ほか 1 名から発議第 5 号「一般用医薬品販売制度に関する意見書の提出について」、金七祐太郎君ほか外 1 名から発議第 6 号「スポーツ庁の創設を求める意見書の提出について」、向峠茂人君ほか 1 名から発議第 7 号「後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書の提出について」の 4 件、併せて 9 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4、追加日程第 5、追加日程第 6、追加日程第 7、追加日程第 8、追加日程第 9 として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、9 件を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4、追加日程第 5、追加日程第 6、追加日程第 7、追加日程第 8、追加日程第 9 として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

議案上程

議案第 59 号から議案第 61 号

議長（宮田勝三）

追加日程第1 議案第59号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（建築）」から追加日程第3 議案第61号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（電気設備）」までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先程は、全議案のご承認をいただき、ありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただきました議案3件につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号から議案第61号までの3議案はいずれも旧宇出津駅周辺整備に伴う、文化・交流・ふれあいのまちづくりの拠点づくりを目的とした観光・地域交流センターの建設について、相手方と請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

はじめに、議案第59号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（建築）」であります。

去る6月5日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、5億925万円で、金沢市の真柄建設株式会社、輪島市の宮下建設株式会社、能登町の株式会社鼎建設の3社が、真柄・宮下・鼎特定建設工事共同企業体として落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（機械設備）」につきましても、去る6月5日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、6819万7605円で、河北郡津幡町の株式会社津幡工業が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（電気設備）」につきましても、去る6月5日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、7600万9500円で、能登町の北陸電気工事株式会社能登営業所が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま、議題となりました議案第59号から議案第61号までの3件の審議方法についてお諮りします。

議案第59号から議案第61号までの3件は、全体審議といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号までの3件は、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

それでは、この3件につきましてそれぞれ落札率。予定価格に対して落札し

た価格がどうであったかそれぞれお願いしたい。

それから応募件数。応札された会社の件数。それぞれ聞かせていただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

それでは今ほどの質問にお答えします。まず能登町観光・地域交流センター新築工事の建築工事です。参加者は3企業体となっております。落札率については予定価格が4億8550万円に対して、4億8500万円。落札率は99.9パーセントであります。続いて、同じく能登町観光・地域交流センター新築工事の機械設備工事であります。応札者は7社であります。落札率つきましては予定価格が7334万円に対して、入札額が6495万100円であります。落札率は88.6パーセントであります。続いて同じく能登町観光・地域交流センター新築工事の電気設備工事ですが、応札者は9社であります。落札額については予定価格が8162万円に対して、入札額が7239万円。落札率が88.7パーセントであります。この金額につきましては、消費税を抜いた金額でありますのでよろしくお願いします。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

この機械とか電気に関しては88パーセントということです。普通、常識的にそんなものかなと判断するんですが、いわゆる建物につきましては99.9パーセントということになれば100パーセントに近い数字が出てきた。こういうことになぜなってくるのかなという素朴な疑問が我々としては感じて、その理由について考えられること。それをお聞きしたいなと思います。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

質問にお答えする前に先ほどの答えの中で訂正がありますのでお詫びして訂正させていただきます。建築工事の応札者についてですが、私先ほど3社と申

しましたが、参加の申し込みが3社で実際の入札にあたりましては2社が入札前、入札中に辞退をしております、実質的には1社入札という形になっております。お詫びをいたします。

それから請負率の高い低いという話でありますけど、私ども入札にあたりまして予定価格、それから最低制限価格を設定したうえで入札を執行しておりますが、予定価格については事前公表をしております。予定価格を公表しているということがあるのかもしれませんが、私どもとしては予定価格を下回る価格で応札された以上落札者として適正と判断せざるを得ないと思っています。

（「答弁漏れがあるんですが。なぜ辞退とか高落札率とかその理由を」と鶴野議員発言）

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

辞退者から辞退の理由について事情を聴取していますが入札にあたり見積もり、積算した結果、町の提示する予定価格以内での受注が厳しいということで辞退したということであります。

議長（宮田勝三）

他に質疑ございますか。15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

最後ですが、町の予定価格が厳しいということで辞退したと。こういう理屈なんですけど、ただ、機械電気はそうじゃなくて、同じ設計でやっているはずなんですけど、同じ設計者、同じ設計でもってやっている。それを分離発注したと。こういうことだと思うんですが、機械電気については予定価格を軽く下回って88パーセント。いわゆる数字がでている。建物建築に関してのみ難しいというこの理屈、私理解し難い。東北の震災の問題もあって資材が入りにくいか云々という話も巷ではあるんですが、それは建物も機械もそれから電気も同じ条件下にあって、なぜ建物だけがそうなるのかなという素朴な疑問です。

そしてもう1点。制限付き一般競争入札というこの言葉が軽く入ってくるんですが、しかも事後審査型。聞いただけで嫌になる言葉です。検閲しているような。制限付き、しかも事後審査型。どんな審査されるのか。あるいは制限をかけているのか。応札がしにくい一般競争入札。いわゆる自由な、本来は一般

競争というのは自由に競争してくださいという原則中の原則ですが、そこへ制限付き、しかも事後審査とこうなるとあの町はいかれんなど。何かいやらしいなというこんな雰囲気を出しているのではないかと心配するのですが。そして案の定、応札しないと。やめた。これをやってもだめだという感じになってきたと。こういうことはどうなのでしょう。町は町としてのイメージ。あるいは町のある意味では威厳とか。色んなのがあるんですが。それを舐められたという表現もあるし、今回は応札しなくてもまた次やってくれるだろうというふうな舐められ方もあるだろうし、あるいは嫌なイメージで見られているということもある。非常にそういう点でダメージというものがあるのではないかと。そういうふうに私推察し、心配懸念しているわけですが、この点いかがでしょうか。最後お答えいただいて終わりたいと思います。

議長（宮田勝三）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

議員の質問にお答えさせていただきます。今、能登町がとっているのは制限付き一般競争入札という制限付きということで、これは自治体たくさんあるけれどもほとんどの方が団体が制限付き。要するに全部フリーではないよということです。というのは、ある程度の能力とか当然そういうものを定めながらその中から応募してください、誰でも無制限じゃありませんよ。例えて言えば1万社応募あったら私どもは審査できません。そういった意味。また、地域性という意味。それをもちながら一部制限をさせていただいております。そして事後審査というものについては、本当にその方がその業者さんがわれわれが求めた要件に合致していたのかという再確認をさせていただいて、それについて何ら問題がなかったということで、その後において正当な契約の相手方であるという捉え方をしていくものであります。これは制度の問題でありまして、能登町が3000万円以上は一般競争入札に付するという条例を設けておりますのでこれに基づいて執行させていただいております。

議長（宮田勝三）

他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は、起立によって行います。

採 決

議長（宮田勝三）

お諮りします。

議案第59号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（建築）」、議案第60号請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（機械設備）」、議案第61号「請負契約の締結について（平成24年度社会資本整備総合交付金宇出津地区都市再生整備計画事業（仮称）能登町観光・地域交流センター新築工事（電気設備）」以上3件について、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって議案第59号から議案第61号までの以上3件は原案のとおり可決されました。

議案上程

発委第1号、発委第2号

議長（宮田勝三）

次に、追加日程第4発委第1号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」及び追加日程第5発委第2号「T P Pの交渉に関する意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

発委第1号及び発委第2号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発委第1号及び発委第2号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（宮田勝三）

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

発委第1号「国の教育予算の拡充を求める意見書の提出について」及び発委第2号「T P Pの交渉に関する意見書の提出について」の2件について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発委第1号及び発委第2号は原案のとおり可決されました。

議案上程
発議第4号

議長（宮田勝三）

追加日程第6発議第4号「歩育基本法」の制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

追加日程第6発議第4号「歩育基本法」の制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

ただいま上程されました発議第4号「歩育基本法」の制定を求める意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

車社会や電子社会の進展など社会環境や生活様式の変化により、「歩かなくてもいい」生活、「一人で室内で遊ぶ」生活が子どもたちに浸透し、すぐ躓いて顔から転ぶ、体格の成長に比較しての運動能力の劣化、すぐにキレるなど、子どもたちの心身の異変が指摘されているところです。

直立二足歩行は数百万年前からの人間活動の基本であり、また足は「第二の心臓」とも言われ、歩行は身体機能を育て、正常に保つ不可欠の手段といえ、心身の健康に資する運動として、歩行運動の有効性は数々の調査により示されている通りです。

「歩育」とはそうした歩行運動の有効性を活用し「子どもの心身の健全な育成に資することを目的とした教育活動、保健活動および啓発活動」を含めた総合運動活動として定義されており、石川県においては子育て指針のエンゼルプランに「外遊び、外歩き」の必要性が指摘され、また官学民参画による組織により親子を対象とした「歩育運動」が推進されているところです。

さらに全国的には、東松山市では小中学校の授業としてウォーキング大会で子どもたちが10キロ、20キロを歩き、東京都教育委員会では小学生に歩数計を携帯させ1日15,000歩以上の歩行をめざす取組がすすめられ、大阪府レクリエーション協会では「歩育」を活動の中心に据え、歩行運動を展開するなど、「歩育」の趣旨を広める社会運動が拡大しているところであります。

運動とともに子どもたちの成長に欠かせない「食」への取組は平成17年に「食育基本法」が制定され、教育現場はもとより社会教育活動としても幅広く取り組まれているところです。

本年3月には文部科学省より幼児期の運動指針が通知され子どもたちの身体活動促進への取組が始まるこの機会に、身体運動の基礎となり屋外での直接体

験学習による五感力の育成、親子、仲間との交流による絆の形成など、子どもたちの心身の健全育成に資する「歩育」の推進を支える「歩育基本法」が早急に制定されるよう地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出するものでございます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣ほか、関係機関です。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。お諮りします。

発議第4号「歩育基本法」の制定を求める意見書の提出については原案の

とおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第４号は原案のとおり可決されました。

議案上程 発議第５号

議長（宮田勝三）

追加日程第７発議第５号「一般用医薬品販売制度に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。１０番 奥成壮三郎君。

１０番（奥成壮三郎）

ただいま上程されました発議第５号「一般用医薬品販売制度に関する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします

今、国においては、薬事法における一般用医薬品のインターネット等による販売規制について、経済成長戦略として、消費者の利便性の向上を図るため、安全基準を設定して自由化する意向と伝えられるが、医薬品は本質的に人の身体にとって異物であり、不適正な使用や副作用等による健康被害の可能性が常に存在している。したがってその適正、安全な使用のためには、①薬剤師等の医薬品の専門家が医薬品の使用者の健康状態等を把握の上、医薬品の選択についてアドバイスし、その購入者の状況に応じて必要かつ的確な情報を提供することが可能であること。②使用後、何らかの副作用等の身体的事象等が発現した場合、薬剤師等の指導により速やかな対応が可能であることが必要である。

以上を鑑みると医薬品の販売には、いつでも相談可能な薬剤師等の専門家が購入者の身近に存在し、購入者との円滑な意思疎通が可能な対面による販売が不可欠である。

更には、インターネット販売サイトは匿名性が高く、責任の所在が不明確で

ある等から、これを解禁している諸外国では、偽造医薬品の横行と健康被害が大きな問題となっていることが伝えられている。

よって、国に対し一般用医薬品の販売について国民の安心・安全を第一義とし、薬事法の改正など必要な規制、措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出するものでございます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣ほか、関係機関です。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞご賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。

お諮りします。発議第5号「一般用医薬品販売制度に関する意見書の提出について」は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議案上程 発議第6号

議長（宮田勝三）

追加日程第8発議第6号「スポーツ庁の創設を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

ただいま上程されました発議第6号スポーツ庁の創設を求める意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など国民生活において多面にわたる役割を担うものである。しかしながら、日本のスポーツ行政はこれまで、文部科学省が競技スポーツを担当する一方、障害者スポーツは厚生労働省が担当するなど省庁間をまたいで行われてきた。

こうした中、2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致活動が大詰めを迎えており、各省庁のスポーツ施策を一本化し、総合的に施策を立案できる新たな省庁として、「スポーツ庁」の設置が望まれている。

さらに、スポーツ庁の設置により、昨今のスポーツ界における暴力等の、それぞれの競技スポーツの中で独自に解決しにくい問題の解決、スポーツを通じ

た国際交流並びに地域スポーツ及びトップスポーツの振興などが期待されている。よって、国において、スポーツ振興を国家戦略として位置付けるためにも、早急に「スポーツ庁」を創設するよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出するものでございます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣ほか、関係機関です。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。

お諮りします。

発議第 6 号「スポーツ庁の創設を求める意見書の提出について」は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案上程 発議第 7 号

議長（宮田勝三）

追加日程第 9 発議第 7 号「後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。9 番 向峠茂人君。

9 番（向峠茂人）

ただいま上程されました発議第 7 号「後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書の提出について」を説明いたします。

後期高齢者医療制度は、国が 75 歳以上の高齢者の人口や医療費が増加したことから、世界一の長寿国である日本の医療、特に高齢者の方々の医療を支えるため新たに平成 20 年 4 月から導入したところである。

しかしながら、高齢者に新たな負担が生じることや低所得者への配慮に欠けていること、更には、本制度の施行前から「後期高齢者」という名称に関して戦後の荒廃した日本を支え平和な国にするために努力されてきた高齢者の方々に対して「姥捨て山」ごとき印象を与えているとの批判を受けるなど、多くの問題点が指摘されてきたところである。

今後の後期高齢者医療制度については、国において平成 24 年 8 月 10 日に成立した社会保障制度改革推進法の「社会保障制度改革国民会議」の中で検討されることとなっているが、本制度も 5 年目に入り、月日とともに制度も定着してきたこと、新たな制度構築には膨大な費用がかかることなどから、「後期

高齢者」という名称について、「長寿医療」など高齢者に配慮した優しい名称に変更されるよう、強く要望するものであります。以上地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、厚生労働大臣、財務大臣ほか関係省庁に提出するものであります。

議員各位には慎重なる審議のうえ、どうかご理解のほど宜しくお願いいたします。以上をもって提案理由の説明を終わります。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。

お諮りします。

発議第7号「後期高齢者医療制度の名称変更を求める意見書の提出について」

は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

以上、今期定例会で可決されました発委第1号から発議第7号までの6件に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

継続審査の件

議長（宮田勝三）

日程第14「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長、及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、また、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

閉会の挨拶

議長（宮田勝三）

ここで、持木町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成 25 年第 2 回能登町議会定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さる 6 月 5 日開会されましたこの度の議会定例会におきましては、平成 25 年度一般会計補正予算（第 1 号）はじめ多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり可決、承認をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。なお、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、慎重に執行して参りたいと考えております。

さて、世界農業遺産地域を認定する国連食糧農業機関（F A O）の国際会議が、5 月 29 日から 6 月 1 日にかけて七尾市を主会場に開催され、世界各国の政府関係者らに能登の伝統的な景観や文化など「能登の里山里海」の魅力が紹介されました。また、30 日には、春蘭の里におきまして現地懇談会が開かれ、谷本県知事、F A O のシルバ事務局長出席のもと、農林漁業に携わる関係者のほか、春蘭の里実行委員会の多田喜一郎氏からは、農家民宿の取り組みについての紹介があり、活発な意見交換が行われました。

町としましては、今回、国内初の国際会議が認定地の能登で開かれた意義は大きく、「能登」を世界に発信できたものと考えており、能登に暮らす私たちの普段の生活が遺産を守り引き継ぐという保全活動に繋がり、結果、知名度の向上、交流人口の拡大が図られ、地元が元気になると信じているところであります。

議員の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願い致します。また、今議会会期中一昨日一般質問の折、山林火災が発生いたしました。能登町のみならず他地域でも火災が多発しております。町民の皆様には空気が大変乾燥もしていますので火の取り扱いには十分注意していただくことを改めてお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉議・閉会

議長（宮田勝三）

これをもちまして、平成 2 5 年第 2 回能登町議会定例会を閉会いたします。

閉会（午前 1 1 時 1 2 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年6月13日

能登町議会議長 宮 田 勝 三

会議録署名議員 河 田 信 彰

会議録署名議員 奥 成 壮 三 郎